

第2編 風水害等対策編

第1章 災害予防計画

第1節 気象等観測体制整備計画

災害発生時における迅速な初動体制の構築に資するため、町及び防災関係機関は、気象等観測体制の整備を推進する。

1 町の気象等観測体制の整備・強化

(1) 町の気象観測体制

町は、町庁舎及び学校等（保育園、小中学校）において気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等を随時観測し、災害が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用する。

(2) 観測体制の充実

町及び山形地方気象台等防災関係機関は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステム構築の推進に努め、防災や観測成果の公表を目的として気象観測施設を設置した時は、設置の日から30日以内に山形地方気象台長に届け出る。また、観測精度を維持するため、気象観測に用いる気象測器は気象業務法で定める技術上の基準に従い、検定に合格したものを使用する。

第2節 防災知識の普及計画

町及び県等の防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及啓発について定める。

1 防災関係機関職員に対する防災教育

(1) 町における防災教育

町は、毎年度当初職員に対し、防災関係法令、関係条例、防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。また、職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- ① 気象災害に関する基礎知識
- ② 災害の種別と特性
- ③ 防災計画と町の防災対策に関する知識
- ④ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ⑤ 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- ⑥ 家庭及び地域における防災対策
- ⑦ 防災対策の課題

なお、上記④及び⑤については、毎年度町所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施するほか、町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

2 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について町が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町は、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災訓練や啓発活動を通して防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、早期自主避難の意識浸透を図る。また、地域における多様な主体の関わりの中で防災知識の普及を図る。

なお、町は、住民が自らの地域の水害リスク及び土砂災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスク及び土砂災害リスクの提供に努める。

また、集中的な大雪が予測される場合は、住民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

- ① 防災計画の概要

② 気象災害に関する一般知識

③ 災害発生前の準備等についての啓発事項

ア 住宅の安全点検

イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ウ 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレト
ーパー等

エ 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

オ 家族が服用している医薬品の情報等の把握

カ ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子に
ならないための対策、避難用品や備蓄品の確保等）

キ 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

ク 町の災害史や地域の危険情報の把握

④ 災害予想区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路、災害に関する
情報の伝達方法等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）を住民に周知する。なお、
災害予想区域図（ハザードマップ）河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の
立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

⑤ 災害発生後の行動等についての啓発事項

ア 特別警報・警報・注意報発表時、避難勧告等発令時にとるべき行動

イ 風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路

ウ 応急救護の方法

エ 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

オ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

カ ライフライン途絶時の対策

キ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

（2）啓発方法

町は県及びその他関係機関と協力し、広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター
等の配布や、防災ビデオの貸出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促
進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基
本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに
最上広域消防本部で実施する応急手当講習会など様々な機会を通じて防災知識と自助を
基本とした防災意識の普及啓発を図る。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避
難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

（3）住民の責務

各自主防災組織（町内会）は、地域の地理特性等の実情に即した防災訓練（避難訓練）
を計画するよう努め、住民は、地域の防災訓練（避難訓練）などに積極的に参加するよう
努める。

3 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となるこ

とから、町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

① 災害への備えについての啓発事項

ア 事業者等の安全点検

イ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備

ウ 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー等の備蓄

エ 水害保険・共済等の事業所等の再建に向けた事前の備え

オ 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

② 災害予想区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路、災害に関する情報の伝達方法等を示した災害予想区域図(ハザードマップ)を住民に周知する。なお、災害予想区域図(ハザードマップ)河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

③ 災害発生後の行動等についての啓発事項

ア 風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路

イ 応急救護の方法

ウ 通信系統の適切な利用方法(災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用)

エ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

オ ライフライン途絶時の対策

カ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

町は県と協力し、広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオの貸出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

4 学校等(保育園、小中学校)教育における防災教育

(1) 園児・児童生徒等に対する防災教育

町は、防災教育を学校等(保育園、小中学校)教育の中に位置付け、教科、学級活動、ホームルーム活動、学校等(保育園、小中学校)行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、園児・児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、県及び町の災害史等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

- ① 園児・児童生徒等の発達段階や学校等(保育園、小中学校)種別、学校等(保育園、小中学校)の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること(指定避難所、避難経路の確認、防災知識の普及啓発等)。

- ② 園児・児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育資材、学校等（保育園、小中学校）安全資料を活用し指導すること。
 - ③ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」、「助け合う心」や「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。
- (2) 教職員に対する防災教育
- ① 教育委員会等は、国や県で示される防災教育に関する方針等に基づき、災害の基礎知識、園児・児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する指導を行う。
 - ② 校長等は、教職員が災害発生時に、適切かつ主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、医療機関・福祉施設並びに宿泊施設等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、LPガス等の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 医療機関、福祉施設等における防災教育

医療機関や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) 宿泊施設等における防災教育

宿泊施設においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第3節 地域防災力強化計画

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域住民、事業所等における自主防災組織等の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

1 消防団の活動

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として、防災活動において重要な役割を持っている。その活動として、平常時においては、それぞれの地域において、消防・水防訓練を行うとともに、地域住民に対しては防災に関する指導・広報を行い、災害を未然に防ぐための特別警戒等の活動を行う。

2 自主防災組織の育成

（1）育成の主体

町は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

（2）育成の方針

町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和54年3月23日山形県防災会議決定）に基づき、既存の町内会等の自治組織を自主防災組織として育成する。また、各地区の組織を中心とした消防団OB、女性防火クラブ等の育成を推進する。

その際には、特に、災害危険度の高い、次のような地域に重点を置き推進を図る。

- ① 人口の密集している地域
- ② 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ③ 木造家屋の集中している住宅地等
- ④ 土砂災害危険地域
- ⑤ 雪崩発生危険箇所の多い地域
- ⑥ 消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等の困難な地域
- ⑦ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- ⑧ 過去において災害により甚大な被害を受けた地域
- ⑨ 土砂災害警戒区域の多い地域

（3）自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成を図る。

- ① 住宅地における町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- ② 同一の避難所の区域あるいは旧小学校区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

（4）育成強化対策

- ① 町は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

ア 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

(ア) 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

(イ) 編成上の留意事項

- a 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- b 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- c 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- d 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

イ 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

ウ 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

(ア) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）。

(イ) 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）。

(ウ) 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）。

(エ) 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）。

(オ) 出火防止及び初期消火に関すること（消火方法、体制等）。

(カ) 救出及び救護に関すること（活動内容、消防機関等への連絡）。

(キ) 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等）。

(ク) 給食及び給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）。

(ケ) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）。

② 自主防災リーダーの育成

町は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。

イ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること。

ウ 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること。

③ 訓練の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返す行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練及び避難訓練等の各種訓練を行い、発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するよう努める。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

④ 防災資機材の整備等

町は、県が実施する「防災資機材購入支援事業」、財団法人自治総合センターが実施

する「コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点（公民館等）、消防水利（防火水槽等）及び広場（避難路、避難場所等）等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動ができるよう努める。

⑤ 自主防災組織連絡協議会の設立

町は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を進めるとともに、地区防災計画の策定が促進されるよう普及啓発を図る。

（５）自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。

① 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
- ウ 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設等）の点検
- エ 地域内における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認
- オ 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
- カ 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
- キ 避難所・避難場所及び医療救護施設の確認
- ク 火気使用設備・器具等の点検
- ケ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- コ 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施等
- サ 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

② 災害発生時の活動

- ア 出火防止及び初期消火活動の実施
- イ 地域住民の安否の確認
- ウ 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
- エ 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
- オ 地域住民に対する避難勧告等の伝達
- カ 避難誘導活動の実施
- キ 要配慮者の避難活動への支援
- ク 避難生活の指導、避難所の運営への協力
- ケ 給食・給水活動及びその協力
- コ 救助物資等の配布及びその協力
- サ 他地域への応援等

（６）関連団体との連携

自主防災組織は、次により、女性防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

- ① 女性防火クラブとの一体的な活動体制づくり
- ② 少年消防クラブ等の育成強化への協力
- ③ 民生委員・児童委員と連携した要配慮者支援の実施

3 企業（事業所）等における防災の促進

町は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

（1）企業等における自衛消防組織の育成

① 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- ア 宿泊施設及び学校等（保育園、小中学校）等、多数の者が出入し又は居住する施設
- イ 石油類、LPガス、危険物等の貯蔵所又は取扱所
- ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

② 育成強化対策

ア 消防法に基づく指導

町は最上広域消防本部と協力し、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

特に、小規模なビルにおいては、地震災害特有の対応事項を含めた防災管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

町は最上広域消防本部と協力し、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

③ 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- （ア）防災要員の配備
- （イ）消防用設備等の維持及び管理
- （ウ）各種防災訓練の実施等

イ 災害発生時の活動

- （ア）出火防止及び初期消火活動の実施
- （イ）避難誘導活動の実施等
- （ウ）救援、救助活動の実施等

（2）企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

4 地域住民及び事業者の共同による地区内の防災活動の推進

大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、地域住民、企業（事業所）等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが必要である。そのため、町内の一定の地区内の地域住民及び当該地区に企業（事業所）を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、地域住民等から上記提案を受けた場合、必要があると認めるときは、防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4節 災害ボランティア受入体制整備計画

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、町等が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。また、町並びに町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成に努める。

1 ボランティアの定義と位置づけ

ボランティアは、自らの意思により、被災者の援護等のために営利を目的としない自発的な活動を行うものであり、町としては、災害時にはボランティアの意思を尊重し、町の被災状況などの情報や必要な物資等を提供するなど、側面からの積極的な支援を行い、応急活動等がすべての人たちの協力により円滑に行われるよう努める。

2 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は、次のとおりである。

- ① 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ② 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ③ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
- ④ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- ⑤ 被災者の話を聞く傾聴活動

(3) 受入体制の整備

町並びに社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

- ① 町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- ② 町災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- ③ 町災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- ④ 町災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- ⑤ 地域における防災意識の普及啓発
- ⑥ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

3 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や医療機関等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体 (ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定	建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの

(3) 受入体制の整備

町並びに町社会福祉協議会は、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体、県等と相互に連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組を行う。

- ① ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。
- ② ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。
- ③ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。
- ④ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及啓発、加入促進を図る。

4 活動環境の整備

町は、被災者ニーズ等の情報提供方策の整備やボランティア団体の活動支援、リーダー育成など、ボランティア活動の環境整備を図る。

第5節 防災訓練計画

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、町、県、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

1 訓練の実施及び参加

- (1) 町長は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、法令、本計画及び町総合防災訓練実施要綱の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。
- (2) 防災訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。
- (3) 自主防災組織をはじめとする地域住民及び要配慮者の参加に重点を置く。
- (4) 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施する。
- (5) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求める。
- (6) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努める。
- (7) 図上訓練等を実施するように努める。
- (8) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努める。
- (9) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討する。

2 訓練の種類及び内容の整備

突発的災害の発生に備え、町内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時実施するとともに、次のように図上、実地訓練を行う。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

(1) 総合防災訓練

町は、災害時における防災活動の円滑化と関係機関相互の協力体制の強化及び地域住民の防災意識の高揚を図るため、基本法第 48 条により年 1 回実施又は図上訓練を実施する。

実施時期・方法等は町消防団と十分協議のうえ、計画する。

訓練項目は下記のとおりとする。

- ① 気象予報伝達訓練
- ② 自主防災組織による初期対応訓練
- ③ 非常招集訓練
- ④ 避難誘導訓練
- ⑤ 災害情報収集訓練
- ⑥ 救出訓練
- ⑦ 通信手段確保訓練
- ⑧ 救急救護訓練
- ⑨ 非常通信訓練
- ⑩ 緊急道路確保訓練
- ⑪ 対策本部設置訓練
- ⑫ 対策本部運営訓練
- ⑬ 消火訓練
- ⑭ 災害対処訓練

- ⑮ 給食給水訓練
- ⑯ 防災ボランティア受入訓練
- ⑰ 救援物資輸送訓練

(2) 非常通信訓練

町及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時に防災関係機関相互の無線等による通信連絡を迅速かつ確実に行うため、定められた通信ルートにより、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

(3) 水防訓練

町及び舟形町水防団（消防団）は、大雨等による出水や洪水を未然に防止するため、水防技術を錬磨し、水防工法を習得し、併せて水防資材の点検、重要水防箇所の確認を目的に、水防法第28条の規定により、毎年出水期前に年1回水防訓練を実施する。

実施期間・方法等は舟形町水防団（消防団）と十分協議のうえ、計画する。

(4) 火災防ぎょ訓練

町消防団は、消防活動の円滑・充実に図り、実践的能力を涵養するため関係機関・地域住民の協力を得て、建物火災を想定し強風下、水利難のあらゆる状況下における火災に対処するため、おおむね年1回火災防ぎょ訓練を行う。

実施期間・方法等は町消防団と十分協議のうえ、計画する。

(5) 消防操法技術訓練

消防活動の基本である操法技術の習得と技術の向上を図るため、年1回実施する。

実施時期・方法等は町消防団の計画による。

(6) 教育訓練

消防団員の技術向上のため、消防学校で行われる教育訓練に計画的に派遣する。

3 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、町が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

また、ライフライン（交通、電力、電話及び上下水道）等、住民の社会活動の重要な施設の管理者は、災害時における施設の保全と応急復旧が迅速かつ円滑に行われるようにそれぞれ応急復旧訓練を実施する。

4 保育所、小中学校の防災訓練

保育所、小中学校の管理者は、園児・児童生徒等の安全を確保するため、安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校等（保育園、小中学校）生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 園児・児童生徒等の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) 水害・土砂災害等、地域災害特性を考慮した避難訓練を実施すること。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び医療機関・福祉施設並びに宿泊施設等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者及び防火管理者等は、災害が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施するとともに、土砂災害防止法に基づく避難確保計画を作成し、同計画に基づく避難訓練を実施する。

また、最上広域消防本部は防火管理者選任事業所に対し避難計画の樹立及び訓練の実施について指導、援助を行うものとする。

特に、医療機関・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び最上広域消防本部等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

町は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、必要な支援・働きかけを行う。

6 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

- (2) 町及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果をとりまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

7 県・隣接市町村等が実施する防災訓練への参加

町は、県の実施する総合防災訓練及び隣接市町村及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第6節 避難体制整備計画

災害は、二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に町が実施する避難体制の整備について定める。

1 避難場所及び避難所の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等（保育園、小中学校）の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで指定避難場所及び指定避難所（以下この節において「指定避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、防災計画に定めるとともに、住民への周知徹底を図る。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

（1）指定避難所等の定義

① 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校等（保育園、小中学校）のグラウンド等であり、防災計画で指定した場所をいう（資料・様式編 3-1）。

② 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等（保育園、小中学校）の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ防災計画で指定した施設をいう（資料・様式編 3-2）。

（2）指定避難所等の指定

指定避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

- ① 土砂災害等の危険区域以外において地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。やむを得ず危険区域内となる場合は、浸水、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物であること。

また、一旦避難した指定避難所等にさらに危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

- ② 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む。）をすべて受入れられる面積を確保すること。また、観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して指定避難所等を整備すること。指定緊急避難場所では1～2㎡/人程度、指定避難所で3㎡/人程度を目安とし、町が適当と認める場所とすること。
- ③ 延焼、土砂災害等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。
- ④ 公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。
- ⑤ 危険物を取扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。
- ⑥ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分

な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

- ⑦ 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- ⑧ 学校等（保育園、小中学校）教育施設を指定避難所等として指定する場合は、学校等（保育園、小中学校）が教育活動の場であることに配慮すること、学校等（保育園、小中学校）教育施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- ⑨ 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、指定避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。
- ⑩ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。
- ⑪ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。
- ⑫ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。
- ⑬ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

（３）避難路の安全確保

町は、指定避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

- ① 指定避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生（予想を含む。）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。
- ② その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。特にスクールゾーンにおける危険箇所の調査を行い、危険要因の排除に努めること。

（４）指定避難所等及び避難方法の事前周知

町は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。

① 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

② 広報紙、ハザードマップ、チラシ配布

ハザードマップ等の作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

③ ホームページへの掲載、緊急速報メール（エリアメール）による周知

④ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先とし

て選択すべきであること。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

2 避難勧告等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難勧告等を発令できるよう、あらかじめ明確な基準の設定に努める。

また、避難勧告等の発令の判断及び伝達を適切に行うため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難勧告等の発令基準等について定める。

(2) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

町は、避難勧告等の発令及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

(4) 避難勧告の発令基準の策定

① 避難勧告等の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項

項 目	洪 水	土 砂 災 害
対象とする災害及び警戒すべき区間等	避難行動をとる必要がある河川とその区間を特定（ハザードマップ等、河川や内水発生等の特徴に関する情報）	土砂災害警戒区域及びその周辺
避難すべき区域	水位観測所ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（避難行動要支援者に関する情報）	土砂災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を設定（孤立箇所、自主防災組織、避難行動要支援者等地区の実情を考慮）
避難勧告等の発令の判断基準等	1) 指定避難所等へ避難するため必要な時間を把握 2) 避難すべき区域ごとに避難勧告等の発令基準や考え方を策定	土砂災害警戒情報、近隣での土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況等を用いた発令基準の設定
避難勧告等の伝達方法	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定 （伝達手段の整備や自主防災の体制等）	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定 （伝達手段の整備や自主防災の体制等）
災害特性等	外水氾濫、内水氾濫（水門操作のタイミングや水路の状況）など	1) 局地的・突発的に発生し、目視による確認が困難で家屋・人的被害が発生しやすい。 2) 深層崩壊など想定を超える規模の土砂災害が発生することもあるため、気象状況、近隣の災害発生

項 目	洪 水	土 砂 災 害
		状況や前兆現象等状況把握に努め、避難勧告等の発令を判断する。

② 避難勧告等の発令判断・伝達マニュアルの作成

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

また、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

町は、マニュアルの作成にあたり、災害の特性と住民に求められる避難行動（猛烈な雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段（地震や大雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、大雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

また、町は山形地方気象台や山形河川国道事務所等の国の機関や県から、避難勧告等の発令基準の策定について、支援及び助言を受けるものとする。また、町は、国、県の関係機関との間で連絡を密に取り合い、ホットラインを構築するなど、日頃からの連絡体制を確立しておく。

③ 避難勧告等の発令・伝達体制の整備

町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ア 町長が不在時の発令代行の順位
- イ 発令の判断に必要な気象情報等の確実な入手体制の整備
- ウ 災害種別に応じた指定避難所等・避難経路の事前の選定

(2) 防災計画への反映

	項 目	内 容	根拠法令等
洪水 ・土砂	避難勧告等の発令基準	避難勧告等の発令基準等について記載 判断基準の情報 ・洪水：氾濫危険水位、洪水予報、洪水警報、洪水注意報、大雨特別警報（浸水害）、大雨警報（浸水害）、大雨注意報（浸水害）、流域雨量指数の予測値、洪水警報	

	項 目	内 容	根拠法令等
		の危険度分布、早期注意情報（警報級の可能性） ・土砂：大雨特別警報（土砂災害）、大雨警報（土砂災害）、大雨注意報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、記録的短時間大雨情報、土砂災害緊急情報、土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況	
	避難場所	浸水や土砂災害からの安全性についての配慮に加え、避難経路や避難誘導体制等を記載	水防法第15条第1項第2号 土砂災害防止法第8条第1項
	要配慮者の警戒避難体制	要配慮者の情報把握 要配慮者利用施設への情報伝達体制	水防法第15条第2項第2号 土砂災害防止法第8条第2項
	洪水予報等の伝達方法	浸水想定区域ごとに規定 ・伝達手段：防災行政無線、電話、訪問など ・伝達情報：洪水予報、避難判断水位情報など	水防法第15条第1項1号
	避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	浸水想定区域ごとに規定 ・洪水予報等の具体的かつ詳細な伝達方法 ・要配慮者向けの段階的な避難情報の伝達方法	水防法第15条第1項2号
洪水	要配慮者利用施設等の名称及び所在地等	浸水想定区域ごとに規定 ・要配慮者利用施設等 ・要配慮者利用施設については、利用者の洪水時の安全かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを記載 ・防災計画に、これらの施設の名称及び所在地を記載した場合は、施設ごとに、警戒避難体制を確保するため、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を記載 【防災計画に位置付けられた施設の所有者又は管理者の義務等】 ○要配慮者利用施設 ・避難確保計画の策定 ・避難確保のための訓練の実施 ・自衛水防組織の設置（努力義務）	水防法第15条第1項4号 水防法第15条の3
土砂	土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備等	1) 土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。 ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難	1) 土砂災害防止法第8条第1項（法定）

	項 目	内 容	根拠法令等
		路その他の避難経路に関する事項 ③土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地 ⑤救助に関する事項 ⑥その他必要な警戒避難体制に関する事項 2) 防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。 3) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ〔防災マップ〕）の配布その他の必要な措置を講じる。 【防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の義務】 ○避難確保計画の策定 ○避難確保のための訓練の実施	2) 土砂災害防止法第8条第2項（法定） 3) 土砂災害防止法第8条第3項（法定） 土砂災害防止法第8条の2

3 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備
- (2) 地域完結型の備蓄施設の確保及び給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）及び毛布等の生活必需品のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備
- (3) 要配慮者等に配慮した避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化等の環境整備
- (4) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設等の環境整備
- (5) 更衣室等のスペース確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の環境整備

4 避難計画の整備

次事項に留意して避難計画を整備する。

- (1) 避難勧告等を行う基準及び伝達方法

- (2) 避難場所の名称、所在地、収容人員
- (3) 避難所の名称、所在地、収容人員
- (4) 避難路及び誘導方法
- (5) 避難行動要支援者の避難支援体制

5 避難行動要支援者避難支援プラン、避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者避難支援プランを作成するものとする。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）については、改正基本法により町長に作成が義務付けられており、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

6 避難誘導體制の整備

町は、避難勧告等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

7 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校等（保育園、小中学校）、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

- ① 防災情報の入手体制
- ② 地域の実情に応じた避難所等（町指定の避難所等）及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法
- ③ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制
- ④ 集団的に避難する場合の避難地等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法
- ⑤ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法
- ⑥ 施設に想定される災害リスク
- ⑦ 避難の確保を図るための施設の整備
- ⑧ 防災教育及び防災訓練

(2) 不特定多数の者が利用する施設

宿泊施設、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

- ① 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

- ② 利用者の施設外への安全な避難誘導
- ③ 避難所等に係る市町村等との事前調整

8 福祉避難所の整備及び指定

町は、一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のために、福祉避難所の整備を進める。併せて、福祉避難所が整備されるまでの間の対応及び町福祉避難所整備後の予備的措置として、次の事項に留意し、必要に応じて「福祉避難所」を指定するように努める。

なお、指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の分けする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

- (1) 相談等にあたる介助員等の配置（おおむね 10 人の対象者に 1 人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

9 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

第7節 救助・救急体制整備計画

災害による被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制を整備する。

1 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに町又は最上広域消防本部、新庄警察署に通報するとともに、これら防災関係機関の避難勧告・避難指示（緊急）等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生埋者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、町の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

2 町及び消防機関の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

(2) 民間等による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

(3) 消防組織の救急・救助体制の整備

① 最上広域消防本部

救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員としてより高度な応急措置を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

② 消防団

町は、消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助資機材搭載型ポンプ自動車等による救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救急・救助用資機材の整備に努める。

(4) 連携体制の構築

① 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目

であることから、町及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、新庄警察署及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

② 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用を検討するとともに、一般社団法人日本アマチュア無線連盟山形県支部との災害時応援協定に基づいたアマチュア無線局との情報収集伝達訓練などを通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

また、各地域のタクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

(5) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、新庄警察署及び道路管理者と協議し定めておく。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応援受入体制の確立

同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

第8節 火災予防計画

火災発生の未然防止と被害の軽減を図るため、町や最上広域消防本部、消防団等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、消防団員についてより高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(2) 広域応援体制の整備

大規模災害等の非常時において、「山形県消防広域応援計画」に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、広域応援隊を編制し、情報連絡体制の確保、訓練の実施、調整会議の開催等、その体制づくりに向けて必要な対策を行っている。

(3) 消防団の育成強化

① 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員対象者の減少、生活圈域の広域化による活動の衰退、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

② 消防団の育成・強化策の推進

町は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請等を通じて、消防団への参加を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 出火防止

(1) 一般対策

- ① 町及び最上広域消防本部は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に務める。
- ② 町及び最上広域消防本部は、火災の発生を防止するため、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域以外の地域においても、建築物の内装材料等の不燃化を指導する。
- ③ 最上広域消防本部は、不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

(2) 家庭に対する指導

- ① 町及び最上広域消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

ア 消火器、消火バケツ等の消火用器材の普及

イ 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理

ウ 危険物及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

(3) 防火対象物に対する指導

町及び最上広域消防本部は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防火管理者を選任させる。

(4) 定期点検報告制度等の実施指導

町及び最上広域消防本部は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物（飲食店、宿泊施設、医療機関等の不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度（セイフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

3 消防用設備等の適正な維持管理指導

(1) 町及び最上広域消防本部は、医療機関、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。

また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

(2) 町、最上広域消防本部及び県は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

4 初期消火体制の強化

(1) 自主防災組織の対策

① 自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに消防機関、町等に通報する体制を確立する。

② 自主防災組織は、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等を使用した消火活動計画を定めるとともに、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

(2) 消火訓練の実施

最上広域消防本部は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

5 消防施設等の整備

(1) 町による整備

町は、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に水利を整備する。

(2) 防火管理者による整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織による整備

町は、「防災資機材購入支援事業」、「コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）等」を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

（４）最上広域市町村圏事務組合消防本部による整備

最上広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署は、消防力の整備指針等に基づき、消防機械、消防用水利、無線等施設の計画的な整備充実を図る。

なお、災害時に防災拠点となる最上広域消防本部及び消防署は、老朽化が進行していることに加え、浸水想定区域内に位置しているため、高機能指令センター等の浸水被害が想定される。そのため、大規模災害発生時には消防機能が失われる可能性があることから、新消防庁舎建設時に移転を図る必要がある。

第9節 医療救護体制整備計画

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、町、医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

1 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する医療関係施設は、次の業務を行う。

(1) 医療救護所

医療救護所は、町が設置し、トリアージ及び応急処置を行う。町での設置が困難な場合は県の協力を要請する。また、後方病院への搬送については、消防機関が行う。

(2) 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む。）

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

2 医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

町、医療施設及び医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設及び設備等の整備を図る。

(2) 医療救護所設置場所の確保

町は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

① 設置場所

ア 二次災害の危険のない場所であること。

イ 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。

ウ 住民等に比較的知られている場所であること。

エ ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

② 設置スペース

冬季間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物

③ 設置数

災害の規模等を想定した設置数とする。

(3) ITを活用した災害時の情報収集体制の整備

① 山形県医療機関情報ネットワーク

町、医療施設、医療関係団体等は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

② 非常用通信手段の確保

町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(4) 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備

医療関係施設は、衛星電話、防災行政無線、衛星通信等、多チャンネルによる連絡体制を整備する。

3 初期医療体制の整備

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 救護所の設置予定箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、医療班を編成する。
- (4) 医療班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

4 医薬品等の整備

災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から町内の医療機関、避難所として指定している施設等に医薬品等を備蓄しておく。

5 医療体制等の整備

町は、消防機関・医療機関との情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施など、関係機関との調整を行う。また、関係機関の協力を得て、防災計画に基づく訓練を実施する。

6 災害拠点病院との連携

重篤患者など医療班及び町内の医療機関で対応できない場合に備えて、県により整備されている次の災害拠点病院との連携体制を整える。

- (1) 地域災害医療センター：県立新庄病院
 - ① 被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入
 - ② 傷病者の広域搬送
 - ③ 自己完結型の医療救護チームの派遣
 - ④ 地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能
- (2) 基幹災害医療センター：県立中央病院
 - ① 地域災害医療センターをさらに強化した機能
 - ② 要員の訓練、研修機能

第10節 防災用通信施設災害予防計画

町が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

1 町防災行政無線の整備

町は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。また、緊急地震速報、津波警報及び地震・津波情報等の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と防災行政無線の自動放送連携に努める。

（1）同報系無線

地域住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を目的とした屋外拡声器と戸別受信機からなる設備であり、役場親局と各地区子局との相互通信機能をもつ。

（2）移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とし、町役場庁舎と防災関係機関、行政関係機関等との相互連絡に活用する設備で、車載型、可搬型及び携帯型等がある。

2 通信施設の災害予防措置

（1）町は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

（2）町、国及び県等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

① 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

② 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。

③ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、町、国及び県等を通じた一体的な整備を図る。

④ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

⑤ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

⑥ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

⑦ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

（3）通信手段の多様化

町、国及び県は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速

報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

町等は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

4 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

町は、災害時に有効な携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線、衛星携帯電話等による移動通信系の活用体制について整備する。

また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

(3) I P 電話

I P 電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

(4) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

町は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第11節 地盤災害予防計画

がけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害を未然に防止し又は被害の軽減を図るために、町及び県等が実施する災害予防対策について定める。

1 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

町は、県が実施する、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査について、資料及び情報の提供を受ける。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

町は、基礎調査の結果により県が指定する「土砂災害警戒区域」（土砂災害が発生した場合には県民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域）、「土砂災害特別警戒区域」（建築物に損壊が生じ県民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域）等について、土砂災害特別警戒区域等を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、関係図書を一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

2 山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図るほか、町は、これらの「山地災害危険地区」を防災計画に明記するとともに、地域住民等に周知徹底を図る。

3 防災体制の整備

(1) 推進体制の強化

町は、国、県及び防災関係機関と連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

(2) 観測、情報収集・伝達体制の整備

町、国、県及び防災関係機関は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため、気象等の観測、情報の提供、収集及び伝達に係る施設の整備を図るとともに、災害若しくは警戒避難に係る情報の通報、周知及び伝達体制についても併せて整備を推進する。

また、町は、国、県及び住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

町は、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制を整備する（地震や大雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、大雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した複数の伝達手段の確保等）。

(3) 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

さらに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

4 国土保全事業等の推進

(1) 法指定の促進等

国及び県は、国土を保全し、土地利用の適正化と土砂災害対策の推進を図るため、次表により危険箇所の法指定を促進し、町はこれに協力する。

また県は、監視指導体制を強化し、法指定地等の適切な管理に努める。

法令名	指定地等名称
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域

(2) 治山事業等の促進

国及び県は、相互に調整を図り、地域の防災対策の推進に配慮しながら、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり防止対策事業等の国土保全事業を計画的に推進し、町はこれに協力する。

(3) 緊急用資機材の確保

町及び県は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

(4) 地盤沈下の防止

町及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

5 災害防止に配慮した土地利用の誘導

(1) 危険住宅等の移転推進

町及び県は、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

(2) 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

県は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導体制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行い、町はこれに協力する。

6 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

国及び県は、風水害に伴い発生する大規模な土砂災害発生時における土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び一般への周知が迅速かつ的確になされるよう、実施手順を定めるとともに関係機関との連携を強化するなど実施体制の整備を図り、町はこれに協力する。

第12節 孤立集落対策計画

中山間地域を含む本町では、大雨等の際、がけ崩れや地すべり等土砂災害などによる交通途絶により、孤立するおそれのある集落も多いため、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行う。

1 孤立するおそれのある集落の把握

町は、大雨等に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落（以下「孤立可能性のある集落」という。）について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況などの集落の状況を把握する。

2 防災資機材等の整備

（1）連絡手段の確保

町は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、町、最上広域消防本部及び新庄警察署との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

（2）食料等の備蓄

町は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

（3）避難所の確保

町は、土砂災害警戒区域などの危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ住民に対し周知する。

（4）防災資機材の整備

町は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材など確保に努める。

（5）ヘリ離着陸可能な場所の確保

町は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難などの緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

3 孤立予防対策の推進

町、国及び県は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

また、平成 27 年の水防法の改正による最上川、最上小国川浸水想定区域の見直しに伴い、町内の県道が寸断される想定になっており、引き続き県と協力・連携の上、孤立状況の解消に努めるものとする。

4 防災体制の整備

（1）自主防災組織の育成等

町は、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

(2) 応援体制の整備

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。

第13節 建築物災害予防計画

災害による建築物の被害の未然防止と軽減が図られるよう、庁舎、医療施設及び学校等（保育園、小中学校）の防災上重要な公共施設、一般建築物等の不燃性の強化等を促進するために、町及び県等が実施する災害予防対策について定める。

1 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、県及び町は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

県は、建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度を活用して、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導し、町はこれに協力する。

(2) 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

町及び最上広域消防本部は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物（飲食店、宿泊施設、医療機関等の不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度（セイフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

2 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策

① 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

防災拠点として位置づけられる公共建築物は次のとおりである。

ア 対策本部等が設置される施設

防災センター（町役場庁舎）

イ 医療救護活動に従事する機関の施設

舟形診療所

ウ 応急対策活動に従事する機関の施設

新庄警察署、最上広域消防本部消防署南支署

エ 避難収容施設

小中学校、体育館、公民館、文化施設、福祉避難所等

オ 社会福祉施設等

光生園、えんじゅ荘、ほなみ、舟形徳洲苑

② 防災対策の実施

①に掲げた建築物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

ア 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努める。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ウ 配管設備類の固定強化
- エ 非常用電源の基本能力の確保
- オ 飲料水の基本水量の確保
- カ 消防防災用設備等の充実
- キ 情報・通信システム等の安全性能の向上等
- ク 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に建築基準法第12条第2項、4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

宿泊施設等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害発生時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、最上広域消防本部及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

- ① 災害発生時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- ② 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ③ 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練
- ④ 災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- ⑤ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- ⑥ 商業施設における個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

(3) 一般建築物の災害予防対策

町は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

- ① 著しく劣化している建築物の安全性の確保
防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発
- ② 落下物等による災害の防止
建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発
- ③ 水害のおそれのある地域の建築物における耐水化
床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

第14節 輸送体制整備計画

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、町等が実施する輸送体制の整備について定める。

1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

2 緊急輸送道路ネットワークの設定

町は、県の設定する緊急輸送道路ネットワークとの整合を図りながら、県が指定する一般国道及び県道の記述一般国道及び県道の記述一般国道及び県道の記述「緊急輸送道路」と、町内の拠点施設（町役場庁舎、避難所等、新庄警察署、最上広域消防本部消防署南支署等）を結ぶ道路について「緊急輸送道路」に指定し、町内における緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

また、災害発生時の建築物の倒壊や土砂災害等により、道路が塞がれて緊急車両の通行や住民の避難の妨げになることがないように、沿道の建築物、道路施設の防災化を図りその通行を確保する。

なお、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

また、その緊急輸送道路ネットワークで接続される輸送施設（道路・鉄道・ヘリポート等）、輸送拠点、一時集積配分拠点等の管理者とは、平時から情報交換を行い相互の連携体制を整えておく。

3 集積配分拠点候補地の選定

町及び県は、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、避難所の配置状況等を考慮し、集積配分拠点の候補地となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。

4 集積配分拠点の環境整備等

- (1) 町は、集積配分拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、関係機関と連携して以下の環境整備を図る。
 - ① 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化
 - ② 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進
 - ③ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等
- (2) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

5 臨時ヘリポート候補地の選定

町は、常設ヘリポートの設置場所を把握するとともに、陸上輸送との連携を考慮して輸送施設等の管理者及び県と協議し、臨時ヘリポート候補地を選定する（災害対策用臨時ヘリポート：資料・様式編 3-8）。

6 緊急輸送用車両等の確保・整備

町及び県は、車両等の所要数、調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、運送業者等と協定を締結する等体制の整備に努める。

7 緊急通行車両確保のための事前対策

(1) 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

- ① 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。
- ② 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 関係機関との連携

緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、必要に応じて輸送業者等と協定を締結する。

(4) 自動車運転者のとるべき措置

町は、自動車運転者に対し、災害発生時のとるべき措置について、県、道路管理者及び新庄警察署と協力して次の事項を周知徹底する。

① 走行中の場合

ア 落石やその徴候、道路の冠水等を覚知した際は、直ちに新庄警察署又は町に通報するとともに、危険箇所には近づかず停車すること。

イ 停車する際は、できるかぎり安全な方法により車両を道路左側に寄せること。ただし、地盤がゆるんでいることがあるので路肩に寄り過ぎないように注意すること。

ウ 停車後はカーラジオ等により気象情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

エ やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

② 避難する場合

車両を使用しないこと。

③ 基本法による交通規制が行われる場合

ア 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。

イ 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

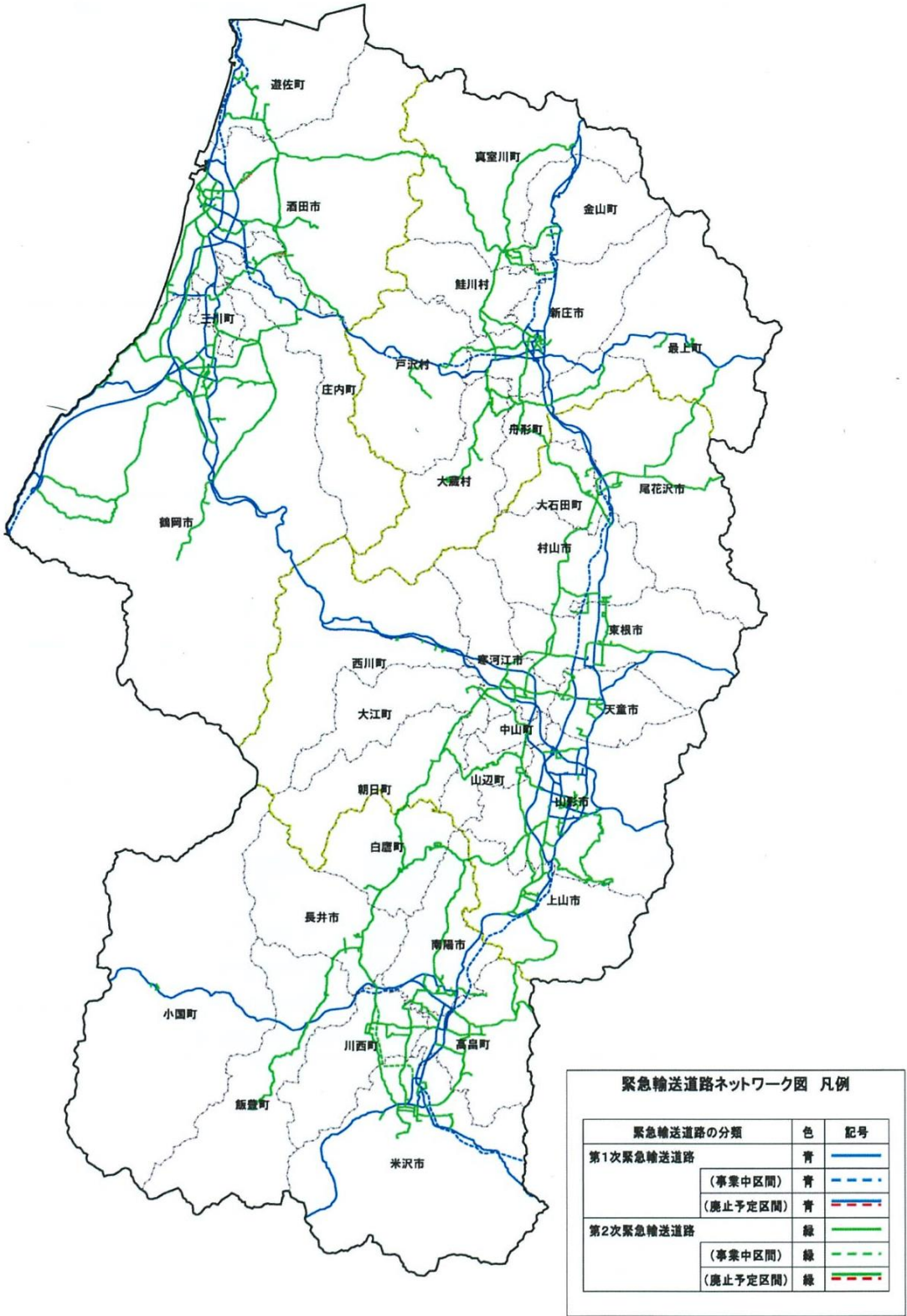
緊急通行車両の標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急輸送道路ネットワーク計画図

平成28年4月1日現在



第15節 各種施設災害予防対策関係

第1款 交通関係施設災害予防計画

災害による、道路及び鉄道施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、交通施設の管理者は災害予防対策に努める。

1 各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、災害発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、関係団体等と連携・協力体制を強化する。

(2) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、危険箇所での点検整備に努める。

(3) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

2 道路の災害予防対策

(1) 町道の災害予防

町道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

(2) 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

① 道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器（地震計、雨量計、I T V）、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

② 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

③ 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

④ 道路利用者への広報

災害発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平時から防災知識の普及啓発活動を推進する。

⑤ 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を

行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(3) 相互連携体制の整備

① 連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

② 相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携を図る。

③ 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(4) 資機材等の整備

① 防除活動用資機材の整備

道路管理者及び各消防機関は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剂等応急資機材の整備に努める。

② 施設構造図等資料の整備

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

第2款 土砂災害防止施設災害予防計画

大雨に伴うがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするため、災害予防対策を進める。

1 各施設に共通する災害予防対策

町は、必要に応じ、県に対し、以下の予防対策を要請する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、関係団体等と連携・協力体制を強化する。

(2) 情報管理手法の確立

災害発生時における施設の被害状況を把握するための情報入手方法を整備する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 施設の修繕、補強

施設の破損、機能低下又は老朽等により障害が生じた場合は、施設管理者に補修、修繕又は補強工事等を要請し、施設の維持及び機能の回復を図る。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の確立に努める。

(6) 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について住民へ周知する。

2 治山施設等の災害予防対策

国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じ、町はこれに協力する。

(1) 保安林の指定及び整備

① 森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。

② 保安林整備計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

(2) 治山施設の整備

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画並びに地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づいて、治山施設及び地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

また、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

(3) 林道施設の整備

森林整備保全事業計画並びに地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、災害発生時に孤立するおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を整備する。また、避難広場等の防災安全施設の設置についても併せて検討する。

(4) 山地防災ヘルパーの資質の向上

山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集及び支援活動等の充実を図るため研修等を行い、山地防災ヘルパーの資質向上に努める。

3 砂防設備等の災害予防対策

国及び県は、次により砂防設備等の災害予防対策を講じ、町はこれに協力する。

(1) 法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を適切に管理するため、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び急傾斜地崩壊危険区域台帳を作成し、現地の状況等を正確に把握、整理分析するとともに巡視員等による区域内の監視を強化するとともに、標識の設置等により法指定地域における制限行為の周知徹底を図る。

また、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内に設置した砂防設備等の老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定め、計画的に補修・補強を行い機能低下が生じないよう適切な維持管理に努める。

(2) 砂防設備等の整備

① 砂防設備等については、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者関連施設の対策箇所等を優先的に整備する。

② 土砂・流木による被害の危険性が高い箇所においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備を実施する。

(3) 地すべり防止施設の整備

① 再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

② 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的の実施し、必要に応じ修繕等を行う。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

(5) 砂防ボランティア活動との連携

砂防設備等の異常、土砂災害に関する情報を随時的確に把握できるよう、砂防ボランティア活動との連携体制を整備し、情報収集体制を強化する。

第3款 河川施設災害予防計画

災害による河川氾濫等の被害の発生を防止し、又は発生した被害の拡大を防ぐため、災害予防対策に努めるとともに、応急復旧対策の円滑な実施を行うための体制づくりを行う。

1 各施設に共通する災害予防対策

河川施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、関係団体等と連携・協力体制を強化する。

(2) 情報管理手法の確立

災害発生時における施設の被害状況を把握するための情報入手方法を整備する。

(3) 施設の点検・整備

平常時から各施設を定期的に点検することにより、異常が発見された場合は早期に整備する等全施設の正常機能を維持するように努める。

(4) 施設の構造強化

構造に関する各種基準を満たさない管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の構造を強化する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の確立に努める。

(6) 民間事業者との災害協定等の締結

水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 河川構造物の災害予防対策

各施設管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検及び整備による安全性の確保

河川管理施設の点検を実施し、安全性の確保を図るとともに、重要水防箇所や治水上改修が必要な箇所の整備を推進する。

(2) 占用施設における管理体制整備

橋梁、排水機場及び頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立等、管理体制の整備徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

町は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保するうえで必要な事項をあらかじめ定めておくほか、洪水ハザードマップの周知に努める。

3 浸水拡大を抑制するための災害予防対策

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

4 ダム施設の災害予防対策

最上小国川の上流域にあたる最上町富澤地内に、治水機能に特化した最上小国川流水型ダムが令和2年に完成し運用が開始される。ダム施設の管理者である県は、次により災害予防対策を講じる。

(1) 施設の点検、安全性の確保

県は最上小国川流水型ダム操作規則で定める基準等により点検を行い、必要な対策を講じながら施設の維持管理に努める。

(2) ダム管理体制の整備

県は洪水等に対する適正なダム管理を行うため、ダム管理情報の収集に努め、ダム操作規則等の運用の徹底を図る。

第4款 農地・農業用施設災害予防計画

災害による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするため、災害予防対策を進める。

1 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、関係団体等と連携・協力体制を強化する。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 風水害対策の強化

各施設については、所定の洪水量等に対応した整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

2 農道施設の災害予防対策

町管理の農道について、降雨等による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備を進める。

3 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、洪水量等を考慮して設計・施工されているが、不十分な施設については、技術基準等に基づき適切な機能が確保されるよう整備を図る。

4 ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、ため池の規模、構造及び老朽化の度合い等を内容とする台帳を整備するとともに、老朽化の著しいもの及び洪水吐機能の不足するものについて現地調査を行い、施設の監視・管理体制の強化を図るとともに、危険度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

また、町は、現在作成しているため池ハザードマップのほか、必要箇所について作成の上、住民への周知を図る。

なお、国の『地震後の農業用ため池緊急点検要領』により、震度5弱以上の地震が発生した場合は、発生後24時間以内に農業用ため池の緊急点検を行い、県に報告する必要があるため、町は点検を行い「危険ため池」について県へ報告する。

第5款 電気通信施設災害予防計画

町は、電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、東日本電信電話株式会社に対し、以下の予防対策を講じるよう、必要に応じて要請する。

1 防災体制の整備

(1) 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

(2) 災害発生時組織体制の確立

対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じてあらかじめ定めておく。

(3) 対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、次により全国からの応援が受け入れられる体制を確保する。

- ① 全社体制による応急復旧要員の非常招集
- ② 関連会社による応援
- ③ 工事請負会社の応援

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

- ① 社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を充実する。
- ② 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、情報伝達訓練及び出社訓練等を実施する。
- ③ 町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

2 災害時広報体制の確立

災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況及び、災害用伝言ダイヤル提供状況を、地域住民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

3 電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。また、次により信頼性の向上を図る。特に医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その重要性から早期復旧が可能な体制強化を図る。

(1) 電気通信設備の耐震性等

- ① 火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
- ② 耐火機能の改善

電気通信設備等については、必要に応じて耐火機能を改善する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ① 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

- ② 主要な中継交換機を分散設置する。
 - ③ 通信ケーブルの地中化を推進する。
 - ④ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (3) 災害対策機器の配備
- 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ次に掲げる機器及び車両等を配備する。
- ① 非常用衛星通信装置
 - ② 非常用無線通信装置
 - ③ 非常用電源装置
 - ④ 応急ケーブル
 - ⑤ その他の応急復旧用諸装置
- (4) 二次災害の防止
- 各施設の管理者は、大雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

4 災害対策用資機材等の確保と整備

- (1) 災害対策用資機材等の確保
- 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。
- (2) 災害対策用資機材等の輸送
- 災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。
- (3) 災害対策用資機材等の整備点検
- 災害発生に備え、資機材等の整備点検を定期的の実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

第6款 電力供給施設災害予防計画

災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、電気事業者（東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社）が実施する災害予防対策について定める。

1 防災体制の整備

(1) 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催等により、社員の防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

① 防災対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害発生時にこの計画が有効に機能することを確認する。

② 国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(3) 防災業務施設等の整備

① 必要に応じ、気象観測や災害情報等の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。

② 関係法令に基づき、水防及び消防等に関する施設及び設備の整備を図る。

2 防災関係機関との連携

(1) 県防災会議等との協調

県防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相の連携体制を整備する。

(2) 他電力会社等との協調

東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社以外の電力会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

3 広報活動

災害による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

4 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、各種対策に十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講じる。

(2) 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(4) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、大雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

5 災害対策用資機材等の整備

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両、舟艇及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の広域運営

東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社は、災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・容易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(4) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

第7款 上水道施設災害予防計画

災害が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるために、町は、災害予防対策を進める。

1 防災体制の整備

町は、次により緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

町は、迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

① 研修会、講習会等を計画的に開催し、災害による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、災害現場における復旧施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

② 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

町は、他の水道事業者の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な上水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

町は、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や各水道事業者等と連携体制を整備する。また、町は、災害時相互応援協定により応援体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の整備

町、県及び他の水道事業者は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

2 防災広報活動の推進

町は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、町内会等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

(1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報紙を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 町内会等への防災活動の研修

町内会等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することによ

り、緊急時における町内会等の支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）について広報、指導に努める。

3 上水道施設の災害予防措置

町は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、特に過去の風水害等により被災した経験がある場合には、次により施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の安全性の強化

- ① 軟弱地盤における地盤改良
- ② 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
- ③ 配水池容量（12 時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
- ④ 老朽管路の計画的な更新

(2) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) バックアップシステムの構築等

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

- ① 重要施設の複数配置による危険分散の強化
- ② 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）
- ③ 隣接水道事業体施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築
- ④ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化
- ⑤ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

(4) 機械設備や薬品管理における予防対策

- ① 水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
- ② 水道用薬品の適正な量の備蓄

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

4 災害対策用資機材等の整備

(1) 応急給水用資機材の整備

町は、計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材の整備

町は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

- ① 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
- ② 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
- ③ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進

- ④ 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
- ⑤ 作業員の安全装備等の常備

5 生活用水水源の把握

町は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第8款 下水道施設・農業集落排水施設災害予防計画

災害による下水道施設・農業集落排水施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧するため、町は災害予防対策を進める。

なお、町は、大規模災害時においても必要な業務を継続して実施するため、舟形町下水道業務継続計画〔地震対策編〕を策定している。

1 防災体制の整備

町は、下水道施設及び農業集落排水施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設及び農業集落排水施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設・農業集落排水施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、消防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討を行う。

(6) 民間事業者等との連携

下水道施設・農業集落排水施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(7) 管理協定の締結

町は、浸水被害対策区域における浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内にある雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うなどして浸水被害の軽減を図る。

(8) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有するものと災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外のものでも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(9) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（事業継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

2 広報活動

町は、下水道施設及び農業集落排水施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

3 下水道施設・農業集落排水施設の災害予防対策

町は、次により下水道施設及び農業集落排水施設の浸水対策及び安全確保対策を実施する。

(1) 浸水対策

① 耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

② 耐水対策の計画、設計及び施工

浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、処理場における流入・放流ゲートは河川水位等を十分考慮に入れた構造とする。

また、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造を採用する等、計画・設計時に十分考慮する。

(2) 安全性の確保

① 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に、漏水や湧水等何らかの変状が発生する危険性が高い箇所を把握しておく。

② 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(3) 長時間停電対策

① 非常用発電機（可搬式）の確保

マンホールポンプ場の停電対応として、最低必要台数を備品として確保しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における非常用発電機の優先借受について協定を締結することを検討する。

② 燃料の確保

非常用発電機用及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定を締結することを検討する。

4 災害復旧用資器材等の確保

町は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材を確保しておく。また、独自に確保できない資材等については、一般社団法人山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結しておくことや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び下水道事業団等の協力を得るなど広域的な支援体制の確立を図る。

第16節 食料、飲料水及び生活必需品等物資の確保計画

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、町が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

1 基本的な考え方

- （１）町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備する。
- （２）町及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- （３）町は、住民の備蓄を補完するため、関係調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- （４）町は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ町内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。

2 食料等の確保品目及び方法

（１）食料

① 品目

食料の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

ア 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用調製粉乳等の主食

イ 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

② 方法

町は、１の（３）及び（４）により食料の供給体制を整備する。

（２）飲料水

- ① 町は、１人１日３リットルの水を確保することを目安に、水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、町は飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

- ② 町は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める。

- ③ 水道用水供給事業者は、町の要請に対応するため、拠点給水体制を整備する。また、水道水の備蓄に努める。

（３）生活必需品

① 品目

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

区分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール等ほか
外衣・肌着	下着ほか
身の回り品	タオルほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキングほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベほか
トイレ	簡易トイレほか
季節用品	（冬期）防寒着、カイロ、ストーブ、灯油ほか （夏期）扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤ほか
医薬品	常備薬、救急箱ほか

② 方法

町は、１の（３）及び（４）により備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。

（４）燃料

① 品目

ガソリン、灯油等

② 方法

町はあらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

第17節 文教施設等における災害予防計画

災害発生時において、学校等（保育園、小中学校）の園児・児童生徒等及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物を適切に保全するために、県・町教育委員会等及び学校等（保育園、小中学校）施設の管理者等は災害予防対策を進める。

1 学校等（保育園、小中学校）の災害予防対策

（1）学校等（保育園、小中学校）安全計画の策定

① 策定

校長等は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成22年11月作成）」を参考とし、すべての教職員が学校等（保育園、小中学校）安全の重要性を認識し、様々な取組を進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

② 内容

ア 安全教育に関する事項

イ 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項

ウ 学年別・月別の安全指導の指導事項

（ア）学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

（イ）学校等（保育園、小中学校）行事（避難訓練など安全に関する行事）における指導事項

（ウ）児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

（エ）課外における指導事項

（オ）個別指導に関する事項

エ その他必要な事項

オ 安全管理に関する事項

カ 対人管理の事項

学校等（保育園、小中学校）生活の安全管理の事項

キ 対物管理の事項

学校等（保育園、小中学校）環境の安全点検の事項

ク 学校等（保育園、小中学校）安全に関する組織活動の事項（研修含む。）

（2）危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長等は、園児・児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校等（保育園、小中学校）の実情に応じて、危険発生時において当該学校等（保育園、小中学校）の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処

要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

校長等は、学校防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。

① 学校防災組織の編成

災害発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

② 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。

③ 家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、災害発生時の連絡先及び園児・児童生徒等の引渡方法等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

④ 施設、設備等の点検・整備

ア 学校等（保育園、小中学校）の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、園児・児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。

また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

イ 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

⑤ 防災用具等の整備

ア 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

イ 児童生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

(5) 防災教育

① 校長等は、園児・児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う。

② 町及び県は、学校等（保育園、小中学校）と連携し、防災教育の推進を支援していく。

(6) 防災訓練

校長等は、児童生徒及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する（学校等（保育園、小中学校）教育

における具体的な防災訓練は、本章第5節「防災訓練計画」による。）。

2 学校等（保育園、小中学校）以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

（1）防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

（2）自衛防災組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

（3）避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

（4）防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校等（保育園、小中学校）に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

- ① 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、敷地全般にわたる排水施設やがけ崩れ、土砂流出防止施設等の整備及び危険木対策を促進する。
- ② 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第18節 要配慮者の安全確保計画

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者の被害を未然に防止するため、町、県、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

1 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者支援体制の確立

① 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。

このため、町は、町内会、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及び民間ボランティア団体等による避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

② 避難行動要支援者情報の把握・共有

町は、要配慮者についてあらかじめ民生委員・児童委員等の協力を得て自主防災組織や行政区域等の範囲ごとに、その実態を把握し、災害時に支援を必要とする要配慮者のリストを作成して災害時の救助活動等に活用する。特に、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、国から示される「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）」を踏まえ実施する。

ア 避難支援プラン全体計画等に定める事項

- (ア) 避難行動要支援者の範囲設定
- (イ) 避難支援等関係者の設定
- (ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (エ) 名簿の更新に関する事項
- (オ) 名簿情報の情報漏えい防止に講ずる措置
- (カ) 要配慮者が円滑に避難できるための配慮
- (キ) 避難支援等関係者の安全確保

イ 町は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び町内会長等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取

扱いに配慮する。

ウ 町は、担当課がそれぞれ把握している要配慮者情報の共有に努めるとともに、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と幅広く連携を図り、要配慮者に対する支援のあり方や役割分担の調整に努めるものとする。ただし、個人情報に該当する部分については、町個人情報保護条例等に則り、適切に取扱うものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

エ 町は、避難支援等に携わる関係者として防災計画に定めた民生委員・児童委員、自主防災組織、町消防団、管轄警察署等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

③ 避難行動要支援者避難支援プランの作成

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者に関する情報を基に、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を整備・活用する。

なお、避難行動要支援者避難支援プランの個別計画については、登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

（２）情報伝達、避難誘導體制の整備

① 情報伝達体制の整備

町は、要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

② 避難支援者の明確化

町は、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

③ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

町、福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。

また、町及び県は、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に指定緊急避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

④ 近隣住民等の役割

町は、避難支援者、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

（３）要配慮者に適した避難所等の確保

町は、指定避難所を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリア

フリー化された施設を選定するよう努める。

また、町は要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の整備及び指定を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

町及び県は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

- ① 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及
- ② 広報紙等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等
- ③ 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 公共施設等の安全性強化

町、国及び県は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災資機材等の整備

町及び県は、実情に応じ、要配慮者の家庭、町内会及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取組む。

(7) 町の体制整備

町は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者避難支援プランの整備・活用、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、町消防団を中心とした横断的な組織として要配慮者支援班を設ける。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

- (1) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

① 防災体制の整備

ア 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入(通)所

者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

最上広域消防本部南支署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、新庄警察署及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入に関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するように努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

② 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確認に努める。

③ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入(通)所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入(通)所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

④ 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、日頃から備品の等の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検等を行い、施設、設備等の安全性の強化・維持に努める。

⑤ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

⑥ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受入れられる体制の整備に努める。

(2) 町及び県は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

② 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

③ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受入れた場合に支援する体制の整備を図る。

(3) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、町長は、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

3 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導体制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。

町は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の実施

町及び県は、国際交流関係団体、民間ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

(3) 案内標示板等の整備

町は、避難所、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多様な言語の標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

(4) 災害ボランティアの養成

町及び県は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第19節 竜巻・突風対策計画

特殊な気象条件下において、竜巻などの激しい突風等が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、危険性の高い地域については次の予防策を推進する。

1 竜巻突風に関する知識の普及啓発

竜巻などの激しい突風は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻などの激しい突風を起こすわけではなく、発生を予測するのは困難である。

そのため、竜巻などの激しい突風の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻などの激しい突風における人的被害、家屋被害などの状況を踏まえ、知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

(1) 住民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、住民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介しており、これらのパンフレット等広報資料を利用し、住民に伝達する。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
・ 窓を開けない ・ 窓から離れる ・ カーテンを引く ・ 雨戸・シャッターをしめる ・ 地下室や建物の最下階に移動する ・ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる ・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	・ 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない ・ 橋や陸橋の下に行かない ・ 近くの頑丈な建物に避難する ・ （頑丈な建物が無い場合は）近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る ・ 飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

(2) 安全な場所への誘導

竜巻などの来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

(3) 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

（4）堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

2 竜巻突風に対する予防

（1）竜巻注意情報等気象情報の取得

竜巻等の発生メカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では、竜巻等突風が発生しやすい気象状況となった場合に、局地的な「竜巻注意情報」を発信している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県では、村山、置賜、庄内、最上）を対象に発表されるもので、この情報は気象庁より防災機関に伝達される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

（2）家屋・農作物等の被害防止

- ① 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備
- ② 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
- ③ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

（3）風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

第2章 災害応急計画

第1節 活動体制関係

第1款 応急活動体制

舟形町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてを挙げて、災害応急活動の協力をするものとする。

1 防災関係機関の応急活動

町をはじめとする防災関係機関の応急活動を3つの時期区分に分けると、以下に示すとおりとなり、町の各組織は（5）に示すとおりである。

	初動体制確立期 (おおむね1時間以内)	緊急対策期 (おおむね6時間以内)	応急対策期 (おおむね24時間以内)
舟形町	① 指揮系統の確立 ② 職員参集、配置 ③ 情報収集伝達 ④ 県からの地震情報等の住民、関係機関への伝達 ⑤ 消防団の出動 ⑥ 県への災害発生情報の報告	① 対策本部の設置 ② 県への被害状況の報告 ③ 関係機関との情報交換 ④ 避難所の開設、避難勧告、指示 ⑤ 緊急道路の確保 ⑥ 危険道路の交通規制 ⑦ 広報 ⑧ 他市町村への応援要請（市町村応援協定） ⑨ 陸上自衛隊救助部隊の要請（県、自衛隊）	① 県への被害状況報告 ② 県・他市町村への応援要請 ③ 関係機関との情報交換 ④ 医療救護 ⑤ 食料、飲料水の供給 ⑥ 生活物資の供給 ⑦ 救援物資の受入手配 ⑧ 物資輸送ルートの確保、輸送 ⑨ 道路の復旧 ⑩ 建設物応急対策 ⑪ ボランティアの受入 ⑫ 文教・防疫活動
住民	① 自主防災活動 ② 自主避難	① 避難	

2 対策本部

舟形町の地域内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、基本法第23条に基づき町長が必要と認めたとき対策本部を設置するものとする。

また、災害の危険が解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、これを廃止する。

(1) 設置基準

町長は、次に掲げる基準に該当する場合は対策本部を設置することができ

る。

設置基準	① 町域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が対策本部による応急対策活動が必要であると認めたとき。 ② 救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
------	--

(2) 本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として町役場（本部員会議室：防災センター又は本庁舎3階会議室）内とする。

本庁舎被災により防災センター又は庁舎内に設置するのが不可能な場合は、以下の町有施設内を代替設置場所とする。

- ① 第1順位 舟形町中央公民館
- ② 第2順位 舟形町立舟形小学校

なお、危機管理室長は、対策本部が設置されたときは、本部を設置した建物の玄関等の見やすい場所に「舟形町災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、本部長室、本部会議室、同連絡室、避難場所・救護所等の設置場所一覧を明示するなどして、住民等の問い合わせに便宜を図るものとする。

(3) 設置の順位者

対策本部の設置決定は、町長が行う。

ただし、町長が不在の場合は、副町長、教育長、総務課長、危機管理室長の順に設置の決定を代行する。この場合は事後速やかに町長の承認を得るものとする。

(4) 報告・通知・公表先等

対策本部を設置したときは、直ちにその旨を通知及び公表する。

報告・通知・公表先等	連絡責任者	報告・通知・公表の方法
町役場庁舎内各部長班長	総務課長 危機管理室長 まちづくり課長	庁内放送、庁内電話、口頭、その他迅速な方法
最上市広域町村圏事務組合 消防本部消防署南支署長 町消防団長		防災行政無線、FAX、電話・口頭その他迅速な方法
住民		広報車、町防災行政用無線、口頭その他迅速な方法
県知事及び県支部 新庄警察署長 舟形町防災会議委員		県防災行政無線 FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
近隣市町村長		県防災行政無線、FAX 電話、口頭、その他迅速な方法
報道機関等 町内会長 町議会議員		FAX、電話、口頭又は文書 その他迅速な方法

(5) 対策本部組織

舟形町防災会議		
対策本部	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本部員	総務課長 まちづくり課長 住民税務課長 危機管理室長 健康福祉課長 地域整備課長 災害復旧対策室長 農業振興課長 会計管理者 議会事務局長 教育課長
	本部付	最上広域消防本部 消防署南支署長 新庄警察署長 舟形町駐在所
本部連絡室	室長	危機管理室長
	連絡員	本部長の指名する職員 防災関係機関派遣職員 (アドバイザー)
		総務部 部長：総務課長 総務班 財政管財班
		企画部 部長：まちづくり課長 地域班 商工班
		住民部 部長：住民税務課長 危機管理室長 危機管理班 衛生班 調査班
		福祉部 部長：健康福祉課長 福祉班 衛生救護班
		建設部 部長：地域整備課長 土木建設班 上下水道班
		農林部 部長：農業振興課長 農政班
		出納部 部長：会計管理者 出納班
		教育部 部長：教育課長 教育班
		最上広域消防長
		消防団長 消防団

協力機関・団体		
・ 県の機関 ・ 指定地方行政機関 ・ 舟形町土地改良区 ・ 小国川漁業協同組合 ・ もがみ南部商工会等の経済団体 ・ (福) 舟和会 ・ P T A ・ 自主防災組織 ・ 舟形町指定給水装置工事事業者 ・ 一般運送業者及びその協会	・ 事務組合等 ・ 指定公共機関 ・ もがみ中央農業協同組合 ・ 日本赤十字社舟形分区 ・ 舟形診療所 ・ (老健) 舟形徳洲苑 ・ 電気工事業者 ・ 危険物等貯蔵施設管理者及び取扱業者 ・ その他防災上重要な施設管理者	・ 新庄警察署 ・ 指定地方公共機関 ・ 山形県農業共済組合 ・ 舟形町社会福祉協議会 ・ 舟形町建設業者

(6) 対策本部事務分掌等

① 本部長、副本部長、本部員の主な任務

職 名	主 な 任 務
本部長	①防災会議、本部員会議の議長となること。 ②避難の勧告・指示、警戒区域の指定を行うこと。 ③国、自衛隊、県、防災関係機関、他の自治体、住民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと。 ④その他本部が行う応急復旧対策実施上の重要事項について、基本方針を決定すること。 ⑤本部事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること。 ⑥本部長室又は本部員会議室に在籍し、若しくは所在を明らかにしておくとともに、適切な判断を迅速に行うためにふさわしい体調を常に維持すること。
副本部長	①本部長が不在若しくは本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること。 ②副本部長として、災害対策に関する情報を常に掌握し、本部長に適切なアドバイスを行うこと。 ③本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう、本部長の交替要員となること。
本部員	①部長として、担当部の職員を指揮監督すること。 ②本部員会議の構成員として、本部長を補佐すること。 ③本部長、副本部長が不在又は事故の場合に、本部長、副本部長の職務を代理すること。 なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める。 ④部の職員に過度の負担・責任がかからぬよう、明確な指示を行うとともに、応援職員その他交代要員の確保により適宜休養・睡眠をとらしめること。

② 本部付の主な任務

職 名	主 な 任 務
本部付	①災害対策に関する情報及び所属機関の応急・復旧対策状況を常に掌握し、本部長に適切なアドバイスを行うこと。 ②関係機関と町との連絡調整に関すること。

③ 消防団の主な任務

所 属 名	主 な 任 務
舟形町 消防団	①消防活動に関すること。 ②水防活動に関すること。 ③避難対策（指示、伝達、誘導）に関すること。 ④救助活動に関すること。 ⑤行方不明・遺体の捜索に関すること。 ⑥災害状況の調査等の協力に関すること。

④ 事務分掌

部名	班名（職名）	事務分掌	班員
総務部 ◎総務課長 ○議会事務局 長	総務班 総務課長補佐 （総括補佐）	1 災害時における職員の動員計画の作成並びに実施に関すること。 2 町職員等の非常招集に関すること。 3 大規模災害時における自衛隊の派遣要請依頼、警察官、県職員及び他市町村職員の災害派遣要請と活動状況の把握に関すること。 4 大規模災害時における各部の連絡調整に関すること。 5 大規模災害時における県、県災害対策本部等との連絡調整に関すること。 6 受援体制の確保に関すること。 7 被災職員の公務災害補償及び福利厚生に関すること。 8 国、県に対する要望、陳情等の資料作成に関すること。 9 町議会との連絡に関すること。 10 応急対策活動に係る住民の苦情処理に関すること。 11 諸団体への協力要請及び受入に関すること。 12 災害義援金の配分に関すること。	総務係 議会事務局
	財政管財班 管財主査 財政係長	1 災害時における公有車両の運行計画に関すること。 2 緊急輸送に関すること。 3 緊急通行車両の確認証明に関すること。 4 災害関係者の調査等に関すること。 5 町有施設（教育施設を除く。）及び町有財産の被害調査に関すること。 6 町有施設の災害のための使用に関すること。 7 災害関係の予算措置に関すること。 8 救援物資の受理、保管並びに配分に関すること。 9 災害救援物資の調達及び経理に関すること。	財政係 管財係
企画部 ◎まちづくり 課長	地域班 まちづくり課 長補佐（総括 補佐）	1 本部との連絡提携に関すること。 2 災害に関する相談に関すること。 3 災害情報等の広報に関すること（広報車）。 4 災害写真の撮影、記録収集に関すること。 5 避難計画及び避難者の誘導に関すること。 6 指定避難所、指定緊急避難場所の開設に関すること。 7 災害時における報道機関への連絡に関	企画調整係 地域支援係

部名	班名（職名）	事務分掌	班員
		すること。	
	商工班 まちづくり課 主査 まちづくり課 主査	1 商工業、観光施設等の被害調査並びに復旧対策に関すること。 2 被災商工業者の経営相談に関すること。 3 り災者の生活必需物資の調達斡旋に関すること。 4 り災者に対する食品等の供与に関すること。 5 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること。 6 雇用対策に関すること。	商工支援係 交流促進係
住民部 ◎危機管理室長 ○住民税務課長	危機管理班 住民税務課長 補佐（総括補佐）	1 舟形町防災会議に関すること。 2 対策本部の開設並びに閉鎖に関すること。 3 対策本部会議の運営及び庶務に関すること。 4 災害時における消防団及び水防団の動員計画に関すること。 5 水害、火災その他の災害予防に関すること。 6 救助法に基づく救助業務に関すること。 7 災害報告書のとりまとめ並びに関係機関等への報告に関すること。 8 地震情報、気象情報の収集及び通報に関すること。 9 指定避難所、指定緊急避難場所の指定に関すること。 10 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令に関すること。 11 自主防災組織との連絡調整に関すること。 12 救急、捜索、救助活動に関すること。 13 遺体の捜索、収容並びに処理に関すること。 14 災害における各部の連絡調整に関すること。 15 対策本部連絡室に関すること。 16 県、県災害対策本部等との連絡調整に関すること。 17 災害情報等の広報に関すること（防災無線等）。 18 本部長の命令伝達に関すること。	危機管理係
	衛生班 住民税務課長 補佐（総括補佐）	1 災害時のごみ処理及び汚物処理に関すること。 2 災害廃棄物処理に関すること。 3 災害ゴミ処理のための建設業者との連絡調整に関すること。	生活安全係
	調査班	1 被災者の調査に関すること。	税務係

部名	班名（職名）	事務分掌	班員
	住民税務課長 補佐（業務補佐）	2 り災証明書の発行に関する事 3 被災者台帳の作成に関する事 4 住家等の被害調査に関する事 5 徴税の取扱いに関する事	住民係
福祉部 ◎健康福祉課長	福祉班 健康福祉課長 補佐（総括補佐）	1 福祉施設の災害対策に関する事 2 福祉避難所に関する事 3 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関する事 4 生活保護関係のり災者に対する援護対策に関する事 5 り災地における児童及び母子世帯の援護対策に関する事 6 災害弔慰金、災害援護資金に関する事 7 り災者に対する拠出金の保険料免除に関する事 8 り災者に対する福祉年金受給者所得制限の緩和に関する事 9 日本赤十字社山形県支部、町社会福祉協議会との連携に関する事 10 災害ボランティアセンターの運営の指導及び助言に関する事 11 避難行動要支援者名簿の管理に関する事 12 避難行動要支援者の安否確認に関する事	福祉係
	衛生救護班 健康福祉課長 補佐（業務補佐） 健康福祉課長 補佐（業務補佐）	1 災害時の感染症、その他疾病の予防に関する事 2 医療薬品、衛生資材の確保及び配分に関する事 3 衛生関係施設の被害調査及び応急対策に関する事 4 救護所の開設に関する事 5 医療班の編成及び協力活動に関する事 6 り災傷病者の医療措置及び助産に関する事 7 医師及び助産婦の協力要請に関する事 8 予防注射、その他医療一般に関する事 9 り災者の保健指導に関する事 10 診療施設の被害調査及び応急対策に関する事 11 災害時の愛玩動物（ペット）対策に関する事	介護医療係 地域保健係 地域包括支援センター
建設部	土木建設班	1 道路、河川、堤防、橋梁等の危険予防並	農村整備係

部名	班名（職名）	事務分掌	班員
◎地域整備課長 ◎地域整備課 災害復旧対策室長	地域整備課長 補佐（総括補佐） 地域整備課長 補佐（業務補佐）	びに応急復旧対策に関すること。 2 土木施設の危険情報及び被害状況の調査に関すること。 3 交通途絶箇所及び交通迂回路線の標示並びに周知に関すること。 4 災害対策のための建設業者との連絡調整に関すること。 5 砂防、地すべり、その他施設の対策及び復旧に関すること。 6 がれき処理、障害物除去に関すること。 7 指定避難所、応急仮設住宅の用地確保及び建設に関すること。 8 災害住宅復旧資金の融資に関すること。 9 建設資材の調達、確保並びに輸送に関すること。 10 仮設住宅の入居選定に関すること。 11 被災建物、被災宅地の応急危険度判定に関すること。	建設整備係
	上下水道班 地域整備課長 補佐（総括補佐）	1 上下水道施設の被害調査に関すること。 2 災害地に対する飲料水の供給並びに周知に関すること。 3 断水時における水質検査及び水質管理に関すること。 4 水源地及び送配水管の復旧作業に関すること。 5 災害時における水利の確保に関すること。 6 災害応急復旧資材の確保に関すること。 7 災害に伴う水道料金、下水道料金及び集落排水使用料金の減免に関すること。 8 その他施設の応急処理に関すること。	水道係 下水道係
農林部 ◎農業振興課長	農政班 農業振興課長 補佐（総括補佐） 農業振興課長 補佐（業務補佐）	1 農林水産業関係の被害調査並びに復旧対策に関すること。 2 り災者用の食料（米穀）の調達確保及び応急配給に関すること。 3 り災農家に対する各種農業災害資金の融資に関すること。 4 病虫害の発生予防及び防除に関すること。 5 災害時における種苗、肥料等生産資材対策に関すること。 6 農畜防疫及び資料の調達確保に関すること。	農政企画係 農業振興係
出納部 ◎会計管理者	出納班 会計室	1 災害義援金の出納に関すること。	会計室
教育部 ◎教育委員会	教育班 教育課	1 指定避難所（学校、公民館等）の供与に関すること。 2 教育関係被害の応急対策及び災害復旧	学事係 社会教育係

部名	班名（職名）	事務分掌	班員
教育課長	教育課長補佐 （社会教育担当補佐） 教育課長補佐 （学事担当補佐）	予算に関すること。 3 教育関係被害状況調査及び復旧対策に関すること。 4 文化財、公民館等の災害対策に関すること。 5 保育園、学童保育所の園児等の災害対策に関すること。 6 災害時の園児・児童生徒等の避難等安全に関すること。 7 災害時の園児・児童生徒等の保護に関すること。 8 教職員の災害対策のための確保、動員に関すること。 9 被災園児・児童生徒等の教科書、学用品の支給に関すること。 10 被災園児・児童生徒等の教育に関すること。 11 被災時における学校給食の対策に関すること。 12 教育関係義援金及び物品の配分に関すること。	社会体育係
消防団 最上広域消防本部南支署		1 災害の警戒、防ぎよ並びに負傷者の救助救出活動に関すること。 2 危険区域住民の避難誘導に関すること。	

（注）◎：部長 ○：次長

⑤ その他本部共通事項

各部班長 （総括補佐又は各部長が選任した業務補佐）	①部の庶務に関すること。 ②本部員会議事務局、他部及び部内各班との連絡調整に関すること。 ③部内職員の動員・配備のとりまとめ ④所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報のとりまとめ ⑤所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧対策のとりまとめ ⑥関係機関との連絡調整
連絡員 （各部に属する職員のうち各部長が選任した若干名の職員）	
各部に共通する事務	①部内職員の動員・配備に関すること。 ②所管事項に関する被害状況及び災害対策に関すること。 ③所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧に関すること。 ④所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること。 ⑤り災証明書の発行、被災者台帳作成への協力に関すること。 ⑥物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。 ⑦他部・班の協力に関すること。 ⑧その他本部長及び当該部長の指示に関すること。

⑥ 本部連絡室

室長を危機管理室長とし、各部長の選任した連絡員で構成し、室長が必要と認めた時招集、本部連絡室を設置するとともに、次にあげる事項について活動を行う。室長は、本部員会議あるいは本部長の指令等を各部に連絡するとともに、各部からの情報をとりまとめ、本部長に報告するものとする。

- 本部長の命令伝達
- 本部員会議と所属部との連絡
- 部相互の連絡調整
- 所属部の災害情報の収集並びに気象情報の収集
- 災害対策活動に関する情報の整理

⑦ 現地本部

ア 本部長は、局地災害等により応急対策を図る必要があると認めたときに、必要に応じ現地派遣班を編成し、災害現地に現地本部を置く。

イ 現地本部には、現地本部長をおくこととし、対策本部員その他の職員のうちから本部長がその都度指名する者をもって充てる。

ウ 本部長は、現地本部を設置した地域について、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、現地本部を廃止する。

(7) 本部の運営等

① 本部員会議

本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催するものとする。
本部員会議における協議事項は次のとおりとする。

協 議 事 項	○ 災害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。 ○ 各部の総合統制に関すること。 ○ 動員配備体制に関すること。 ○ 自衛隊派遣依頼に関すること。 ○ 現地本部に関すること。 ○ 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。 ○ 救助法適用申請に関すること。 ○ 他市町村への応援要請に関すること。 ○ 災害対策に要する経費に関すること。 ○ その他重要な災害対策に関すること。
------------------	---

② 本部員会議開設に必要な資機材等の準備

- 舟形町災害対策図板（各種被害想定図含む。）の設置
 - 被害状況図板・黒板等の設置
 - 住宅地図等その他地図類の確保
 - 携帯ラジオ・テレビの確保
 - コピー機等の複写装置の確保
 - ビデオ・テープレコーダー・カメラ等の記録装置の確保
 - 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
 - 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
 - 被害状況連絡票その他の書類の確保
 - 懐中電灯その他必要資機材の確保
- ※ 防災センター及び町役場被災も想定し、第2順位の対策本部予定施設にもあらかじめ分散準備しておくものとする。

③ 通信手段の確保

防災行政無線や電話（災害時優先電話）の機器を準備するとともに、有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

④ 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のため必要な措置を講じる。

3 国及び県等との連携

国及び県の災害現地対策本部及び防災関係機関との連携を図り、総合的な応急対策を効果的に実施する。

4 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑かつ的確に行われるよう、相互に協力する。

5 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、平成 29 年度に町業務継続計画を策定しており、引き続き業務継続性の確保を図る。

また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、

計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

さらに、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

6 複合災害への対応

- (1) 町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、対策本部の運営にあたる。
- (2) 複合災害が発生した場合において、町以外の災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地本部についても、同様の配慮を行う。
- (3) 町は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。
- (4) 町は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震等）し、要員の参集、合同の対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2款 職員の動員配備体制

災害応急対策を円滑に実施するため、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、この計画に基づき町職員を迅速かつ確実に動員配備するものとする。

1 配備基準及び配備職員の動員構成

職員配備の決定基準及び配備職員の動員構成は、災害の規模及び災害の状況等により次のとおり定める。

災害時の動員配備体制の基準及び内容

区分	配備該当基準	活動内容	配備体制	
警戒1号配備 (地震気象)	① 気象警報発表時 ② 台風接近時等の大雨、洪水注意報発表時 ③ 町域において震度3の地震が観測されたとき。 ④ 町長が職員による警戒が必要であると認めたとき。	- 被害情報等の災害関連情報の収集伝達活動を行う。 - 危機管理室長は、町長、副町長、教育長、総務課長に被害状況等の報告を行う。	① 住民税務課長、農業振興課長、地域整備課長、災害復旧対策室長、危機管理室長、危機管理係、農業振興係・農政企画係・建設整備係・農村整備係、水道係、下水道係のうち指定する職員。また、必要に応じてその他の課の職員 ② 事態の推移に伴い速やかに警戒2号配備体制に移行できる体制とする。	災害対策警戒班
警戒2号配備 (地震気象)	① 台風接近時等の大雨洪水警報発表時で、町域に局地的な災害が発生し、さらに被害区域の拡大が予想されるとき。 ② 大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「非常に危険」が表示されたとき。 ③ 避難準備・高齢者等避難開始の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき。 ④ 町域において震度4の地震が観測されたとき。 ⑤ 町長が職員による警戒が必要であると認めたとき。	本部員部長、部次長及び班長並びに班員は、本部事務分掌に基づき、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。	① 警戒1号配備職員に加えて、各課長補佐（各班長）以上の職員及び指定する職員 ② 事態の推移に伴い速やかに非常1号配備体制に移行できる体制とする。	災害対策警戒本部

区分	配備該当基準	活動内容	配備体制	
非常1号配備 (地震気象)	① 町域に局地的に相当な災害が発生し、さらに被害区域の拡大が予想される場合、町長が災害対策連絡本部による応急対策活動が必要であると認めたとき。 ② 大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「極めて危険」が表示されたとき。 ③ 避難勧告及び避難指示（緊急）の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき。 ④ 町域において震度5弱～5強の地震が観測されたとき。 ⑤ その他、町長が特に必要と認めたとき。	・本部員部長、部次長及び班長並びに班員は、本部事務分掌に基づき、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。	① 町長を本部長とする災害対策連絡本部を設置する。 ② 全職員 ③ 勤務時間外においては、自動発令とする。 ④ 事態の推移に伴い速やかに非常2号配備体制（対策本部の設置）に移行できる体制とする。	災害対策連絡本部設置
非常2号配備 (地震気象)	① 大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合、町長が対策本部による応急対策活動が必要であると認めたとき ② 気象特別警報が発表されたとき。 ③ 救助法による救助活動が適用される災害が発生したとき。 ④ 町域において震度6弱以上の地震が観測されたとき。	・本部員部長、部次長及び班長並びに班員は、本部事務分掌に基づき、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。	① 町長を本部長とする対策本部を設置し、町各課が有する組織、機能のすべてをもって対処する体制とする。 ② 全職員 ③ 勤務時間外においては、自動発令とする。 ④ 事態の推移に伴い、必要に応じて町臨時職員等に参集を要請する。	対策本部設置

※各職員は、災害情報等により災害の発生するおそれのある場合は、気象庁の発表がない場合でも、被害相当の配備体制により参集する。

非常（警戒）配備 職員の動員構成表

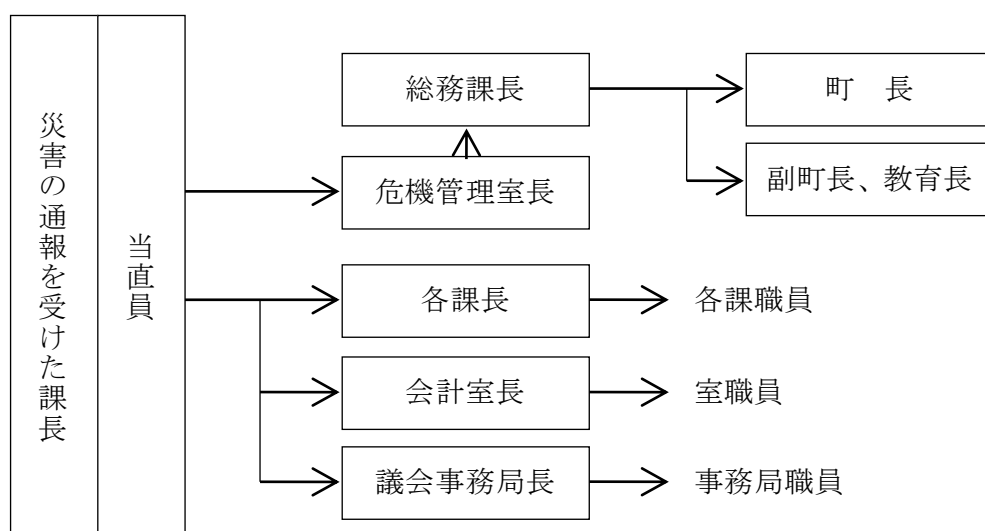
課名 (本部各部名)	本部班名	平常時係名	警戒 1号配備	警戒 2号配備	非常 1号配備	非常 2号配備
町長	本部長				全 員	全 員
副町長、教育長	副本部長					
課長	部長・次長		△	全員		
課長補佐	班長			全員		
総務課 議会事務局 (総務部)	総務班	総務係		係長以上		
	財政管財班	財政係、管財係		係長以上		
まちづくり課 (企画部)	地域班	企画調整係、地域支援係		係長以上		
	商工班	商工支援係、交流促進係		係長以上		
住民税務課 (住民部)	危機管理班	危機管理係	●	全員		
	衛生班	生活安全係	△	全員		
	調査班	税務係、住民係		全員		
健康福祉課 (福祉部)	福祉班	総合包括支援センター 福祉係		係長以上		
	衛生救護班	介護医療係、地域保健係 地域包括支援センター		係長以上		
農業振興課 (農林部)	農政班	農業振興係、農政企画係	●	全員		
地域整備課 災害復旧対策室 (建設部)	土木建設班	建設整備係、農村整備係	●	全員		
	上下水道班	水道係、下水道係	●	全員		
会計室（出納部）	出納班	会計室		係長以上		
教育委員会 教育課 (教育部)	教育班	学事係、社会教育係 社会体育係		係長以上		
消防団 最上広域消防本 部南支署		本部	△	●		

※ ●印の職員は、配備区分により参集する。

※ 警戒1号配備の△印は、動員配備体制によりあらかじめ指定された職員

※ 警戒2号配備は、上記の職員（本部の指示により参集するものとする。）

職員緊急連絡体制図



土砂災害に係る動員配備基準

前日までの雨量 区分	前日までの連続雨量 が100mm以上あった場 合	前日までの連続雨量 が40mm以上あった場合	前日までの降雨がな い場合
第 一 次 (警戒1号配備)	当日の日雨量が50mm を超えたとき。	当日の日雨量が80mm を超えたとき。	当日の日雨量が100mm を超えたとき。
第 二 次 (警戒2号配備)	当日の日雨量が50mm を超え、時間雨量30mm 程度の強雨が降り始め たとき。	当日の日雨量が80mm を超え、時間雨量30mm 程度の強雨が降り始め たとき。	当日の日雨量が100mm を超え、時間雨量30mm 程度の強雨が降り始め たとき。

※ 雨量のデータについては、山形地方気象台及び国土交通省新庄河川事務所等最寄りの雨量観測施設から収集する。

2 配備体制の時期及び内容

- (1) 災害に対処するため町長は、災害の状況により別に示す配備体制のうち必要な非常（警戒）配備体制を指令する。
- (2) 町長は災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の課に対し種別の異なる非常（警戒）配備体制を指令する場合がある。
- (3) 町長は、気象予警報その他の異常現象において、対策本部を設置するまでに至らないと認めたときは、警戒1号配備を指令する。

3 災害対策警戒班・災害対策警戒本部

(1) 警戒1号配備

気象警報、台風接近時等の大雨・洪水注意報、町長が職員による警戒が必要であると認めたときは、あらかじめ指定された課長をはじめ、危機管理室、地

域整備課、農業振興課、消防団、最上広域消防本部南支署の少数の職員をもって、防災センター又は町役場危機管理室内に災害対策警戒班を編成し、被害情報等の災害関連情報の収集・伝達活動等を行う。

(2) 警戒 2 号配備

台風接近時等の大雨洪水警報発表時で、町域に局地的な災害が発生し、さらに被害区域の拡大が予想されるときなど、町長が職員による警戒が必要であると認めたときは、全課長及び全課長補佐をはじめ、警戒 2 号配備に定められた職員をもって、防災センター又は町役場 3 階会議室に設置し、被害情報等の災害関連情報の収集・伝達活動及び応急対策等を行う。

4 災害対策連絡本部

局地的に相当な災害の発生等災害の状況により町長が必要と認めたときに、配備及び災害応急対策の実施を災害対策連絡本部により行う。

災害対策連絡本部は、町長を本部長、副町長、教育長を副本部長とし、町役場 3 階会議室に設置する。また、町長不在の場合は、副町長が本部長代行となる。

設置権者は、町長、副町長、教育長、総務課長、危機管理室長の順とする。

災害対策連絡本部の組織及び事務分担は、対策本部の規定を準用する。

5 各部の配備・動員計画

(1) 各部長となる課長等は、毎年 4 月 1 日をもって職員動員区分報告書を作成し、14 日以内に危機管理室長へ提出する（その他に人事異動があった場合はその日から 14 日以内）。

職員に対する動員区分の指定にあたっては、長期療養中の者を除き、電話又は呼出し電話のある者及び災害時におけるその者の重要度を考慮する。

各課長等は、非常配備体制動員計画を平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに関係職員に対しその旨の周知徹底を図る。

危機管理室長は、各部長となる課長等から提出された職員動員区分報告書に基づいて、毎年 4 月末日までに動員可能職員数及び非常配備計画との関連において、非常配備職員動員編成表並びに職員連絡一覧表を作成し、町長、副町長に報告するとともに、全職員にその写しを配付し、周知徹底を行う。

(2) 各部の配備・動員計画は、次の内容により作成する。

- | | |
|----------------|---------|
| ○ 職員参集（予定・報告）表 | （町職員名簿） |
| ○ 職員連絡一覧表 | （町職員名簿） |

6 職員の動員配備体制

(1) 警戒1号配備

警戒1号配備が指令された場合、危機管理室、地域整備課、農業振興課のあらかじめ指名されている職員は、以下の業務を行い警戒体制につく。

課 名	業務内容
危機管理室	① 気象情報の収集 ② 災害情報の収集 ③ 災害情報の伝達 ④ 災害危険箇所のパトロール ⑤ 住民等への広報活動のための準備 ⑥ 職員動員の連絡のための待機 ⑦ 警戒1号配備の統括
地域整備課	① 雨量・水位・流量等の情報の収集 ② 道路、河川、水路、橋梁被害情報の収集 ③ 道路、河川、水路、橋梁のパトロール ④ 被害地の調査及び応急措置 ⑤ 土砂災害による被害情報の収集
農業振興課	① 農地、農林業関係施設における被害情報の収集 ② 農業関係者への連絡指導

(2) 警戒2号配備

警戒2号配備が指令された場合、警戒1号配備職員に加えて、各課長補佐(各班長)以上の職員及び指定する職員は、本部事務分掌に基づき、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。

(3) 非常1号配備・非常2号配備

① 災害対策連絡本部・対策本部の活動

町域に局地区的に相当な災害が発生し、さらに被害区域の拡大が予想される場合で町長が必要であると認めたときに、非常1号配備の発令とともに災害対策連絡本部を設置し、全職員が事務分掌に基づく応急活動を行う。

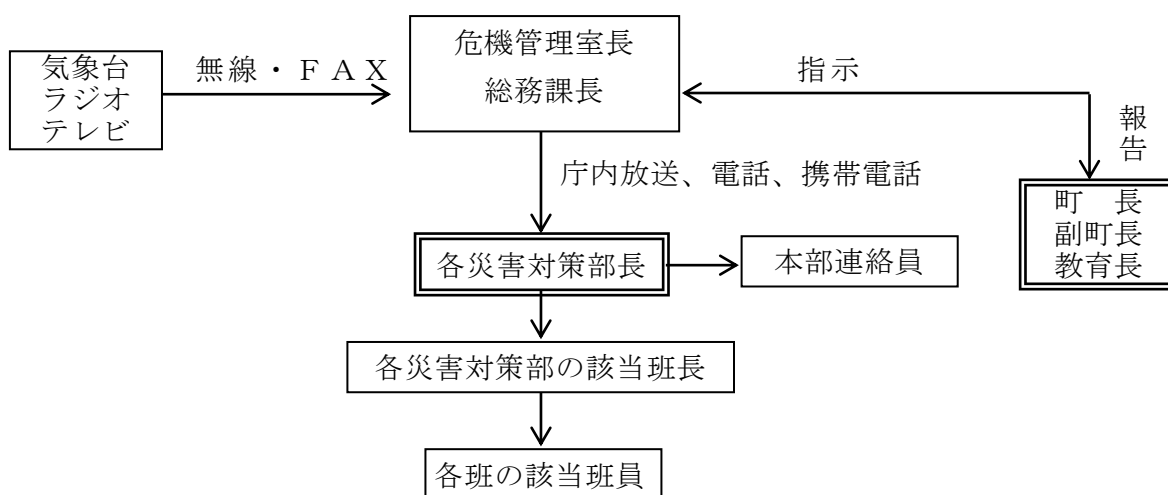
さらに、大規模な災害が町域に発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、非常2号配備の発令とともに対策本部を設置し、全職員による応急活動を行う。

7 動員の伝達（連絡）方法

（１）勤務時間中における動員

- 総務課長（総務部長）は、気象予警報の発表又はその他災害の状況等により非常配備体制による応急対策の必要を認めたときは、庁内放送及び電話等による関係課長等に非常配備体制を発令し、町長及び副町長、教育長に報告する。
- 町長は総務課長又は危機管理室長の報告より、対策本部設置による応急措置を実施する必要があると認めたときは、対策本部を設置する。
- 対策本部が設置された場合に総務部長は、本部長（町長）の指示に基づき各部長に連絡し、非常配備体制を速やかに伝達する。
- 各部長は、配備体制が発令されたときは、各部次長に連絡するとともに、任務分担に基づき各部連絡員を配し、所属職員に災害活動を指示する。

勤務時間中における連絡伝達系統図



（２）夜間・休日等の勤務時間外における動員

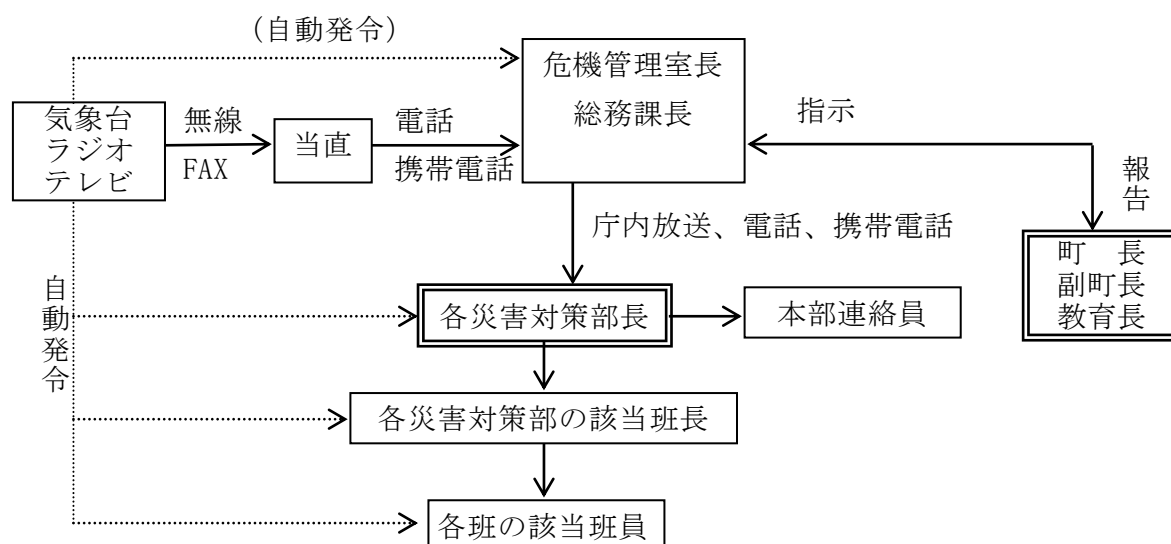
夜間・休日等の勤務時間外において、気象警報が発表されたとき、又は災害が発生した場合は、おおむね次のような手順により迅速かつ適切な初動体制確立に努め、初期応急措置に万全を期する。

① 退庁後における職員への連絡方法

各部長は、各部の班長の住所及び連絡方法を把握しておく。各部の該当班の長は、班所属の職員の住所及び連絡方法を把握し、直ちに職員を動員できるようにしておく。

勤務時間外に災害等が発生した場合には、各部員（班員）を職員連絡一覧表を利用し招集する。部員の招集は、原則として電話で行うこととなるが、その連絡伝達系統は次のとおりとする。

勤務時間外における連絡伝達系統図（夜間・休日等）



② 職員参集の原則（自主参集）

町職員は、夜間・休日等の勤務時間外に気象警報の発表等を知ったときは、指令の有無に関わらず配備相当の動員指令が自動的に発令されたものとして参集し、直ちに応急活動を行うものとする。

8 動員状況の報告及び職員の服務

(1) 動員状況の報告

各班の長は、職員の動員状況を速やかに把握し、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を所属部長を通じて総務部長に報告する。

報告の時期については、災害発生後 30 分以内に第一報、以降本部長が特に指示した場合を除き 60 分毎とする。

総務部長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、本部長に報告する。

※ 職員動員に関する様式

(町職員名簿)

(2) 非常時の措置

① 災害の状況により、勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの町施設に参集し、勤務場所へ連絡をとるとともに各施設の責任者の指示に基づき災害応急対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合、何らかの手段をもってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者に連絡する。

② 災害のため緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、貸与されている災害時用の作業服、ヘルメット、長靴等を着用し、身分証明書、食料、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。

③ 参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に務め、

参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

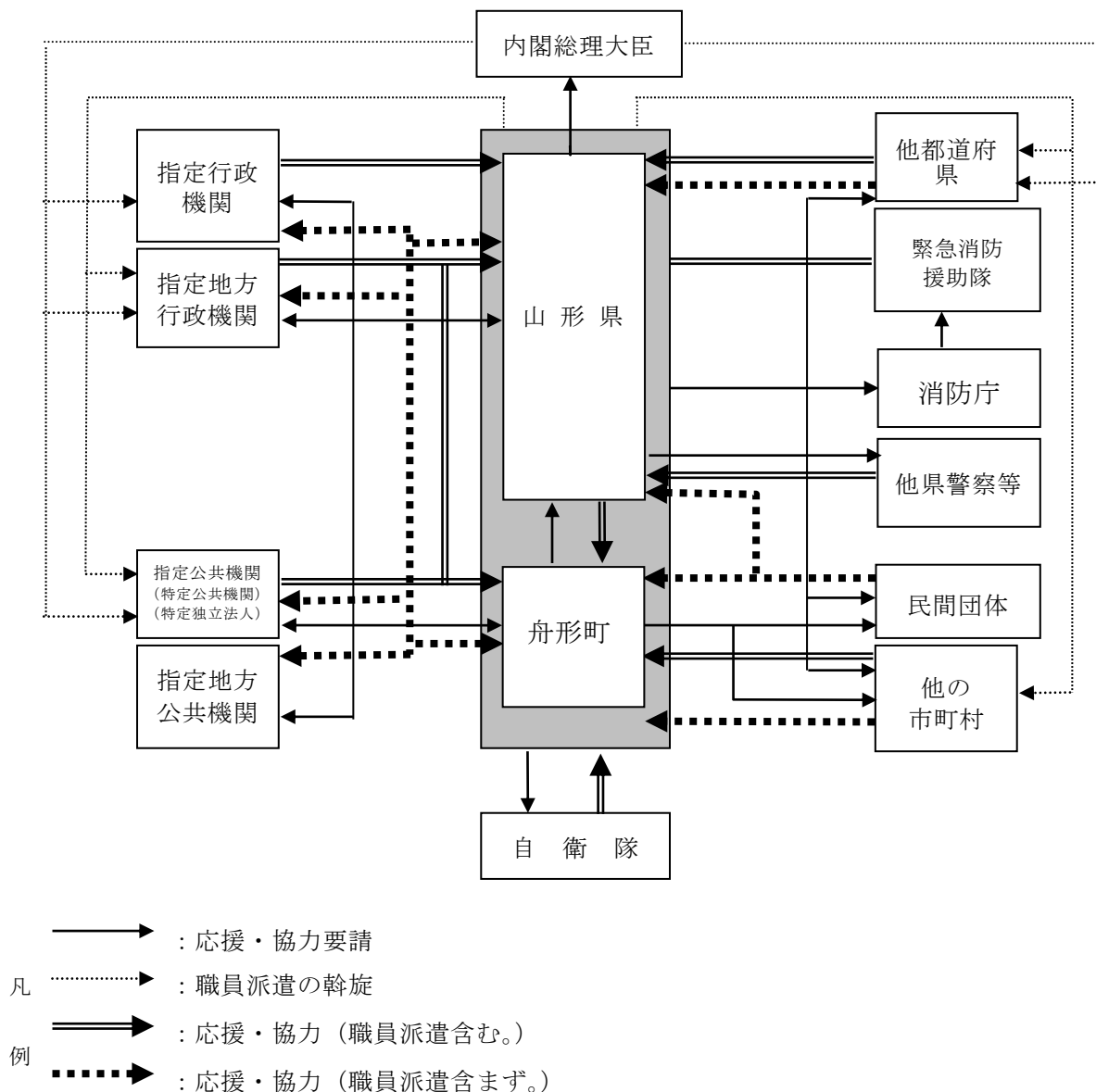
※ 災害報告様式

(資料・様式編 5-4)

第3款 広域応援計画

大規模災害発生時に、被災していない都道府県、市町村及び民間団体等の協力を得て、町内での災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、町が実施する広域応援について定める。

1 広域応援計画フロー



2 町の措置

(1) 県に対する要請

- ① 町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

また、連絡先は防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）

とし、口頭（防災行政無線、電話を含む。）又は文書（FAXを含む。）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

ア 応援要請事項

- （ア）応援を必要とする理由
- （イ）応援を必要とする場所
- （ウ）応援を必要とする期間
- （エ）その他応援に関し必要な事項

イ 応急措置要請事項

- （ア）応急措置の内容
- （イ）応急措置の実施場所
- （ウ）その他応急措置の実施に関し必要な事項

- ② 町長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る。）からの職員派遣の斡旋を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

（２）他市町村に対する要請

- ① 町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告するものとする。
- ② 応援を要請された市町村長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。
- ③ 各市町村長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

（３）指定地方行政機関等に対する要請

- ① 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

- ② 指定地方行政機関の長又は特定公共機関は、町長から職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

(4) 民間団体等に対する要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。

(5) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

- ① 町長は、災害の発生に際し住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。
- ② 町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知を行う。

(6) 被災市町村の支援体制の構築に係る留意点

- ① 町は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- ② 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。
- ③ 町は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

3 他市町村への応援

町長は、他市町村より直接応援要請を受けた場合、若しくは知事より他市町村への応援指示又は調整を受けた場合は、町が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力する。

4 消防の広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

町は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

知事は、災害に際して緊急の必要がある場合は、県内の他の市町村長又は市町村の消防長に対し応援等の指示を行うことができる。

(2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制

- ① 町長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。
- ② 知事は町長から応援を求められた場合又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めた場合は、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。
- ③ 緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、町長は知事と協力し「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。
 - ア 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
 - イ 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化

ウ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

5 広域応援・受援体制

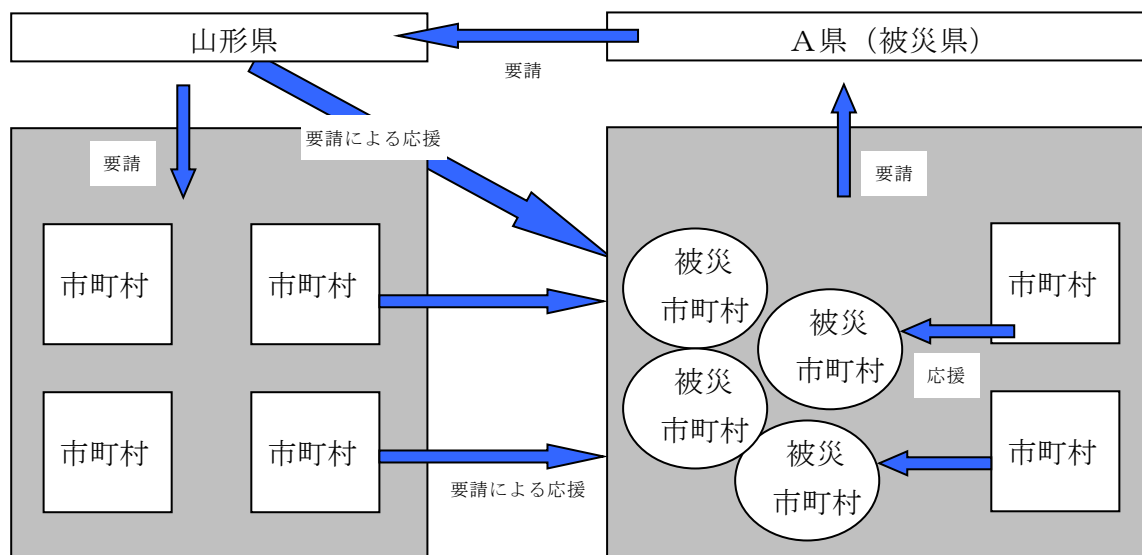
町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第4款 被災県等への広域応援計画

他の都道府県等での大規模な災害発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他の都道府県等への広域応援について定める。

被災県等への広域応援計画フロー



1 広域応援体制

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、対策本部等との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

2 被災した他県等への広域応援活動

町は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。また、町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

町は、国、県及び防災関係機関と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

(1) 町の対応

町は、被災した他の都道府県等への広域応援活動を円滑に実施するため、県と連携のうえ、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関においては、町及び県と連携しながら、円滑な応援活動が実施できるよう、必要な対策を講じておき、応援要請があった際には、迅速な応援活動を行う。

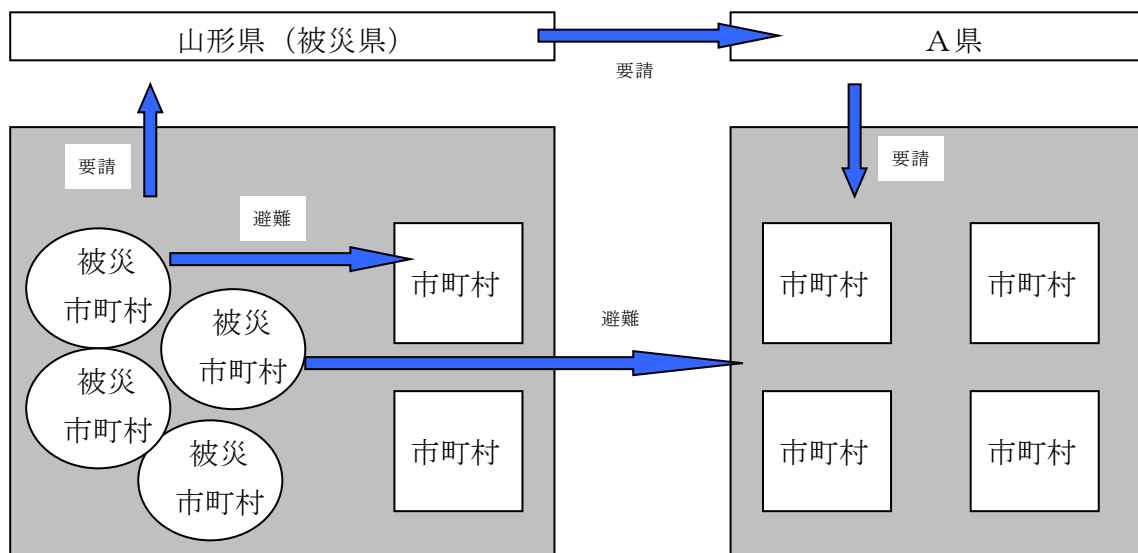
(3) 消防の広域応援

被災市町村の属する都道府県知事の要請に基づき、消防庁長官から、消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め又は指示があった場合は、「緊急消防援助隊山形県隊応援等実施計画」に基づき、迅速な応援活動を行う。

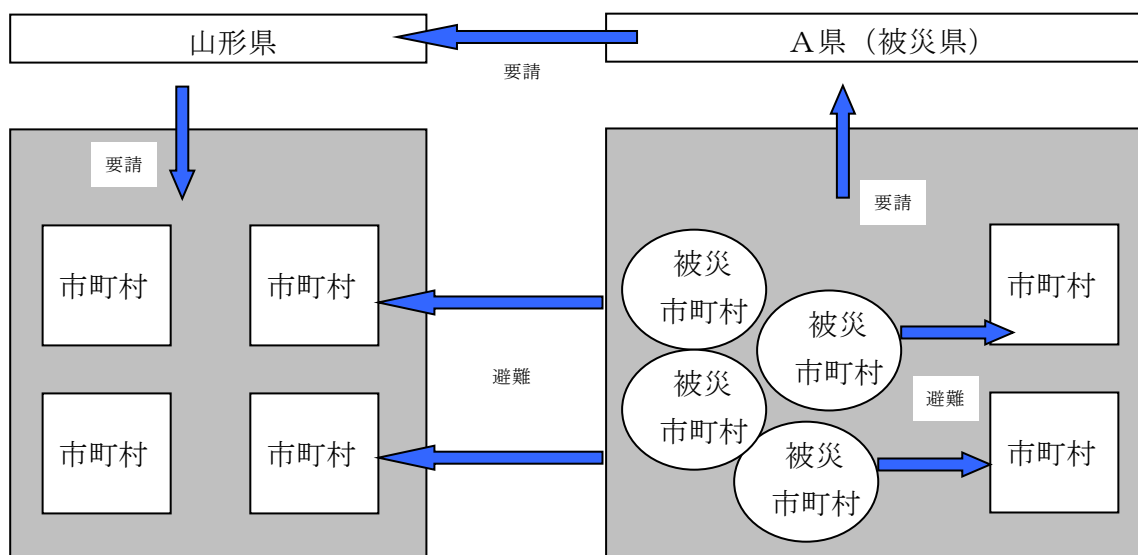
第5款 広域避難計画

大規模な災害発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入の手順等について定める。

他の自治体への広域避難



他県等からの避難受入



1 他の自治体への広域避難要請

(1) 受入に係る協議

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町内で可能な応急対策をとってもなお、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難を行う。

- ① 県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接、受入を要請する。
- ② 他の都道府県等への広域避難については、県に対し他の都道府県等への避難要請を行う。

(2) 広域避難者への配慮

- ① 町及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- ② 町、県及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

ア 被害の情報

イ 二次災害の危険性に関する情報

ウ 安否情報

エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報

オ 医療機関等の生活関連情報

カ 各機関が講じている施策に関する情報

キ 交通規制に関する情報

ク 被災者生活支援に関する情報

(3) 広域避難に係る事前の備え

町は、大規模災害に伴う広域避難に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。

2 他県等からの避難受入要請への対応

(1) 避難者への情報提供

町、県及び防災関係機関は、他県からの被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

- ① 被害の情報

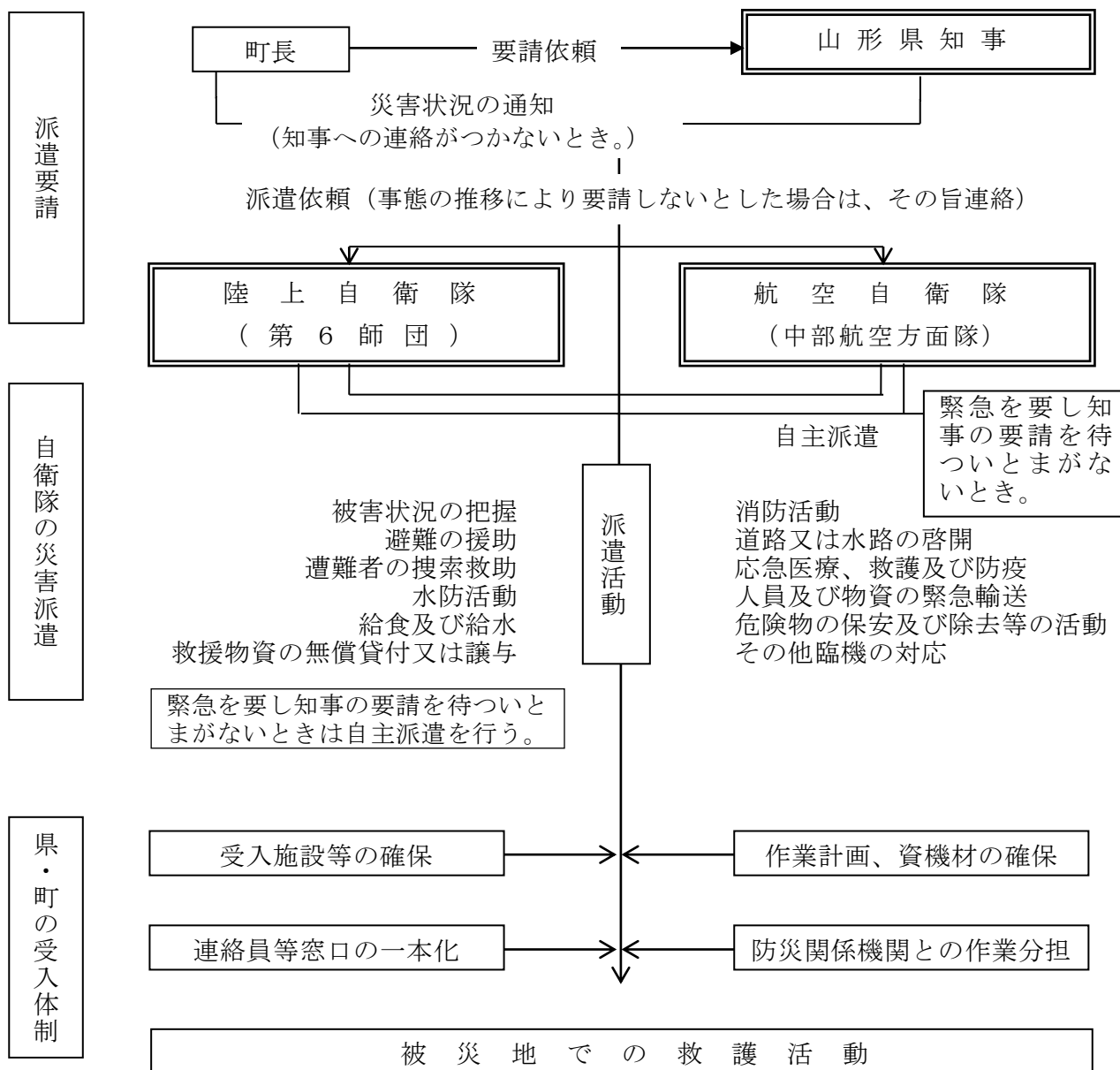
- ② 二次災害の危険性に関する情報

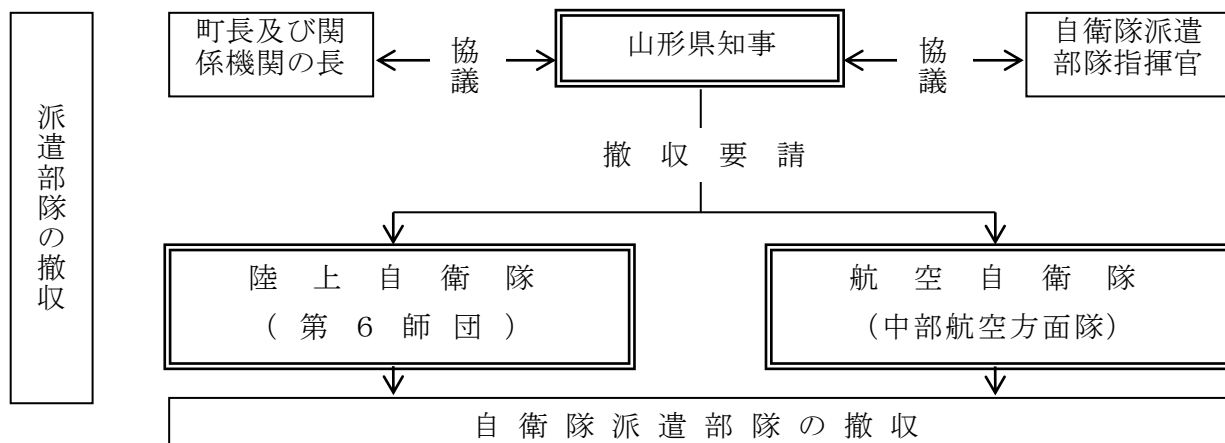
- ③ 安否情報
- ④ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- ⑤ 医療機関等の生活関連情報
- ⑥ 各機関が講じている施策に関する情報
- ⑦ 交通規制に関する情報
- ⑧ 被災者生活支援に関する情報

第 6 款 自衛隊災害派遣計画

大規模災害発生時に、自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入体制等について定める。

1 自衛隊災害派遣計画フロー





2 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。(公共性の原則)
- (2) 差し迫った必要があること。(緊急性の原則)
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

3 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。

救援活動区分	内 容
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸上・航空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

4 自衛隊災害派遣要請依頼の手続き

(1) 町長の知事に対する派遣要請依頼

- ① 町長は、知事に対して自衛隊法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）に文書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、FAX又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにFAXで関係文書を送付するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

- ② 町長は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、法第68条の2第2項に基づき、必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(2) 町長の自衛隊に対する緊急通知

町長は、通信の途断等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、自衛隊法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、町長は事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

5 自衛隊の自主派遣

- (1) 自衛隊は、県内において大規模災害の発生を覚知した場合は、自主的に被災

地及びその周辺地域について、航空機、車両及びオートバイ等を利用した目視、撮影等による被害状況等の情報収集活動を行う。

(2) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第 83 条第 2 項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

- ① 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ④ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

(3) 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

(4) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

6 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

(1) 自衛隊は、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項を防災行政無線、電話又は F A X 等で速やかに知事に連絡する。

- ① 派遣部隊名及び人員等の派遣規模
- ② 指揮官の官職及び氏名
- ③ 部隊の受入に必要な体制
- ④ その他必要な事項

(2) 知事は、自衛隊から災害派遣の連絡を受けたときは、速やかに町にその内容を連絡する。

7 自衛隊との連絡調整

(1) 自衛隊の連絡調整要員の派遣

災害発生時、自衛隊は、県及び防災関係機関との連絡調整等にあたるため、必要に応じ対策本部に連絡調整員を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。

(2) 連絡調整員は、被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を実施する。

8 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

災害派遣が決定・実行された場合、町長は速やかに次の事項について処置し、

派遣部隊の受入体制を整備する。

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、町長は知事及びその他の防災関係機関の長と緊密に連携し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優先順位
- ③ 作業実施に必要な図面の確保
- ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保
- ⑤ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入施設等の確保

町長は、自衛隊の派遣部隊を受入れるために、次の施設等を確保する。

- ① 事務室
- ② 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- ③ 宿营地又は宿泊施設（学校、公民館等）

学校、公民館等を宿舎施設に充てるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿营地に指定する場合についても同様とする。

(4) 臨時ヘリポートの設定

① ヘリポートの大きさ（1機あたり）

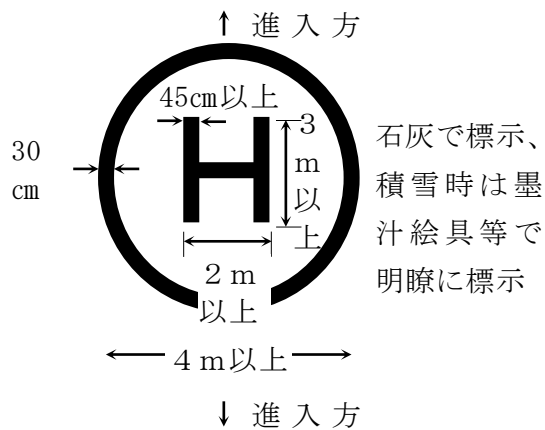
ア 小型機（OH-6）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地

イ 中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地

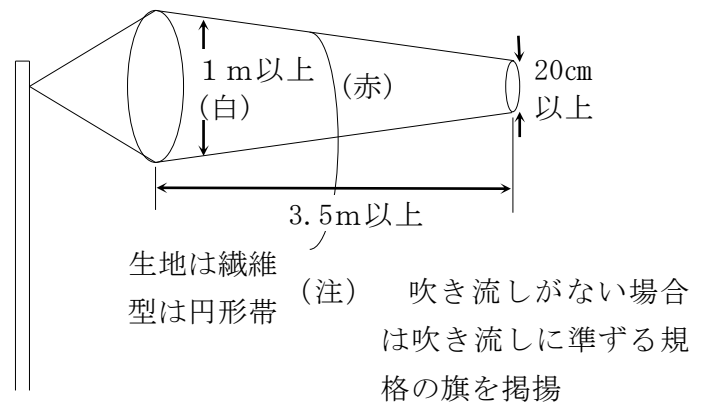
ウ 大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地

- ② 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

ア 記号の基準



イ 吹き流しの基準



③ 危険予防の処置

ア 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

イ 表土が砂塵の発生しやすいところでは、ヘリコプターの進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

9 自衛隊災害派遣部隊の撤収

- (1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、町長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊の指揮官等との協議に基づき、知事に派遣撤収要請を依頼する。
- (2) 撤収要請依頼は、取りあえず電話等により報告した後、速やかに文書をもって提出する。

10 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町（救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

11 派遣要請先及び連絡窓口

災害派遣の要請先	電話番号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電 話 0237-48-1151 内線5075 (夜間・休日 当直 内線5207・5019) F A X 0237-48-1151 内線5754
航空自衛隊中部 航空方面隊司令部 (防衛部運用課2班)	電 話 04-2953-6131 内線2233 (夜間・休日当直 内線2204) F A X 04-2953-6131 内線2269

第7款 災害ボランティア活動支援計画

大規模な災害時には、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。そのため、迅速な受入ができるよう受入・調整等支援体制を確立する。

1 町ボランティア支援本部の設置

社会福祉協議会は、大規模な災害が発生した場合、町と密接に連携し、必要に応じて町ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。

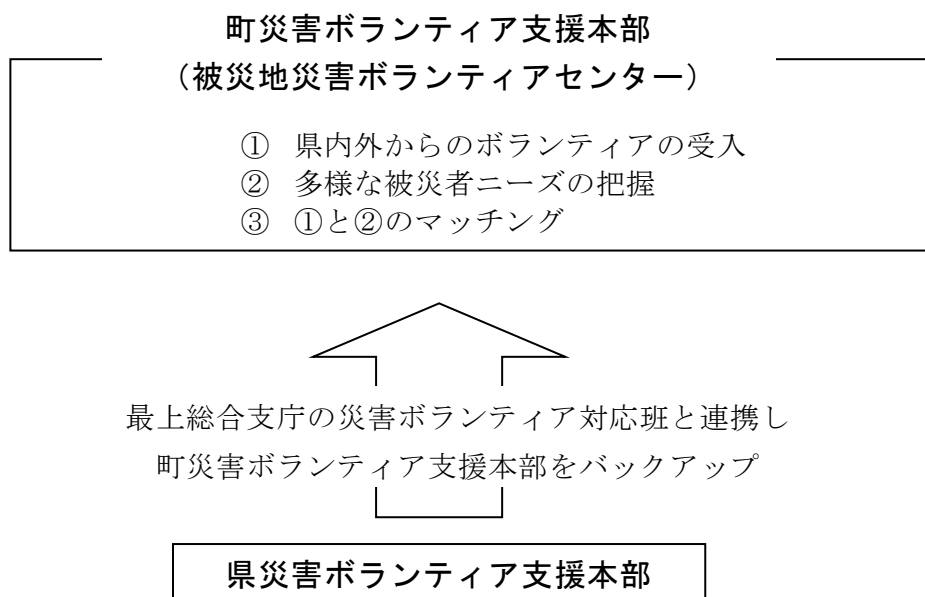
2 町ボランティア支援本部の運営

町災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、把握した被災者ニーズやボランティアの受入状況を踏まえた需給調整など次の活動を行う。

- (1) ボランティアの受入
- (2) 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握
- (3) ボランティア活動の調整及び派遣要請等
 - ① 把握した被災者ニーズやボランティアの受入状況を踏まえて需給調整を行う。
 - ② 必要に応じて県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。
- (4) ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し必要に応じ、活動拠点を提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行う。

3 災害ボランティア活動支援計画フロー

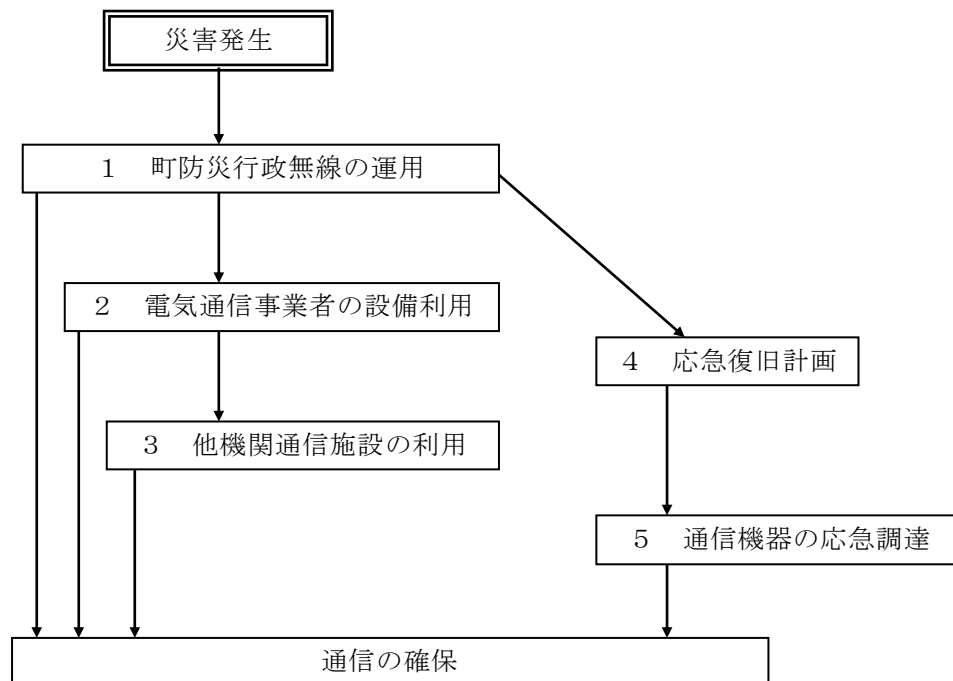


第2節 情報収集伝達関係

第1款 通信計画

災害発生時に、応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、町が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

1 通信計画フロー



2 防災通信施設の運用体系

(1) 通信手段の概要

① 町防災行政無線

町・消防及び県内防災関係機関等との連絡

② 電気通信事業者設備

東日本電信電話株式会社加入電話、災害時優先電話及び衛星携帯電話等

③ 他機関通信施設

アマチュア無線等

(2) 通信手段の運用順位

① 災害発生時には、町防災行政無線を中心に使用し、電気通信事業者の設備が利用可能かどうか確認しながら、確保可能な通信手段の拡大を図る。

② 町防災行政無線が使用不能となったときは、応急復旧を図りつつ、電気通信事業者設備及び国土交通省多重無線回線等、他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。

- ③ 町防災行政無線に加え、電気通信事業者設備や他機関の通信施設も使用不能となった場合は東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用、又は一般社団法人アマチュア無線連盟山形県支部への応援要請により通信を確保する。

3 災害発生時の通信連絡

(1) 町防災行政無線の運用

災害に関する予報等の伝達及び災害情報の収集及び伝達は、舟形町防災行政広報無線及び山形県防災行政無線を活用して迅速、的確に行う。

(2) 電気通信事業者の設備の利用

① 災害時優先電話の使用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備がマヒ状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的にかかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

② 衛星携帯電話の使用

加入電話が使用不能となった場合は、最上総合支庁に設置されている衛星携帯電話を活用する。

(3) 他機関の通信施設の利用

- ① 町は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、山形県、東日本電信電話株式会社山形支店、山形県警察（新庄警察署）、最上広域消防本部、東北地方整備局（山形河川国道事務所）、山形地方気象台、東日本旅客鉄道株式会社、又は東北電力株式会社の所有する通信設備の利用を要請する（電気通信事業法第8条、基本法第57条、消防組織法第41条又は救助法第11条）。
- ② 災害応急対策のため必要がある場合は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。
- ③ 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。
- ④ 町は防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は必要な措置を講じる。

(4) アマチュア無線の活用

町内のアマチュア無線クラブに対し協力を求め、その無線網を活用して、被災現場との連絡や、町外の災害情報の収集等を行う。その際、アマチュア無線がボランティアであることに配慮する。

(5) その他の措置

- ① 町は、災害に備え、災害情報の報告・通信に使用する指定電話を定め窓口の統一を図り、災害時においては、指定電話の利用を制限し通信事務従事者

を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

② 被災地特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には、避難所に被災者が利用するための特設公衆電話を設置するよう東日本電信電話株式会社山形支店に要請する。

4 通信施設の被害対応

(1) 町は、被害を受けた施設の復旧を行うための要員を直ちに配備する。

(2) 町は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼し、通信機器の応急調達に努める。

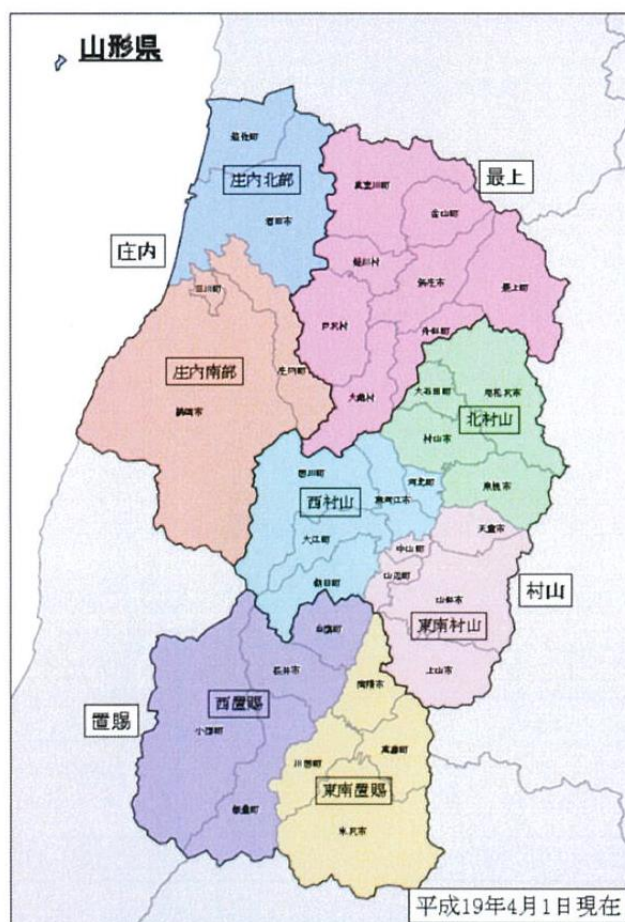
第2款 気象情報等伝達計画

災害による被害を最小限にとどめるため、町、国、県及び放送機関等の防災関係機関が、気象に関する情報を、迅速かつ正確に関係機関及び住民等に伝達するための方法について定める。

1 特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



※「村山」、「置賜」、「庄内」、「最上」はそれぞれ一次細分区域を示す。

これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は以下のとおりである。

① 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報及び情報

ア 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報 (本町対象外)	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報 (本町対象外)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき

種類		概要
		事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報 (本町対象外)	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報 (本町対象外)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報 (本町対象外)	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種類		概要
	高潮注意報 (本町対象外)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

特別警報基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮 (本町対象外)		高潮になると予想される場合
波浪 (本町対象外)		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

警報・注意報発表基準一覧表

(令和元年5月29日現在) 発表官署 山形地方気象台

舟形町	府県予報区		山形県	
	一次細分区域		最上	
	市町村等をまとめた地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	102
	洪水	流域雨量指数基準	平沢川流域=5.6、松橋川流域=7.7	
		複合基準※ ¹	－	
		指定河川洪水予報による基準	最上川中流〔堀内・長者原〕、最上小国川〔瀬見・赤倉〕	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ35cm
			山沿い	12時間降雪の深さ45cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	84	
	洪水	流域雨量指数基準	平沢川流域=4.5、松橋川流域=6.1	
		複合基準※ ¹	最上小国川流域=（5、14.3）	
		指定河川洪水予報による基準	最上川中流〔堀内・長者原〕、最上小国川〔瀬見・赤倉〕	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
			山沿い	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	

	乾燥	①最小湿度30% 実効湿度65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度70%、風速10m/s以上	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ30cm以上で肘折（アメダス）の積雪100cm以上 ②山形地方気象台の日平均気温 5℃以上で肘折（アメダス）の積雪180cm以上 ③山形地方気象台の日最高気温 5℃以上で肘折（アメダス）の積雪300cm以上 ④12月は日降水量30mm以上で肘折（アメダス）の積雪100cm以上	
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき。 冬期：①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速 5 m/s以上のとき。 ②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき。	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

警報・注意報発表基準一覧表の解説

- （1）本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- （2）警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- （3）大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- （4）表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山沿い」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- （5）表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- （6）大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- （7）大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- （8）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1 km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- （9）洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- （10）洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- （11）洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- （12）洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の

発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(13) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

気象警報等発表時における町や住民の対応例

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類	
		大雨	
		(土砂災害)	(浸水害)
・担当職員の連絡態勢確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回	・気象情報に気をつける ・テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・避難所の確認 ・非常持出品の点検	大雨注意報	
・警報の住民への周知 ・避難所の準備、開設 ・必要地域に避難準備・高齢者等避難開始 ・応急対応態勢確立 ・必要地域に避難勧告、避難指示（緊急） ・避難の呼びかけ	・避難の準備をする。 ・危険な場所に近づかない。 ・日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 ・暴風警報については、安全な場所に退避	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）
・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	・直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる。）。		大雨特別警報（土砂災害）
			大雨警報（浸水害）
			大雨特別警報（浸水害）

イ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種類	概要
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

ウ 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険性

が非常に高まると予想される場合に、市町村による避難勧告や防災活動等の災害応急対応、住民の自主避難が適時適切に行われるよう、その対象となる市町村名（酒田市は北部・南部・飛島に細分化）を指定して発表する。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

また、地震や火山噴火等により、通常の降雨指標基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

カ 記録的短時間大雨情報

大雨警報又は大雨特別警報発表中に、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

山形県では、100 ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

キ 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）を対象に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加して発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

ク 指定河川洪水予報

新庄河川事務所、又は県と山形地方区気象台が共同して、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、下表の標題により発表する。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

種類	標題	概要
		新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。決壊等が確認された場合は、直ちに避難指示（緊急）を発令する必要がある。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

河川名	水位観測所名	所在地	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
最上川中流	堀内	舟形町堀内	左岸62.80km	3.40m	4.40m	7.60m	7.80m
最上川中流	長者原	舟形町長者原	右岸2.70km	1.50m	2.10m	3.30m	3.90m
最上小国川	瀬見	最上町大堀	中央20.00km	4.00m	5.00m	5.10m	5.40m
最上小国川	赤倉	最上町赤倉	36.40km	0.70m	1.10m	1.20m	1.50m

ケ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

山形地方気象台長は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び

警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき。
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。

（２）新しい雪の情報の提供

気象庁は、令和元年 11 月 13 日から、現在の積雪・降雪の分布を推定する新しい雪の情報の提供を開始した。また、令和元年末の冬期から、大雪の際に山形県気象情報において 3 日先までの降雪量予測を提供する他、短時間に記録的な大雪があった際には一層の警戒を呼びかける。

① 「現在の雪」（解析積雪深・解析降雪量）の提供

アメダスの積雪計による観測値に加え、現在の積雪の深さと降雪量の分布を推定する「解析積雪深・解析降雪量」の提供を、令和元年 11 月 13 日から気象庁ホームページで開始した。これにより、雪の観測が行われていない地域を含めて積雪・降雪の分布を把握できるようになり、外出予定の変更や迂回経路の選択等に活用可能となる。

② 3 日先までの降雪量予測の提供

冬型の気圧配置により日本海側で数日間降雪が持続するような時など、降雪量について精度良く予測が可能な場合には、山形県気象情報等に「48 時間先からの 24 時間予想降雪量」を記述する。

③ 短時間の大雪に対する一層の警戒を呼びかけ

山形県のほか、福島県（会津地方）、新潟県、富山県、石川県、福井県において、顕著な降雪が観測され今後も継続すると見込まれる場合に「短時間の大雪に対して一層の警戒を呼びかける情報」を発表する。

（３）特別警報・警報・注意報等の伝達

① 一般の利用及び水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達

町、山形地方気象台、県（防災危機管理課）及び防災関係機関は、「気象

警報・注意報等伝達経路図」により伝達を行う。

ア 山形地方気象台

山形地方気象台は、警報等を発表した場合は、県、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社、消防庁、NHK山形放送局、山形河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への伝達は特別警報・警報に限る。

イ 県（防災危機管理課）

県は、警報等について気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により町や消防本部に通知するとともに、関係部局及び防災関係機関に通報する。

特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により町へ通知する。

また、県（各総合支庁河川砂防課）は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

ウ 町及び消防本部

町及び消防本部は、警報等について、県、消防庁、東日本電信電話株式会社から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）及び広報車等により住民へ周知する。

エ 放送機関

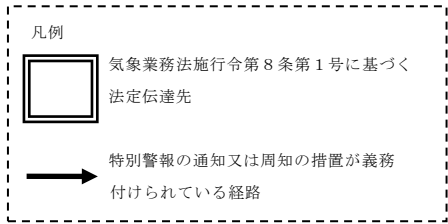
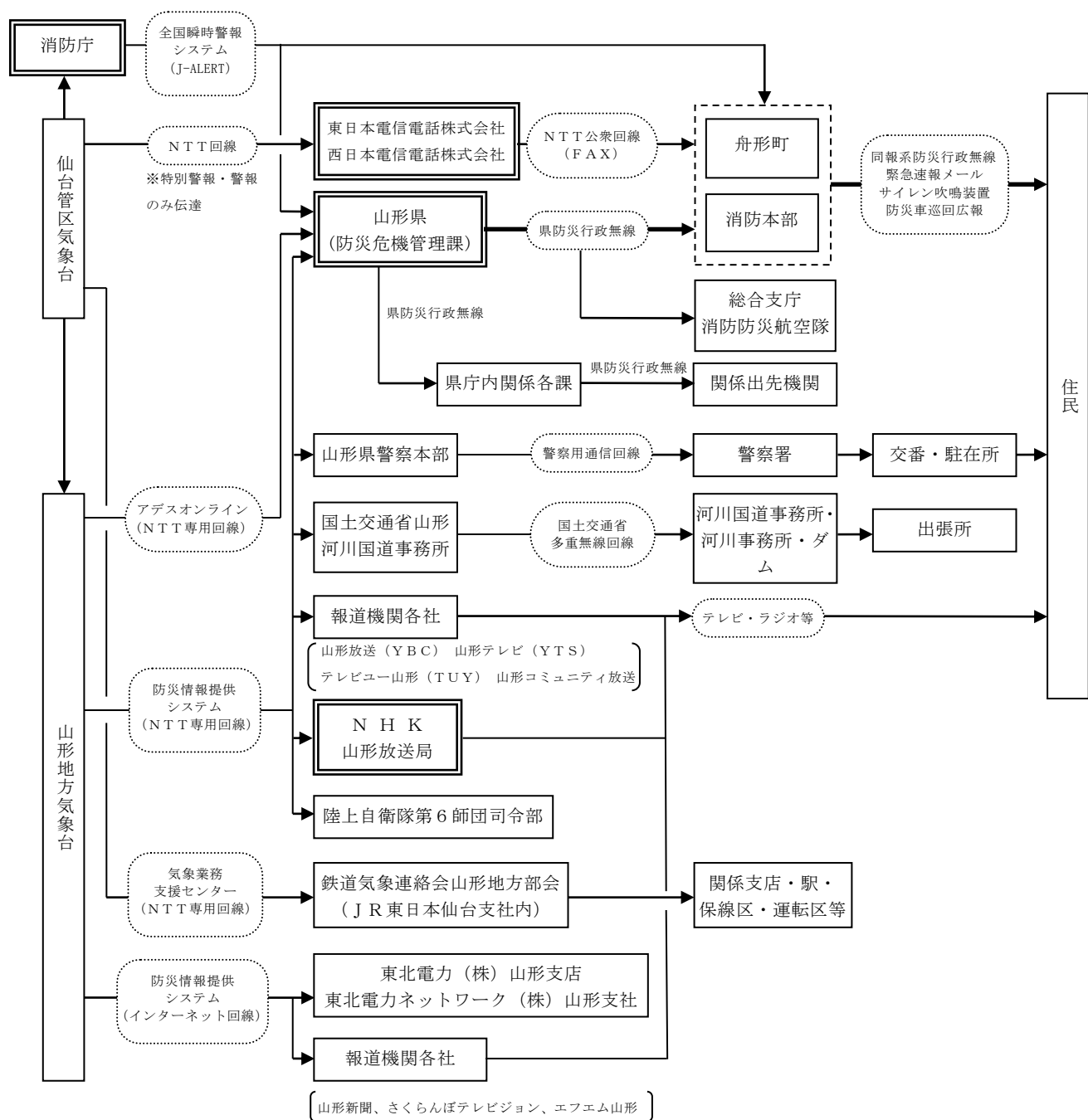
放送機関は、住民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮のうえ、放送する。

オ その他関係機関

その他の関係機関は、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講ずる。

- ② 山形地方気象台、県（防災危機管理課）、町及び防災関係機関は「気象警報・注意報等伝達経路図」により伝達を行う。

気象警報・注意報等伝達経路図



2 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

① 火災気象通報の概要

山形地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第 1 項の規定により、その状況を「火災気象通報」として、直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。通報を受けた都道府県知事は、同法第 22 条第 2 項の規定により、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

本県においては、山形地方気象台が市町村を単位とした「二次細分区域」を対象に、火災気象通報を行う。通報は、県（防災危機管理課）を通じて町及び消防本部に伝達される。

② 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台は、午前 5 時に発表する天気予報に基づき、向こう 24 時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前 5 時頃に山形県に通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として以下のとおり「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。

【通報区分】

乾燥注意報⇒火災気象通報【乾燥】

強風注意報⇒火災気象通報【強風】

乾燥注意報及び強風注意報⇒火災気象通報【乾燥・強風】

また、通報した内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表があった場合は、その発表をもって火災気象通報に代えることとする。

③ 火災気象通報の伝達

ア 山形地方気象台

山形地方気象台は、火災気象通報を行う基準となる場合は、県（防災危機管理課）に対し、気象情報伝送処理システム（アデスオンライン）により速やかに通報する。

イ 県（防災危機管理課）

県（防災危機管理課）は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに町、消防本部に通報する。

(2) 火災警報

① 火災警報の概要

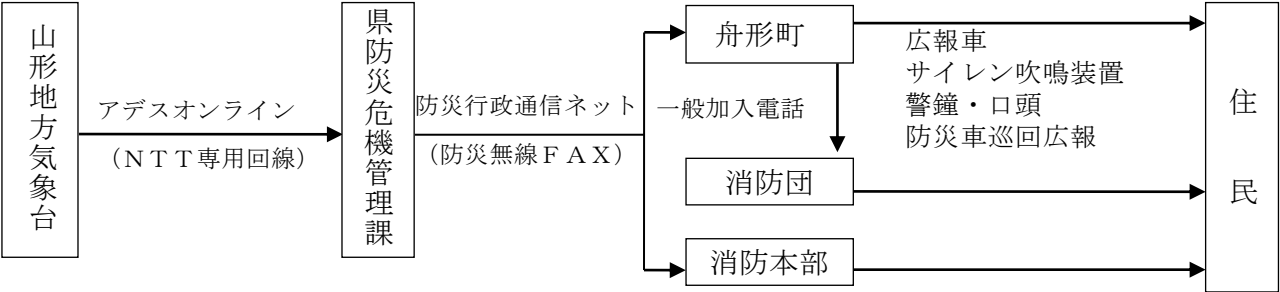
町長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため消防法第 22 条第 3 項の規定により、「火災警報」を発することが

できる。

② 火災警報の伝達

町は、火災警報を発し、又は解除したときは、巡回広報車及び消防自動車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県（防災危機管理課）に通報する。

火災気象通報の伝達経路

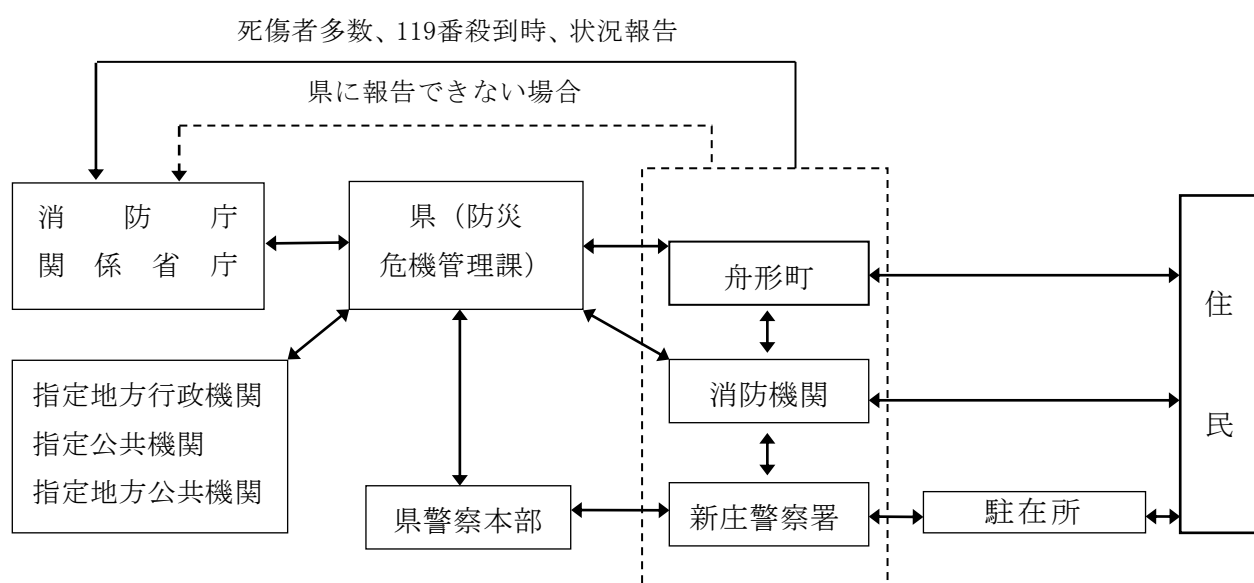


第3款 災害情報の収集・伝達計画

本計画は、町（対策本部）が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、県及び関係機関に通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期すものである。なお、県への報告にあたっては、本計画によるほか、「山形県災害報告取扱要領（平成31年改正）」に基づいて行うものとする。

収集にあたっては特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

1 災害情報収集・伝達計画フロー



2 災害情報の収集

町長は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、把握した被害状況、応急対策活動状況及び対策本部の設置状況等について県に報告する。

また、避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

(1) 災害情報等収集体制

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員をもって状況把握にあたらせるとともに、町内会、消防団等と連携して各地区ごとの調査を行う。

(2) 収集すべき災害情報等の内容

- ① 災害発生のおそれのある異常な現象
- ② 災害発生の日時及び場所
- ③ 災害の種別及び規模
- ④ 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）

- ⑤ 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）
- ⑥ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- ⑦ 出火件数又は出火状況
- ⑧ 二次災害危険箇所（高圧ガス漏えい事故など）
- ⑨ 輸送関連施設被害（道路、鉄道）
- ⑩ ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設・農業集落排水施設被害）
- ⑪ 避難状況、救護所開設状況
- ⑫ 対策本部設置等の状況
- ⑬ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

3 被害状況の調査

（１）被害調査体制

町における被害状況の調査は、各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

（２）調査要領

山形県災害報告取扱要領等の定めるところによる。なお、被害写真等の撮影については、各調査担当課ごとに速やかに撮影し、被害写真は総務課に提出する。

4 防災情報システムの活用

災害情報は防災情報システムを中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。

5 被害関連情報の報告

町は、被害が発生した場合は、災害関連情報等を集約し、最上総合支庁に報告する。ただし、緊急を要する場合は、県防災危機管理課に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡が取れない場合は、直接総務省消防庁に報告する。

また、必要に応じて、災害情報を自衛隊・ライフライン・公共交通機関及びその他の災害応急対策に関わる防災関係機関に随時伝達する（報道機関に対する報道要請は、本節第４款「広報計画」による。）。

（１）県に対する報告

山形県災害報告取扱要領等の定めるところによる。それぞれの災害情報の収集・伝達経路は次のとおりである。

主な災害情報の収集・伝達経路

災害情報	伝達経路
人・住家被害等 全般的被害	<pre> graph LR A[町 (危機管理室)] --> B[最上総合支庁] B --> C[県災害対策本部] D[県警察本部] --> C </pre>
道路被害	<pre> graph LR A["(国道) 東北地方整備局 新庄国道維持出張所"] --> D[県災害対策本部] B["(県道) 最上総合支庁"] --> D C["(町道、その他) 町 (地域整備課)"] --> E[最上総合支庁] E --> D F[県警察本部] --> D </pre>
土砂災害被害	<pre> graph LR A[町 (地域整備課)] --> B[最上総合支庁] B --> C[県災害対策本部] D[東北地方整備局] --> C E[県警察本部] --> C </pre>
鉄道施設等被害	<pre> graph LR A[東日本旅客鉄道株式会社山形支店総務課] --> B[県災害対策本部] </pre>
上水道施設被害	<pre> graph LR A[町 (地域整備課)] --> B[最上保健所] B --> C[県災害対策本部] </pre>
下水道施設・農業集落排水施設被害	<pre> graph LR A[町 (地域整備課)] --> B[最上総合支庁] B --> C[県災害対策本部] </pre>

災害情報	伝達経路
電信電話施設被害	東日本電信電話株式会社 山形支店 → 県災害対策本部
電力施設被害	東北電力株式会社 山形支店企画管理部門（総務広報） 東北電力ネットワーク株式会社山形支社 （総務広報） → 県災害対策本部
医療機関等被害	町（健康福祉課） ←-----→ 最上保健所 → 県災害対策本部
公立文教施設被害	町 （教育委員会等） → 最上教育事務所 → 県災害対策本部

（２）消防庁に対する報告

① 県に報告ができない場合

県との通信手段が途絶するなど、被害状況により前記（１）の県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。

② 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等速報要領（昭和 59 年消防災第 267 号）により、町内において次の災害が発生した場合には、消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告することとなっており、町はこれに協力する（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うこととなっている。）。

ア 火災速報

（ア）交通機関の火災

- a 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- b トンネル内車両火災
- c 列車火災

（イ）危険物等に係る事故

- a 危険物を貯蔵し又は取扱う施設の火災・爆発事故で、当該施設の施設内又は周辺で、500 ㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
- b 危険物等を貯蔵し又は取扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
- c 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの

d 大規模タンクからの危険物等の漏えい等

(ウ)道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

イ 救急・救助事故即報

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が 30 人以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で、次に掲げるものの

(ア) 列車・バスの衝突、転覆等の事故

(イ) ハイジャック及びテロ等による事故

6 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合等の通報伝達に関して定める。

(1) 水面の昇降、地表面の亀裂、地すべり、異常出水、浸水、漏水等、災害が発生するおそれがある異常を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報するものとする。

(2) 警察官が通報を受けた場合は、速やかにその旨町長に連絡しなければならない。

(3) 町長又は町長からその委任を受けた町の職員は、状況に応じて基本法第 65 条に基づき応急措置従事命令の権限を行使する。

(4) 通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。

① 最上総合支庁及び山形地方気象台

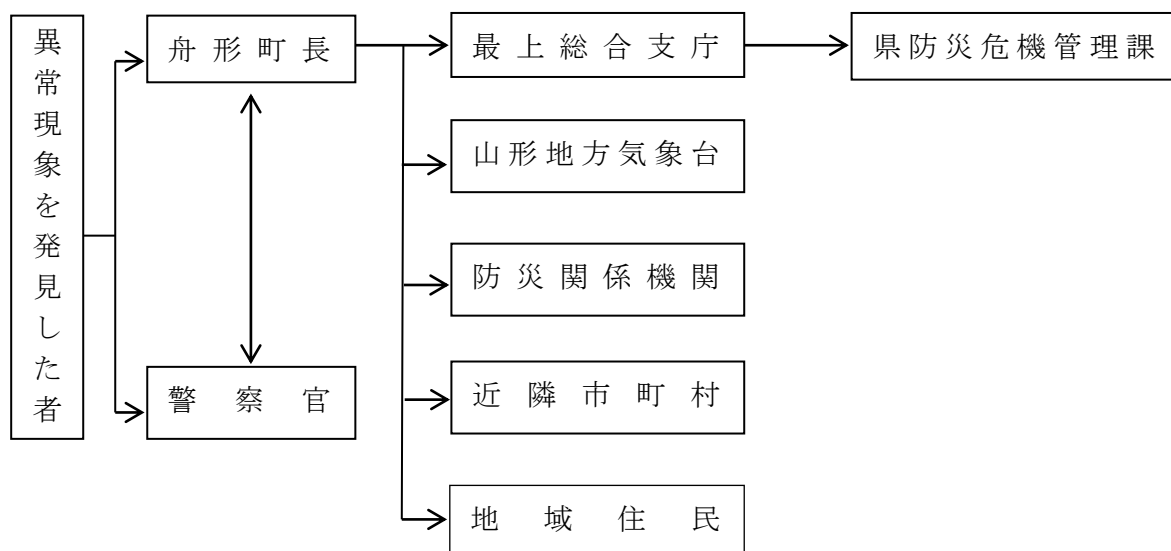
(状況により、県防災危機管理課へ直接通報)

② 新庄警察署及びその他の防災関係機関

③ 近隣市町村

(5) 町長は、(4) による通報と同時に住民に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示する。

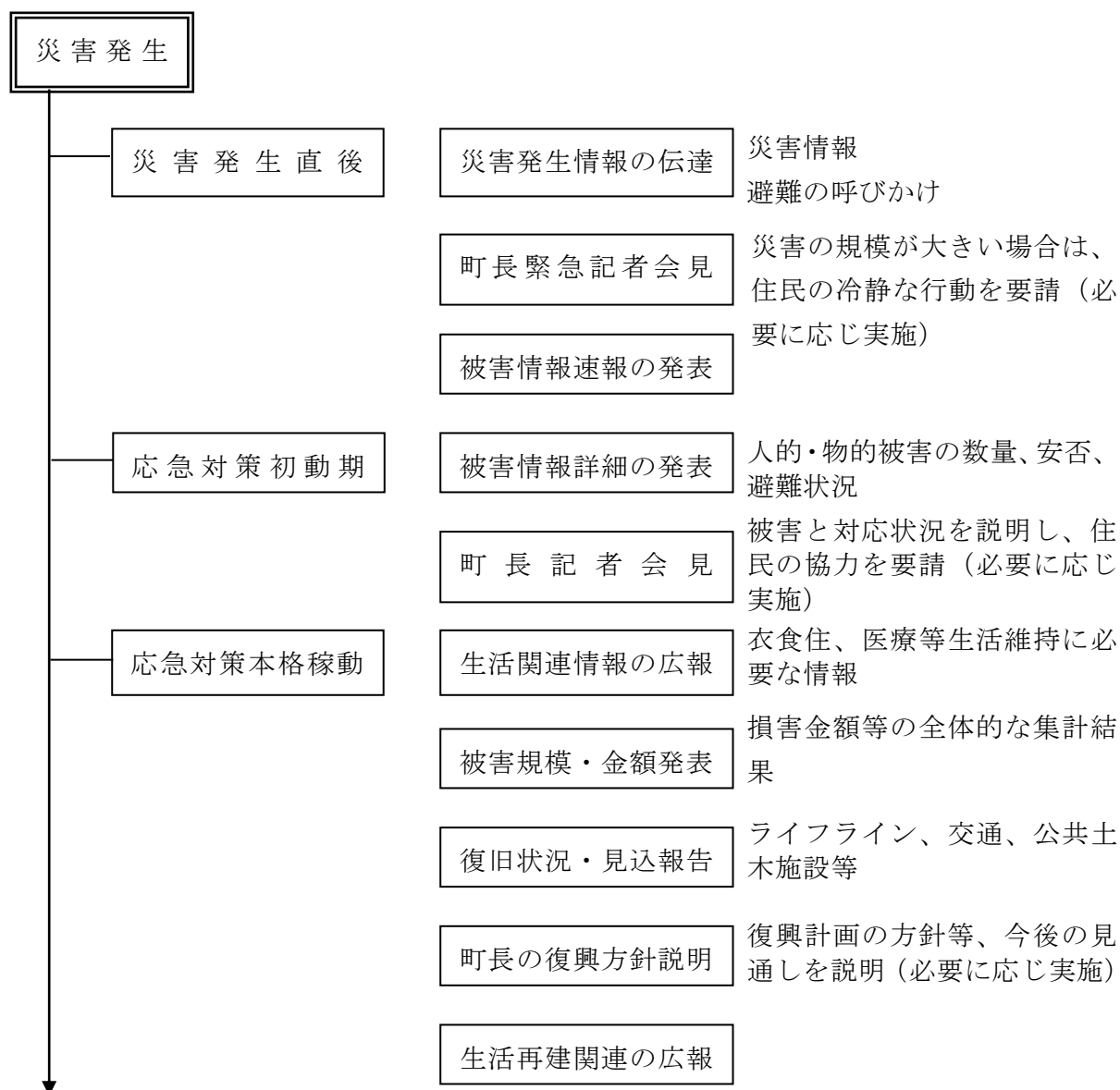
異常現象を発見した者の通報・伝達経路



第4款 広報計画

災害発生時に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、県、防災関係機関及び報道機関等が、協力して行う広報活動について定める。

1 広報計画フロー



2 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

3 広報担当

町が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

広報担当区分	責任者	連絡方法
庁内職員	総務課 危機管理室	庁内放送・庁内電話・文書回覧・口頭・緊急速報メール（エリアメール）
防災関係機関		電話・FAX・無線・口頭
報道機関	まちづくり課 危機管理室	電話・FAX・口頭
住民		防災行政無線・広報車・広報紙・テレビ・ラジオ・インターネット・緊急速報メール（エリアメール）・住民相談窓口・口頭

4 広報活動

町は、災害時の情報ニーズに応えるため、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車など多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。活動にあたって、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。

(1) 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

(2) 手段

- ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- ② 町内会等を通じた情報伝達
- ③ 住民相談所の開設
- ④ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- ⑤ 町防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

(3) 項目

- ① 安否情報
- ② 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- ③ 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
- ④ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- ⑤ 被災地支援に関すること（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）
- ⑥ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

5 報道機関への発表

- (1) 町長は、報道機関を通じて広報活動を行う必要があると認めるときは、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。また、県との通信が途絶している等の特別な事情がある場合には、放送機関に対し直接要請を行う。

放送要請の依頼は、次の事項を明示して行い、誤報防止のため極力文書で行うものとする。

- ① 放送要請をする理由
- ② 放送してほしい事項（内容、対象地域等）
- ③ 放送希望日時

各放送局への連絡先

機関名	所在地	電話	F A X
N H K 山形放送局	山形市桜町2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送（Y B C）	山形市旅籠町2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
山形テレビ（Y T S）	山形市城西町5-4-1	023-643-2821	023-644-2496
		023-622-2821（夜間電話）	
テレビユー山形（T U Y）	山形市白山1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン（S A Y）	山形市落合町85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山3-14-69	023-625-0804	023-624-1460

- (2) 報道機関関係者との記者会見等は、対策本部で行う。

6 災害発生後の各段階における広報

町は各防災関係機関が実施する広報内容と調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切・継続的に提供する。

- (1) 災害発生直後

- ① 町は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。
- ② 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。

- (2) 災害応急対策初動期（災害発生後おおむね2日以内）

- ① 安否情報
- ② 住民に対する避難勧告等
- ③ 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
- ④ 避難所の開設状況

- (3) 災害応急対策本格稼働期（災害発生後おおむね3日以降）

- ① 消毒・衛生及び医療救護情報
- ② 小中学校の授業再開予定
- ③ 被害認定・り災証明の発行
- ④ 応急仮設住宅への入居に関する情報

(5) 復旧対策期

- ① り災証明の発行
- ② 生活再建資金の貸し付け
- ③ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- ④ その他生活再建に関する情報

7 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、きわめて重要であるので、広報担当者は各部と緊密な連絡を図り、次の資料を収集し、広報資料を作成する。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

8 広報の実施

(1) 広報活動実施上の留意点

- ① 避難所等において視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の措置を講じる。
- ② 外国人の被災者のために、県及び関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、多様な言語による表示・放送等の措置に努める。
- ③ 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復旧計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。

(2) 広報の実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行う。

- ① 広報車・防災行政無線による広報
- ② サイレン、警鐘による広報
- ③ 消防団員等による口頭伝達
- ④ テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- ⑤ 広報紙、回覧板による広報
- ⑥ チラシ、パンフレットによる広報
- ⑦ 避難所への職員の派遣
- ⑧ 自主防災組織を通じての連絡
- ⑨ インターネット・緊急速報メール（エリアメール）など
- ⑩ 住民相談窓口の開設

(3) 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権

利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。

なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。

町は、県と連携して、「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」により安否情報を提供する。

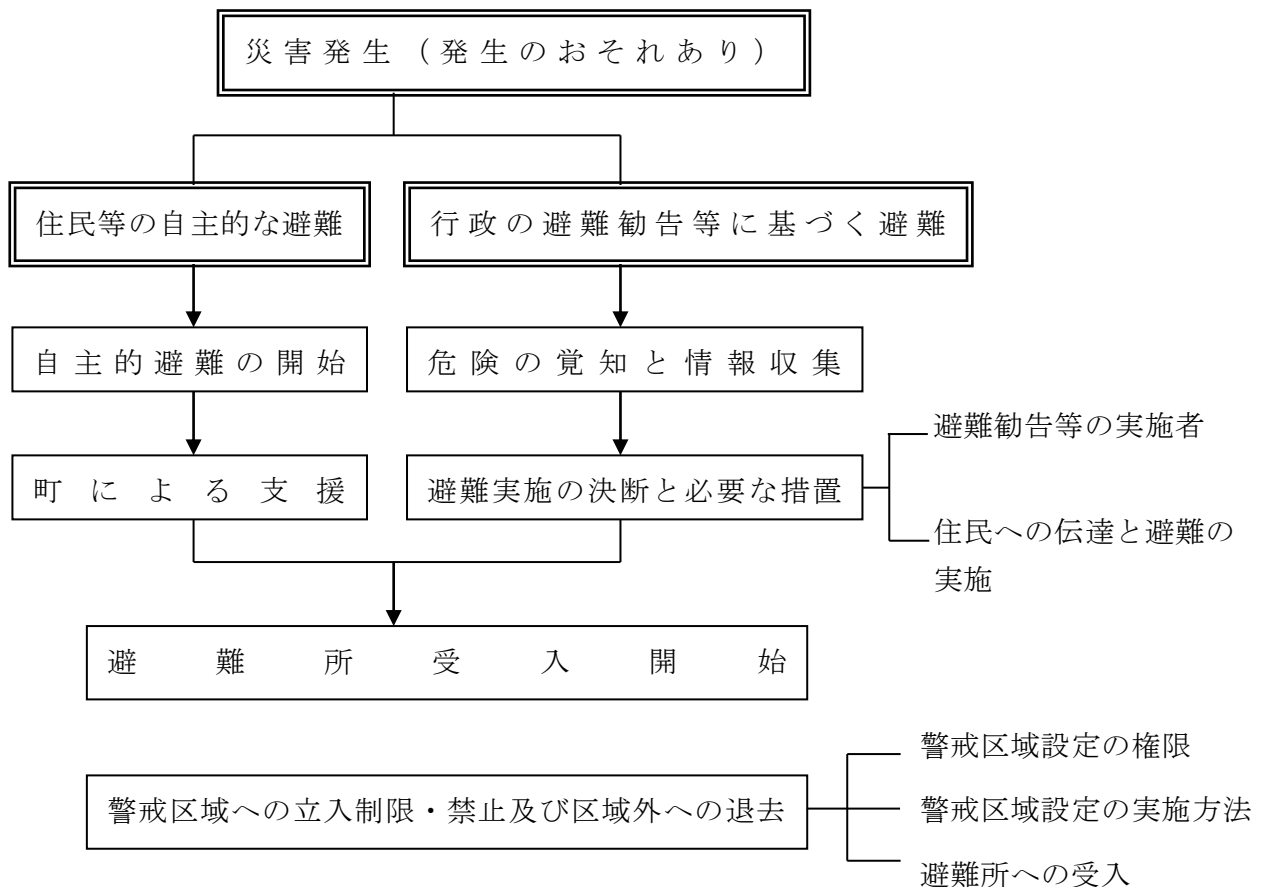
9 相談窓口の開設

- (1) 被災者及び自主防災組織等からの相談・問い合わせ等に対応するため、災害発生後速やかに総合相談窓口を開設する。
- (2) 窓口ではすぐに対応できないような内容の相談があった場合は、窓口担当者は、その相談を関係する部（班）に引き継ぐ。この際、被災者への対応が「たらい回し」にならないよう十分に配慮する。
- (3) 総合相談窓口を設置した場合には、前項の広報実施方法により、住民へ周知する。

第3節 避難計画

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に地域住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難しやすい時間帯での避難準備・高齢者等避難開始の発令による、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定める手順等に沿った避難支援を行うことが重要であることから、地域住民の自主的な避難行動並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

1 避難勧告・指示応急対策フロー



※避難勧告等：避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報

2 住民等の自主的な避難

（1）自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実には被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡

するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助を心掛ける。

(2) 支援措置

町は、住民から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受入れられるようにしておく。

3 避難勧告等に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

町、県及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化し、危険箇所の把握に努めることにより、避難勧告等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

町、県及び放送事業者等は、伝達を受けた警報等を町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により、地域住民等への伝達に努めるものとする。なお、町は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに地域住民等に伝達する。

また、土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況等、国及び県より土砂災害緊急情報が伝達された場合には、町は、その情報を基に速やかに避難勧告又は避難指示（緊急）を発令するものとする。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

① 避難準備・高齢者等避難開始発令の実施者

町長は、町内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は避難準備・高齢者等避難開始を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて新庄警察署長及び最上広域消防本部消防署南支署長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

町は、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、避難準備・高齢者等避難開始の発令をもって避難行動を開始するものとし、また、その支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

② 避難勧告及び避難指示（緊急）発令の実施者

避難勧告及び避難指示（緊急）の発令は、法第 60 条に基づき、原則として町長が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
避難準備・ 高齢者等避難開始	町長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき。 (避難勧告等に関するガイドライン)
屋内待避	町長	・屋内での待避等の安全措置	・災害が発生又は発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。(基本法第60条第3項)
避難勧告及び避難指示 (緊急)	町長	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。 (基本法第60条)
	知事	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	町長→(報告)→知事 ・町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 (基本法第60条)
避難指示 (緊急)等	知事、その命を受けた 県職員又は水防管理者	・立退きの指示	・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法第29条)
			水防管理者→(通知)→警察署長
	知事、又はその命を受けた 県職員	・立退きの指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (地すべり等防止法第25条)
			知事又はその命を受けた県職員→(通知)→警察署長
	警察官	・立退き先の指示	・町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
			合（基本法第61条）
			警察官→（通知）→町長→（報告）→知事
		・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第4条）
			警察官→（報告）→公安委員会
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にいない場合に限り、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条）
			自衛官→（報告）→防衛大臣の指定する者
災害発生情報	町長	・命を守るための最善の行動を促す	・災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。 （基本法第60条）

なお、町は、避難勧告等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の大雨の場合は、躊躇なく避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

また、町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

③ 住民等への伝達と避難の実施

ア 避難準備・高齢者等避難開始の内容

- （ア）要避難準備対象地域
- （イ）避難準備理由
- （ウ）避難先
- （エ）避難経路
- （オ）避難時の注意事項等

イ 避難勧告又は避難指示（緊急）の内容

- （ア）要避難対象地域
- （イ）避難理由
- （ウ）避難先

(エ) 避難経路

(オ) 避難時の注意事項等

ウ 避難の広報

(ア) 町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難勧告等を周知・徹底する。

(イ) 町は、避難行動要支援者への避難勧告等の発令にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

(ウ) 町は、住民に対する避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告又は避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

(エ) 町は、危険の切迫性に応じ避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

エ 防災気象情報と警戒レベル（１～５）相当情報の関係

平成 31 年 3 月避難勧告等に関するガイドラインの改定により、住民が主体的に避難行動をとれるよう、次表のように、５段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について追記された。

警戒 レベル	住民が 取るべき行動	住民に行動を 促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる 情報（警戒レベル相当情報）		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する 情報
			水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	
警戒 レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※ ¹ (※ 1 可能な範囲で発令)	氾濫発生情報	(大雨特別警報（浸水害))※ ³	(大雨特別警報（土砂災害))※ ³
警戒 レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）※ ² (※ 2 緊急的	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒メ

警戒 レベル	住民が 取るべき行動	住民に行動を 促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる 情報（警戒レベル相当情報）		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する 情報
			水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	
	・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	又は重ねて避難を促す場合に発令）			ツッシュ情報）（非常に危険） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒メッシュ情報）（極めて危険）※4
警戒 レベル 3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒メッシュ情報）（警戒）
警戒 レベル 2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒メッシュ情報）（注意）
警戒 レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、町長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注1）町が発令する避難勧告等は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

また、警戒レベルと避難情報等との関係等は以下のとおりとなっている。

＜避難情報等＞			＜防災気象情報＞
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報（例）】
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとしましょう。	災害発生情報※ ² ※ 2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 〔町が発令〕	警戒レベル 5 相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難にしましょう。	避難勧告 避難指示（緊急）※ ³ ※ 3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 〔町が発令〕	警戒レベル 4 相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 〔町が発令〕	警戒レベル 3 相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 〔気象庁が発表〕	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル 1	災害の心構えを高めましょう。	早期注意情報 〔気象庁が発表〕	

（国土交通省、気象庁、県が発表）

※ 1 各種の情報は、状況が急変することもあるため、警戒レベル 1 ～ 5 の順番で発表されるときは限らない。

オ 避難誘導

町は、河川の増水、土砂災害等が予想され、地域に避難勧告・避難指示（緊急）をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

町、新庄警察署及び最上広域消防本部による誘導にあたっては、可能な

限り町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

町は、地域又は町内会単位に避難集団を形成するため、新庄警察署及び最上広域消防本部の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

カ 避難経路

(ア)避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、避難経路の周知・徹底を図る。

(イ)災害時に避難経路を選択するにあたっては、周囲の状況を検討し、浸水や土砂災害等のおそれのある危険箇所を避ける。

キ 避難路の安全確保

町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

ク 避難順位

(ア)災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障がい者等の要配慮者及び避難行動要支援者を優先して行う。

(イ)浸水や土砂災害などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

ケ 携帯品の制限

(ア)携帯品は、必要最少限の食料、日用品、医薬品等とする。

(イ)避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定する。

コ 危険防止措置

(ア)避難所の開設にあたって、町長は、避難所の管理者や応急危険度判定士等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(イ)避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

サ 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合っ

て自主的に避難するよう心掛ける。

シ その他避難誘導にあたっての留意事項

(ア) 要配慮者及び避難行動要支援者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者及び避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者及び避難行動要支援者の実態に応じて避難誘導を実施する。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織や避難支援者の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難所とは異なる介護機能を備えた福祉避難所及び要配慮者利用施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

(イ) 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町及び最上広域消防本部又は県消防防災ヘリコプターにおいて対応する。

4 避難勧告等の判断基準に基づいた避難勧告等の発令

避難判断水位等到達情報が発表された場合や土砂災害警戒情報等が発表された場合は、以下の避難勧告等の判断基準に基づき、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を発令する。避難勧告等の避難情報の発令にあたっては、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

避難勧告等の判断基準（河川の氾濫の場合）

区分	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	1：指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・最上川の堀内観測所〔国土交通省〕：7.60m ・最上小国川の長者原観測所〔国土交通省〕：3.30m 2：指定河川洪水予報の水位予測により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・最上川の堀内観測所〔国土交通省〕：7.80m ・最上小国川の長者原観測所〔国土交通省〕：3.95m 3：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合※ ・最上小国川の舟形観測所〔山形県〕：4.00m ①上記の観測所より上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上記の観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 4：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「警戒」が表示された場合

区分	判断基準
	5：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「警戒」が表示された場合 6：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 7：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	1：指定河川洪水予報の水位予測により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合 ・最上川の堀内観測所〔国土交通省〕：7.80m ・最上小国川の長者原観測所〔国土交通省〕：3.95m 2：指定河川洪水予報の水位予測により、次の水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・最上川の堀内観測所〔国土交通省〕 ・最上小国川の長者原観測所〔国土交通省〕 ・最上小国川の舟形観測所〔山形県〕 3：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（レベル2水位）又は避難判断水位（レベル3水位））に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ・最上川の堀内観測所〔国土交通省〕： - 氾濫注意水位4.40m、避難判断水位7.60m ・最上小国川の長者原観測所〔国土交通省〕： - 氾濫注意水位2.10m、避難判断水位3.30m ・最上小国川の舟形観測所〔山形県〕：氾濫注意水位4.00m ①上記の観測所より上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③上記の観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 4：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「非常に危険」が表示された場合 5：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「非常に危険」が表示された場合 6：異常な漏水・侵食等が発見された場合 7：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合※ ※3については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。 ※7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
避難指示（緊急）	1：次の水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）を超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場

区分	判断基準
	合（越水・溢水のおそれのある場合） ・最上川の堀内観測所〔国土交通省〕：7.80m ・最上小国川の長者原観測所〔国土交通省〕：3.95m 2：次の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ・最上川の堀内観測所〔国土交通省〕 ・最上小国川の長者原観測所〔国土交通省〕 ・最上小国川の舟形観測所〔山形県〕 3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「極めて危険」が表示された場合 5：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「極めて危険」が表示された場合 6：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する。） 7：決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）
雨量観測所	・堀内〔国土交通省〕 ・実栗屋〔山形県〕
注意事項	●避難勧告等の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難勧告等の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

避難勧告等の判断基準（土砂災害の場合）

区分	判断基準
避難準備 ・高齢者等 避難開始 （警戒レベル3）	■以下のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報において、実況又は1～2時間先予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達する場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

区分	判断基準
避難勧告 (警戒レベル4)	■以下のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令する。 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報において、1～2時間先予想で土砂災害警戒情報の基準に到達する場合 3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示 (緊急) (警戒レベル4)	■以下のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報において、実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した場合 2：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要があるとき。
災害発生情報（警戒レベル5）	1. 土砂災害が発生した場合 ※大雨特別警報(土砂災害)の発表時には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。
雨量観測所	・堀内〔国土交通省〕 ・実栗屋〔山形県〕
注意事項	●避難勧告等の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●本表は土砂災害のうち、土石流や集中的に発生するがけ崩れを想定しているが、地すべりについても、斜面の勾配等を考慮し、これに準ずる。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難勧告等の解除	避難勧告等の解除は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について国・都道府県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討し、総合的に判断する。

注：土砂災害に関するメッシュ情報とは、気象庁の「大雨警報（土砂災害の危険度分布）」と山形県が発表する「土砂災害危険度情報」をまとめた呼称である。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき警戒区域を設定する。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

ただし、知事は、町長が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

警戒区域の設定

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき（法第63条）。
	警察官	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（法第63条）。
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	町長又は町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る（法第63条）。
火 災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域を設定（消防法第23条の2）
	消防職員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域を設定（消防法第28条）
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る（消防法第28条）。
水 災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定（水防法第21条）
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（水防法第21条）。

（2）警戒区域設定の周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

（3）避難所への受入

町長は、警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて避難所を開設しこれらの者を受入れる。

6 積雪期の避難対策

(1) 避難路の確保

積雪期に災害が起こった場合は、防災関係機関と連携し、避難路の状況の的確な判断及びその確保に努める。

(2) 寒冷期における避難所対策

寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が欠かせないものであるため、暖房器具、暖房用燃料の確保等に努める。

7 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町は、県及び公共機関と協力し、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するように努める。

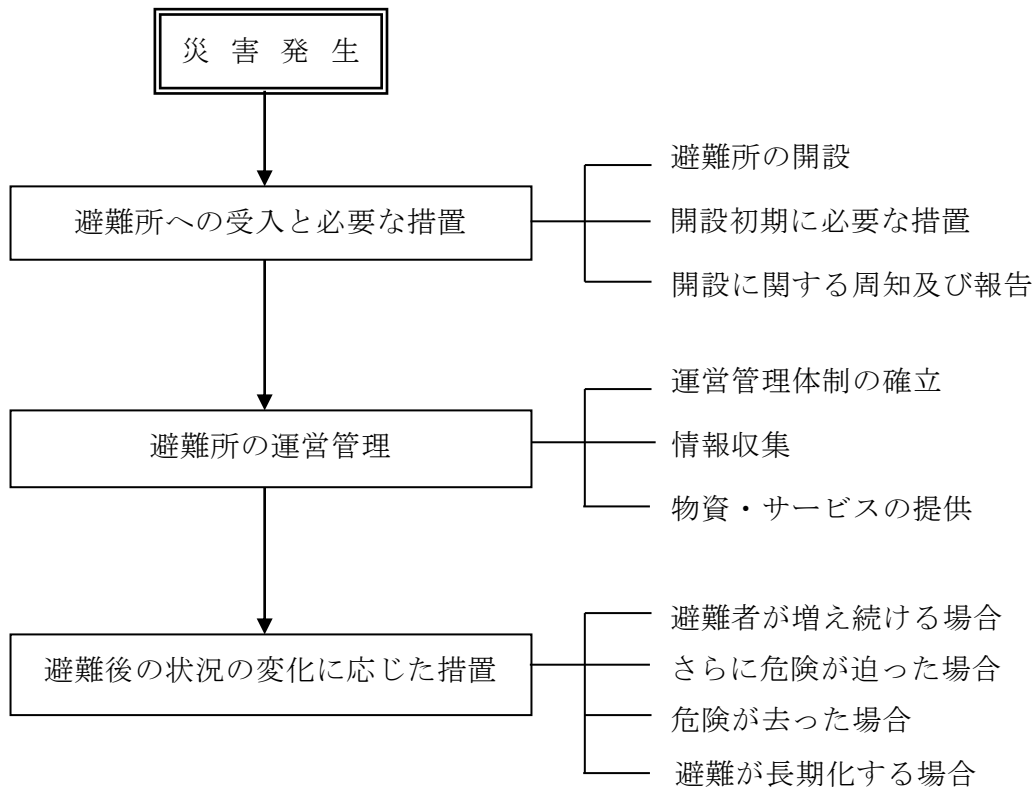
(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町は、県及び公共機関と協力し、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するように努める。

第4節 避難所運営計画

災害発生時に、町が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

1 避難所運営計画フロー



2 避難所への受入と必要な措置

(1) 避難所の開設

町は、住民に避難勧告等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民を、家屋の倒壊等によりさらに避難所へ受入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入れるよう指示するとともに、速やかに町職員を指定避難所に派遣し、円滑な運営に努める。

また、必要に応じあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借上げる等、多様な避難所等の確保に努める。

また、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指

定されていたとしても原則として開設しない。

なお、救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。）をとる必要がある。

（２）開設初期に必要な措置

① 避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。

② 避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

③ 物資等の調達

町は、避難所の状況を確認後、必要となる物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎に必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

ア 食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）

イ 毛布

ウ 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）

エ 医薬品

オ 生理用品

カ 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

キ 簡易トイレ（トイレットペーパー）

ク 飲料水

ケ 燃料

④ 通信手段の確保

町は、避難所と役場庁舎等との通信手段を確保する。

⑤ 避難所以外で生活している被災者への配慮

町は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

（３）開設に関する周知及び報告

町は、速やかに新庄警察署及び最上広域消防本部等関係機関に設置場所及び

設置期間等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県（最上総合支庁）に速やかに報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 開設箇所数及び避難所の名称
- ③ 避難者数

3 避難所の運営管理

町は、避難所となった施設の管理者等の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう管理する。

（１）運営管理体制の確立

町は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

（２）情報伝達

町は、避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。また、東日本電信電話株式会社に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努める。

（３）物資・サービス等の提供

町は、避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。

（４）良好な生活環境の確保

改正基本法では、避難所に滞在する被災者及び避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、国が法改正を受けて策定する「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、避難所等における生活環境の整備にあたり平常時より必要な取組を推進する。

4 避難後の状況の変化に応じた措置

（１）避難者が増え続ける場合

町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を町以外の社会福祉施設等に収容する必要がある場合は、被災地外の市町村に被災者の受入を要請し、又は、県（最上総合支庁）に斡旋を依頼する。

移送先が決定した場合は職員の中から移送先における管理責任者等を定めて派遣し、移送にあたっては引率者を添乗させる。

（２）さらに危険が迫った場合

町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難地等へ再避難させる。

(3) 危険が去った場合

町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難勧告等を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また、避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次町に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(5) 他市町村から被災者の受入を要請された場合

他市町村又は県から被災者の受入を要請された場合は、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。

5 運営に係る留意点

町は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(1) 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。特に、高温多湿期や寒冷期においては、冷暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

(2) 衛生、給食及び給水等対策

- ① 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- ② 炊き出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- ③ 配食等にあたっては、管理栄養士の関与に努める。

- ④ トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。
- (3) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。
- (4) 要配慮者に配慮した運営、環境整備
 - ① 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
 - ② 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
 - ③ 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
 - ④ 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。
- (5) 避難所運営への女性の参画促進
町は、避難所の運営において、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。
- (6) 男女のニーズの違いに配慮
町は、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営管理に努める。
特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (7) 各機関への協力要請
町は、避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、栄養士会及び及びボランティア団体等関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。
- (8) 自治的な運営組織の立上げ支援
避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

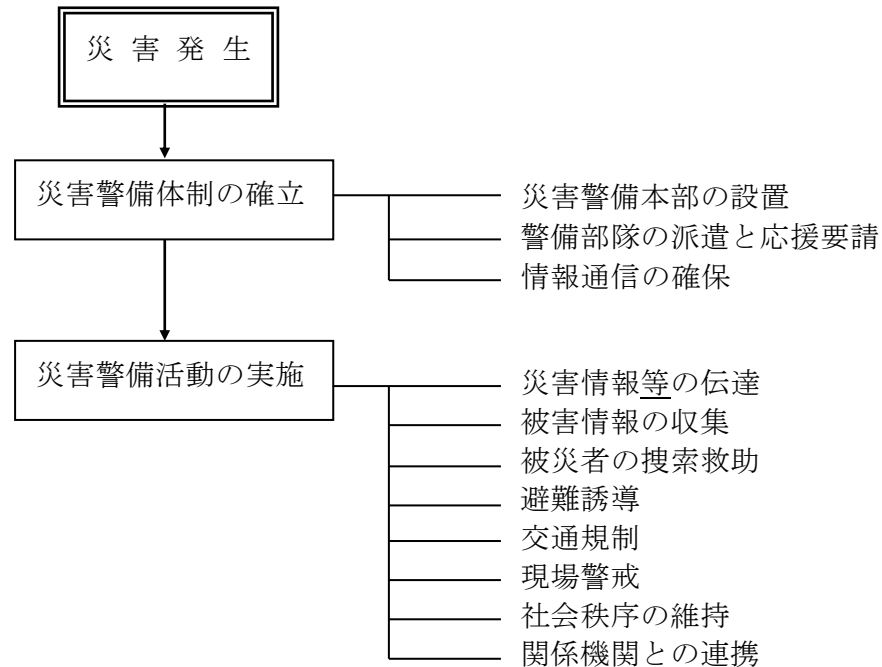
6 住民の心得

- 避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。
- (1) 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力
 - (2) ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
 - (3) その他避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

第5節 災害警備計画

大規模災害時に、県警察・新庄警察署は、町と協力のもと災害警備活動を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護、公共の安全と秩序を維持する。

1 災害警備計画フロー



2 災害警備体制の確立

(1) 災害警備本部の設置

県警察は、大規模な災害が発生した場合、警察本部に災害警備本部を設置するとともに、新庄警察署に現地災害警備本部を設置して災害警備活動を行う。

(2) 警備部隊の派遣と応援要請

県警察は、災害警備活動に必要な警備部隊を現地災害警備本部に派遣するとともに、警備要員及び災害装備資機材が不足する場合は、広域緊急援助隊並びに警備車両、警備艇及び警察ヘリコプター等の応援要請を行う。

(3) 情報通信の確保

大規模災害発生後、速やかに通信手段の機能を確認し、災害警備に必要な警察通信の機能を確保する。

3 災害警備活動の実施

(1) 気象情報の収集と伝達

県警察本部は、気象庁及び山形地方気象台より発表される気象予警報等を新庄警察署に伝達するとともに、雨量・水位等の情報を収集する。

(2) 被害情報の収集

大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合は、新庄警察署の職員は自主参集するとともに、被害状況の把握に努める。

また、県警察航空隊は、夜間・荒天時等を除き、ヘリコプターにより上空から被害情報の収集にあたる。

(3) 被災者の捜索救助

倒壊家屋等による被災者の救助活動は、他の警察活動に優先して行うとともに、被害の規模が大規模かつ広範囲な場合は、消防機関及び自衛隊等と連携し、被災者の救助及び行方不明者の捜索活動にあたる。

なお、被災者のうち死者については、実況見分、検視等により身元を確認し、遺族に引き渡す。

(4) 避難誘導

警察官は、災害現場で活動中に、二次災害が発生する危険箇所を把握した場合は、対策本部に通報して避難勧告の発令を促すとともに、被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて、関係者に対し避難等の措置を講じる。

(5) 二次災害の防止

町は県警察と連携し、二次災害の危険場所等の把握に努め、把握した危険場所等について、必要に応じ避難勧告等を発令する。県警察は、被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて、関係者に対し避難等の措置を講じる。

(6) 交通規制

本章第10節第2款「道路交通計画」により、交通規制を実施する。

(7) 現場警戒

現地災害警備本部は、被災地における犯罪、混乱及びトラブル等を防止するため、被災地域及びその周辺におけるパトロールを強化し、混乱の早期回復等秩序の維持に努める。

(8) 社会秩序の維持

現地災害警備本部は、被災者の不安を和らげるため、定期的に避難所等の巡回を行うほか、地域住民等の生活に必要な情報収集を行い、被災者に対する地域安全情報の提供及び相談所の開設等に努める。

(9) 関係機関等との連携

① 町・県（災害対策本部）

県警察・新庄警察署は、町及び県災害対策本部と、被災情報、警備状況等に関する情報の相互連絡を行う。

② 消防機関

県警察・新庄警察署は、火災現場で消防機関が行う消防警戒区域の設定に援助するとともに、相互に連携して被災者の迅速な捜索、救助活動を行う。

③ 自衛隊

県警察・新庄警察署は、必要に応じて、災害派遣に従事する自衛隊車両の先導を行うとともに、被災者の迅速な搜索、救助活動を行うため相互に情報交換を行う。

④ 関係団体

県警察・新庄警察署は、大規模な災害が発生した場合に、交通整理誘導等に必要な要員が不足する場合は、社団法人山形県警備業協会に対し、当該業務の実施について協力要請を行う。

4 町・住民及び事業所の役割

(1) 町の任務

災害の発生初期においては、消防団員が主力になり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救出・救助活動を行う。最上広域消防本部・新庄警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。また、夜間においては、新庄警察署・最上広域消防本部・各協力団体・警備業者等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。

(2) 住民及び事業所の役割

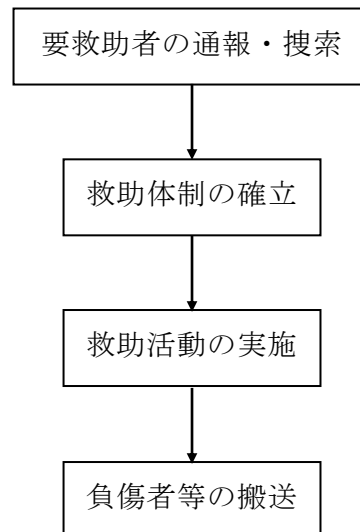
住民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り最上広域消防本部・新庄警察署・自衛隊の救出部隊に協力し救出活動に参加する。また、町・新庄警察署・最上広域消防本部等防災関係機関から要請された場合は、被災地における安全確保のため必要な協力を最大限行う。

第6節 救助・救急計画

大規模な災害による被災者に対し、町、地域住民、自主防災組織、消防機関、県、県警察及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

1 救助・救急計画フロー



2 要救助者の通報・搜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生埋め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに最上広域消防本部又は県警察・新庄警察署に通報するよう努めなければならない。特に生埋め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

(2) 要救助者の搜索

最上広域消防本部、県警察・新庄警察署は、必要に応じ自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生埋め者を搜索する。

3 救助体制の確立

(1) 救助活動

① 救助対象者

災害が直接の原因となって、早急に救助しなければ、生命、身体が危険な状態又は生死不明の状態にあり、次のような状況にある者に対し、救出を実施する。

- ア 火災時に火中に取り残された者
- イ 倒壊家屋の下敷きになった者
- ウ 土砂災害等により生き埋めになった者
- エ 流失家屋及び孤立したところに取り残された者及び河川等へ転落した者
- オ 大規模な爆発事故、交通事故等のため救出を必要とする者

② 救助隊の編成等

災害のため救出を必要とする者が生じた場合は、関係機関の協力のもと救助隊を編成する。

救助隊は、町職員、警察官、消防職（団）員及び地区住民により編成し、災害の規模、救助対象者の数、救出範囲その他の事情に応じ要員を確保する。

消防機関は、町消防計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

町は、直ちに地元医師会等と協力して、学校等（保育園、小中学校）に医療救護所を開設する。必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼するものとする。

③ 関係機関との協力

- ア 救助活動を実施する場合は、新庄警察署その他の関係機関と直ちに連絡を取り、地区関係者及び団体の協力を得て万全を期する。
- イ 救助に際しては、負傷者の救護活動が円滑に行われるよう、医療機関等と緊密な連絡をとる。

④ 応援要請

町は、災害が大規模で自ら救助活動の実施が困難な場合は、他市町村、県及び新庄警察署に対し、必要とする人員及び資機材について応援を要請する。

ア 消防機関への要請

町長及び最上広域消防本部消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、近隣又は他ブロック地域の消防本部へ応援を要請する。

要請を受けた消防本部は、可能な限り直ちに出勤する。また、大規模な災害発生時には、自主的に出勤を準備し、必要と判断する場合は、要請を待つことなく出勤する。

イ 民間組織への要請

町長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

4 救助活動の実施

（１）緊急交通路の確保

県警察・新庄警察署は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救助・救急活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

最上広域消防本部及び県警察・新庄警察署は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

- ① 町は必要と認めた場合は、県に対し消防防災航空隊の派遣を要請する。消防防災航空隊は、派遣先の消防本部の指揮下に入って救助活動にあたる。
- ② 消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。
- ③ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。
- ④ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

(4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

5 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

最上広域消防本部は、救助活動の初期における、町内の救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急医療機関等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、災害拠点病院等に搬送する。

※トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を決めること。

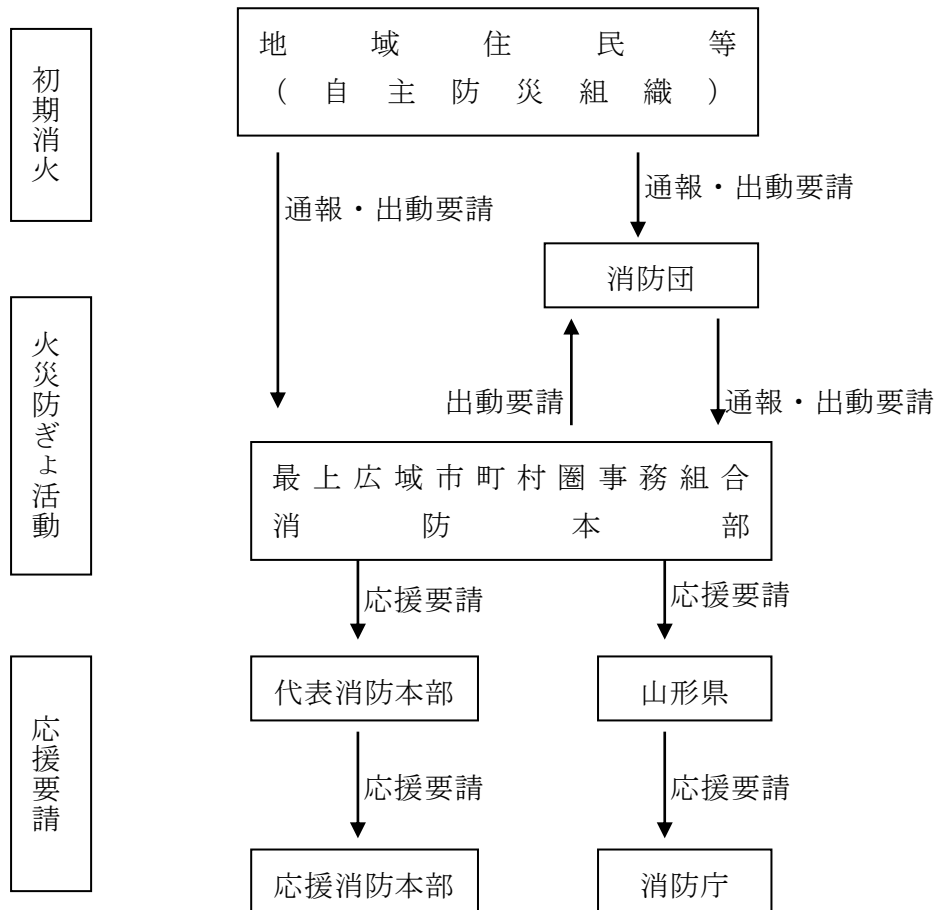
(2) 搬送における留意点

最上広域消防本部は、重傷者等を救急医療機関等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難な場合は、県に対して、県又は自衛隊等のヘリコプターによる搬送を要請する。

第7節 消火活動計画

災害発生時の火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、町、最上広域消防本部、地域住民及び自主防災組織等が実施する消火活動について定める。

1 消火活動計画フロー



2 初期消火

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、火災が発生した場合は、速やかに消防機関へ通報するとともに、次により消火に努める。

- ① 最上広域消防本部消防署南支署長等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。
- ② ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織による初期消火

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、防火水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

3 火災防ぎょ活動

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、最上広域消防本部及び消防団の全機能を挙げて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

(1) 最上広域消防本部による活動

① 消防職員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき各部署に速やかに参集して、消防資機材等を準備する。

② 次の方法により火災情報の収集にあたる。

ア 望楼等からの監視

イ 119番通報及び駆け込み通報

ウ 消防職員の参集途上における情報収集

エ 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

③ 緊急通行路の確保

最上広域消防本部は、県警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの通行路を確保するとともに、必要に応じて県警察・新庄警察署に対して交通規制を要請する。

また、消防職員は、警察官がその場にいない場合において、消防用緊急通行車両の通行妨害等応急対策の実施に著しい支障が生ずると認められる場合は、法第76条の3第4項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に対し必要な措置命令を行う。

④ 火災防ぎょ活動にあたり、次の事項に留意する。

ア 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して消火活動を行うとともに、延焼の防止に努める。

イ 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

ウ 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命探索及び残留者の避難誘導を行う。

エ 最上広域消防本部は、上水道が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。

オ 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基

づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

(2) 消防団による活動

消防団は、火災が発生した場合、最上広域消防本部と緊密に連携し、消防長又は消防署長の所轄のもと、協力して消防活動を行う。ただし、常備消防の部隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

- ① 消防団員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場（車庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を収集するよう努める。
- ② 出動に際しては、最上広域消防本部と緊密に連携し、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。
- ③ 現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を最上広域消防本部等へ連絡する。
- ④ 火災防ぎょ活動にあたっては、地域住民や自主防災組織等と協力するとともに、常備消防が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄の下、協力して活動する。

4 広域応援要請

大規模災害により、町の消防力のみでは災害の防ぎょが困難な場合には、町長又は最上広域消防本部長は災害の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の市町村長又は消防本部に対して「山形県広域消防相互応援協定」、「緊急消防援助隊運用要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援隊実施要綱」等に基づき、知事又は他市町村長に応援要請を速やかに行う。

応援要請を行う町長又は最上広域消防本部消防長は、他の市町村長又は消防本部の長に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等受入体制を整備する。また、出動した消防本部は、迅速かつ適切な消火、救助活動等を実施する。

(1) 応援要請の手続き

町長又は最上広域消防本部消防長は、他の消防本部に対し応援を要請するときは、次の事項を明らかにして要請する（要請は電話で行い、後日文書を提出する。）。

- ① 火災の種別
- ② 火災の状況
- ③ 気象関係
- ④ 今後の判断
- ⑤ 応援消防力及び必要機材
- ⑥ その他の必要事項

(2) 応援受入体制

町長は、応援隊の出動が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計

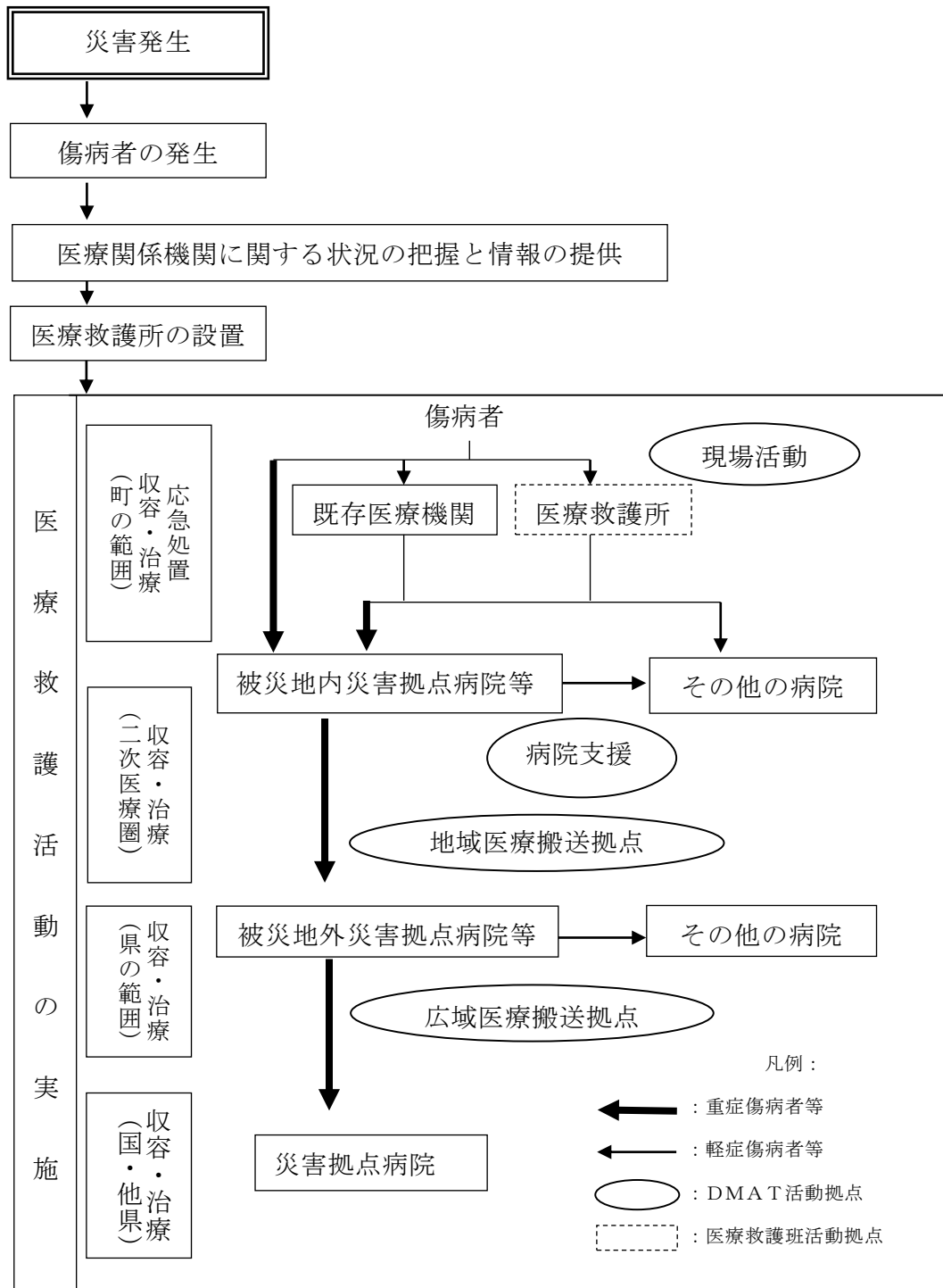
画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

- ① 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- ② 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ③ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

第8節 医療救護計画

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命及び治療することを最優先の目的とし、多数の傷病者等にその時々状況下における最大限の医療を提供するために、町、県及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

1 医療救護計画フロー



2 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

町は、県及び新庄市最上郡医師会等との連携のもと、次の内容について情報収集を行い、関係機関へ情報提供を行う。

- (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (2) 避難所、救護所の設置状況
- (3) 医薬品等医療資器材の需要状況
- (4) 医療機関、救護所等への交通状況
- (5) 傷病者の状況
- (6) 被災地外の医療機関の診療状況
- (7) その他参考となる事項

3 医療救護所の設置

町は、多数の死傷者を伴う大規模な事故・災害等が発生した場合に、予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、災害現場付近又は負傷者の輸送に支障のない場所、施設を選定して医療救護所を設置する。

救護所を設置した場合は、その旨を住民に周知する。

- (1) 医療救護所設置予定場所

医療救護所の予定設置場所は次のとおりとする。

- ① 小学校、中学校
- ② 公民館
- ③ 公園、グラウンド
- ④ 避難所等
- ⑤ 災害現場

- (2) 県への医療従事者派遣要請

町は、医療救護活動に従事する医療従事者が不足し対応できない場合、次の事項を明示して県に医療救護班及びDMA Tの派遣を要請する。

- ① 診療科別必要人員
- ② 必要医療救護班数
- ③ 期間
- ④ 派遣場所
- ⑤ その他必要事項

4 医療救護の実施

- (1) 医療救護班の編成

町は、県及び新庄市最上郡医師会等の協力を得て、町内外の医師、看護師、保健師の協力を得て医療救護班を編制し、医療救護活動を行う。

- (2) 各医療関係施設における活動

- ① 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災からおおむね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応じた応急処置を施すとともに、重篤・重傷等の傷病者をその緊急度に応じて後方医療機関に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降においては、避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

② 被災地内の一般の医療機関

ア 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの医療機関等への収容等の対応を図る。

また、後方支援病院となる場合は、傷病者の受入、手術・処置等の治療、入院措置等について可能な限り対応する。

イ 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、新庄市最上郡医師会等を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

ウ 歯科診療所及び歯科を有する医療機関においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

③ 被災地内の災害拠点病院等

被災地を圏内に含む災害拠点病院は、当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の医療機関及び医療救護所と有機的に連携し、次により傷病者に対する医療を提供する。

ア 24時間緊急対応し、搬送された重篤傷病者等に救命医療を提供すること。

イ 傷病者の二次医療圏内での受入拠点となること。

ウ 重篤傷病者等の広域搬送に対応し、搬送の窓口となること。

エ 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと。

オ 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること。

④ 被災地外の災害拠点病院等

被災地外の災害拠点病院等は、次により傷病者の広域搬送の受入拠点として活動する。

ア 搬送された重篤傷病者に対して24時間緊急対応し、救命医療を行うこと。

イ 搬送された重症傷病者等に対し、必要に応じトリアージを実施して応急手当・治療を行うとともに、二次医療圏内の他の医療機関、他の災害拠点病院、さらに後方の医療機関等への搬送手続を行うこと。

ウ 被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣すること。

⑤ 被災地外の災害拠点精神科病院

被災地外の災害拠点精神科病院は、精神障がい者の広域搬送に係る受入拠点として、24時間緊急対応し、受入れた精神障がい者に対し精神科医療

を提供する。

⑥ D M A T（災害派遣医療チーム）指定病院

D M A T指定病院は、県の要請により、D M A Tを被災地内外に派遣する。

派遣されたD M A Tは、県の要請等により県外から派遣されたD M A Tとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

⑦ D P A T（災害派遣精神医療チーム）指定病院

D P A T指定病院は、県の要請により、D P A Tを被災地内の災害拠点精神科病院に派遣する。

派遣されたD P A Tは、県の要請等により県外から派遣されるD P A Tとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を行う。

⑧ 被災地外の一般医療機関

ア 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受入れ、治療を行う。

イ 協定等に基づき又は自らの判断により、被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。

（３）医薬品、医療資器材等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。医薬品・医療資器材等の調達は次のとおりとする。

① 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、町内の関係業者から調達する。

② 町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町村長に対し、調達斡旋を要請する。

③ 輸血用血液の供給は、医療機関が県を通じて日本赤十字社山形県支部に依頼する。

（４）傷病者等の搬送

町は、傷病者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保する。

① 傷病者等の搬送については、山形県災害医療コーディネーターが一元的に調整を行う。

② 負傷者等を医療施設へ搬送する方法は、おおむね次のとおりとする。

ア 最上広域消防本部救急車による搬送

イ 町公用車による搬送

ウ 前記において、対応能力に限界がある場合は、各関係機関へ応援を要請する。

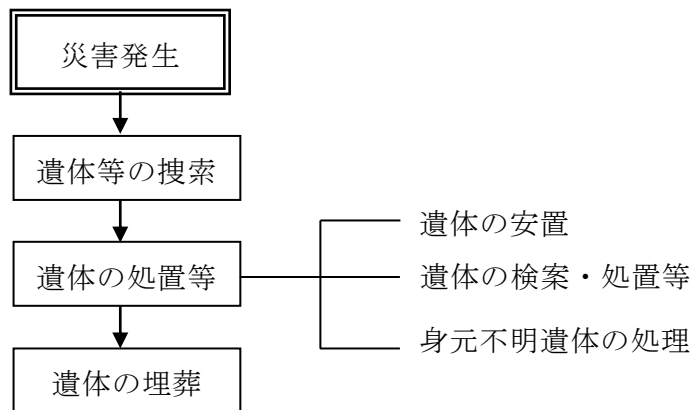
エ 道路損壊、交通途絶等の場合又は遠隔地への搬送が必要となった場合は、ヘリコプター等による空輸を県及び関係機関に要請する。

③ 負傷者等の搬送にあたっては、受入医療機関との連絡を密に行う。

第9節 遺体対策計画

大規模災害に伴う建造物の倒壊、火災及び土砂崩れ等により発生する多数の遺体について、町は関係機関と連携し、遺体の搜索及び処理、埋葬を的確かつ迅速に実施し、民心の安定を図る。

1 遺体対策計画フロー



2 遺体等の搜索

- (1) 町は、遺体等（災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者を含む。）について、町職員、警察官、消防団員等による搜索班を編制して搜索を行う。
- (2) 町は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊に搜索活動への応援要請を行うよう県知事に依頼する。

3 遺体の処置等

町は、死亡した者について、次の範囲内において、遺体に関する処置を行う。なお、大規模な災害により、遺体の搬送車及び棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに在庫情報等を収集し、確保するよう努める。

(1) 遺体の安置

- ① 遺体を搬送し一定の場所に安置する。
- ② 遺体安置所は、被災現場付近の寺院又は公共建築物等の適当な場所とする。
ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。
- ③ 遺体を安置し、腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の必要な資材を確保する。
- ④ 遺体安置所の設置にあたり、以下の事項を考慮する。
 - ア 避難所、医療救護所とは別の場所とする。
 - イ 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所
 - ウ 検視・検案業務のほか、身元不明遺体安置所、身元確認のためのDNA

型鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

- ⑤ 県及び県警察本部と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

(2) 遺体の検案・処置等

- ① 警察官は、収容された遺体について、関係法令等に基づき検視を行う。
- ② 日本赤十字社山形県支部、新庄市最上郡医師会及び山形県医師会等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

(3) 身元不明遺体の処理

- ① 身元不明の遺体については、町が警察その他関係機関に連絡し、その取扱いについて協議する。
- ② 県警察・新庄警察署は指紋の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力してその身元確認を行う。
- ③ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取扱う。また、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合）のうちで、身元が判明しない者の遺体の場合も行旅死亡人として取扱う。

4 遺体の埋葬

- (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て速やかに遺体の埋葬を行う。
- (2) 町は、町内の火葬場の被災状況及び稼働状況を確認・把握し、必要に応じ県に報告する。
- (3) 町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、町が埋葬を行うものとする。
- (4) 町は、死亡者が多数のため、通常の手続では、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬許可手続の簡略化について、県を通じて厚生労働省に協議する。
- (5) 救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

5 広域応援体制

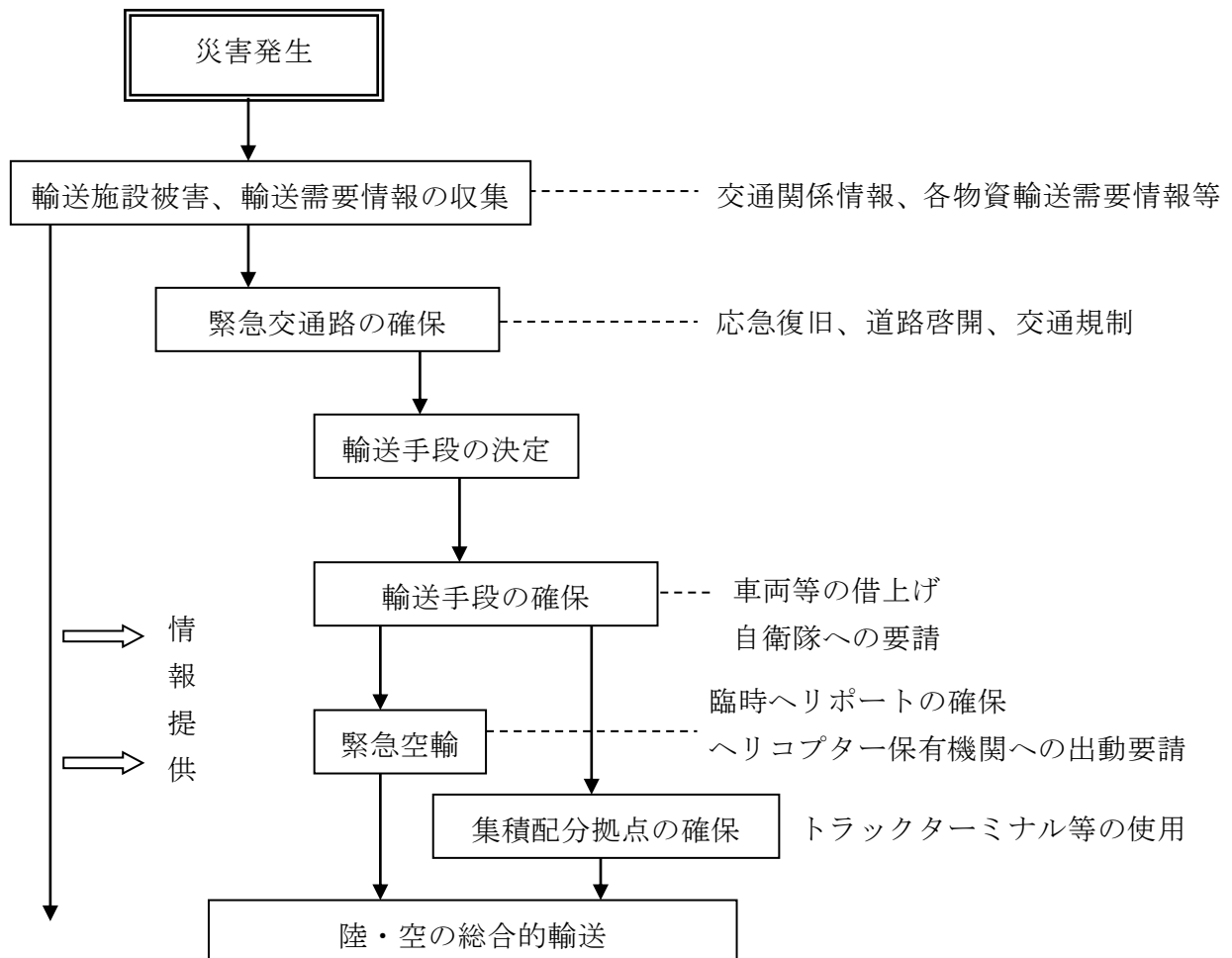
町は、自らのみによる遺体の搜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

第10節 交通輸送関係

第1款 輸送計画

救助・救急、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、町及び防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

1 輸送計画フロー



2 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

応急対策活動期	① 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資 ② 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資 ③ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者 ④ 食料及び水等避難生活に必要な物資 ⑤ 傷病者及び被災者の被災地外への移送 ⑥ 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等の応急
---------	--

	対策要員並びに関連物資 ⑦ 緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資
復旧活動期	① 応急対策活動期の続行 ② 災害復旧に必要な人員・物資 ③ 生活用品 ④ 郵便物 ⑤ 廃棄物の搬出

3 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集・伝達

町は、輸送施設の被害情報を施設管理者等から収集し、必要に応じて県に伝達する。

- ① 利用可能な緊急輸送施設（道路、臨時ヘリポート）の情報
- ② 町の応急活動に係る応援要員及び物資等の輸送需要に関する情報（緊急消防援助隊の派遣要請、自衛隊の派遣要請）
- ③ 被災した輸送施設の啓開及び復旧に関する情報
- ④ 渋滞等の状況及び交通規制に関する情報

(2) 車両による輸送

① 緊急交通路の決定

町は、輸送施設被害情報等に基づき、関係機関と協議のうえ、緊急輸送手段及び緊急交通路を決定し、必要に応じて、当該緊急交通路の管理者に対し応急復旧又は道路啓開を依頼するとともに、県警察・新庄警察署による緊急交通路の交通規制等の実施を要請し、早期に交通路を確保する。

また、交通路の復旧状況により随時見直しを行い、効率的な輸送手段及び交通路を確保するよう努める。

② 車両の確保

ア 町所有車両等の確保

車両等の掌握、管理は、総務課が行う。

イ 町所有以外の輸送力の確保

町所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、陸上運送業者の車両を借上げるなど、町所有以外の輸送力確保に努める。

ウ 車両調達の斡旋依頼

町において車両等の調達が不可能となった場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達の斡旋を依頼する。

- (ア) 輸送区間及び借上期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数

(エ) 集積場所及び日時

(オ) その他必要事項

4 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

車両による輸送が不可能になった場合には、状況に応じて空輸による緊急輸送を想定して、臨時ヘリポートを確保する。

被害規模が甚大で、道路が輸送路として機能しない地域への輸送は、緊急輸送手段として防災関係機関が保有するヘリコプターを運用し、緊急交通路啓開までの緊急輸送を空輸により実施する。

(1) 緊急空輸の実施

町は、災害発生後に収集した情報に基づく判断により、県に対し、ヘリコプターを運用した緊急空輸等を要請する。

(2) 臨時ヘリポートの確保

町は、ヘリコプターによる緊急空輸等の実施が決定された場合は、県と連携して臨時ヘリポートを早期に確保し、受入体制を整える。

5 一時集積配分拠点の確保

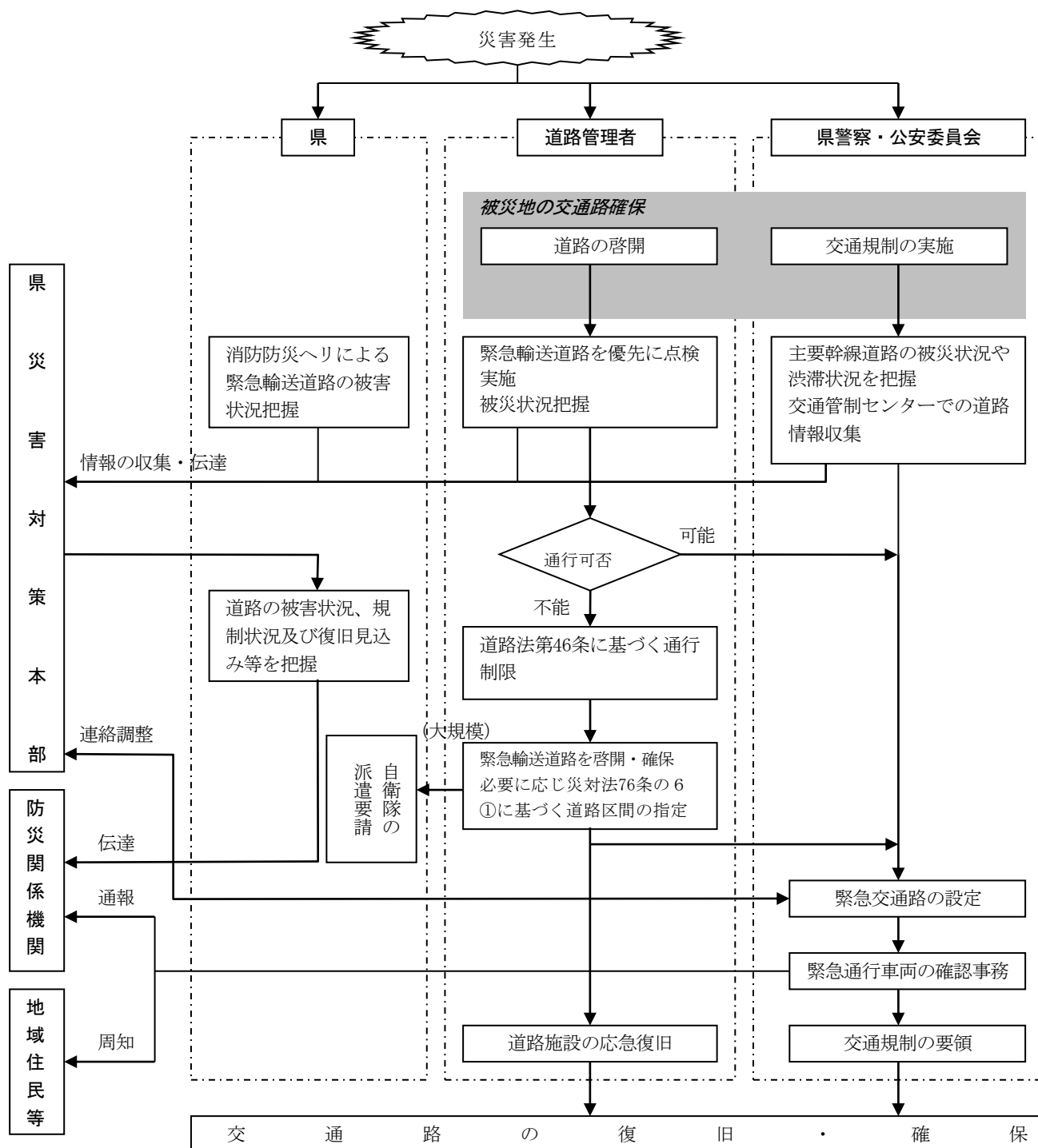
町は、被災地内の道路の混乱を避けるため、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの集積拠点又はこれらと同等の機能を有すると認められる公共施設のうちから、物資の一時集積配分拠点を確保する。

一時集積配分拠点の選定にあたっては、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該集積拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を確保する。

第2款 道路交通計画

道路交通機能の確保を図るため、道路管理者及び県警察・新庄警察署が実施する道路交通の応急対策について定める。

1 道路交通計画フロー



2 災害の未然防止

町長及び道路管理者は、災害等により被災するおそれがあると認めたときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第 46 条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

3 発災直後の被災地の交通路確保

(1) 道路の啓開

町長及び道路管理者は、県警察・新庄警察署、消防機関及び道路啓開に関する協定締結業者の協力を得て、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

(2) 交通規制の実施

警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

4 情報の収集・伝達

町、道路管理者、県警察・新庄警察署は協力して道路の被災情報を収集し、県災害対策本部（防災危機管理課）に伝達する。この際、緊急輸送道路の情報については、その応急対策業務を実施する関係機関にも伝達する。

道路管理者は、管理する道路について緊急輸送道路を優先に点検して被災実態を把握する。この際、ＣＣＴＶ（監視カメラ）等を活用して幅広く情報を収集するとともに、応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、連携を図りながら点検を実施する。

5 道路法に基づく緊急措置

道路管理者は、管理する道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路法第 46 条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

また、通行制限を行った場合は、町、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

6 基本法に基づく交通の規制等の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。

また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

7 緊急輸送道路の啓開

(1) 道路管理者は、あらかじめ定められた緊急輸送道路について、県警察・新庄警察署及び消防機関の協力を得て、次により2車線（やむを得ない場合は1車線）を啓開する。

- ① 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
- ② 通行の障害となる路上放置車両の撤去（必要な場合は強制撤去を行う。）
- ③ 仮設橋の架橋

(2) 国道、県道及び町道の各管理者は、あらかじめ定めた「災害発生時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。

(3) 町長は、大規模かつ迅速な道路啓開活動の展開を要すると判断する場合は、県知事に対し自衛隊法第83条第1項に基づく、自衛隊派遣要請を依頼する。

8 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の設定

県公安委員会は県（災害対策本部）との調整のもと、緊急輸送道路やその他の道路の被害状況に応じ、基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路を設定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制（禁止又は制限）し、町に伝達する。この際、災害応急対策の進捗状況や道路交通の復旧状況等に応じ、随時規制内容を見直す。

(2) 緊急通行車両の確認事務

町は、緊急通行車両の確認申請が集中することによる混雑を防止し、円滑な処理を図るため、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付申請を行う。

① 事務区分

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県知事	○ 県有車両 ○ 災害応急対策を実施するため県が調達、借上げ等した車両	○ 県防災危機管理課 ○ 最上総合支庁
県公安委員会	上記以外の車両	○ 県警察本部交通規制課 ○ 新庄警察署 ○ 交通検問所

② 事前届出車両

町は、確認申請に際し、審査を省略し優先的に手続きを行えるよう、当該車両に係る事前届出済証等を入手しておく。

③ 当日確認申請する車両

町は、確認申請に際し、緊急通行車両として通行しようとする者に対し

て、防災計画等に基づいて当該車両を使用して行う災害応急対策の業務の内容を証明する書類(輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等)及び緊急通行車両確認申請書を交付する。

9 交通規制の要領

- (1) 警察官は、交通の規制に係る標示の設置により規制する。ただし、急を要するため標示を設置することができない場合又は標示の設置による規制が困難な場合は、現場における指示により規制をする。
- (2) 警察官は、規制の対象となる車両の運転者に対し、車両を規制区域外等に速やかに移動するよう指導する。
- (3) 警察官は、緊急交通路に駐車車両その他の物件がある場合は、対象物件の所有者等に移動等の措置を命ずる。ただし、対象物件の所有者等が不在等の場合は、自ら当該措置を行う。
また、警察官がその場にいない場合は、自衛官又は消防吏員が、当該措置を行う。
- (4) 交通規制の実施者は、規制に先立ち防災関係機関に通報するとともに、地域住民等に規制内容を周知する。

10 道路施設の応急復旧

道路を啓開した後に、施設の重要性や被災状況等を勘案して順次実施する。

11 災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

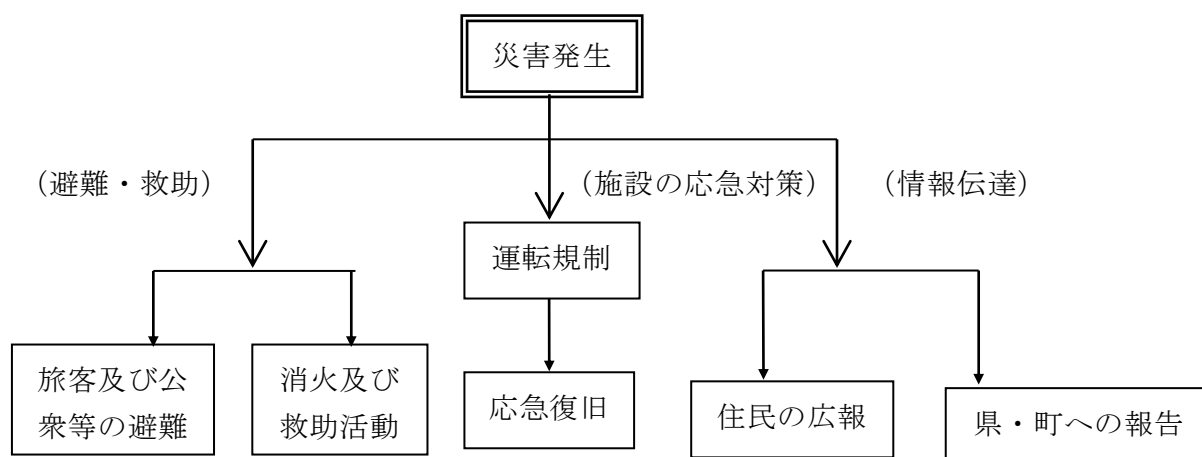
基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、自動車運転者のとるべき以下の措置について広報を行う。

- (1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
 - ① 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ② 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第3款 鉄道路災害応急計画

鉄道事業者は、町と協力し、災害による被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために、災害応急対策を実施する。

1 鉄道路災害応急計画フロー



2 対策本部の設置

災害が発生し又は発生が予想される場合は、鉄道事業者は町と協力して、その状況に応じて、次により災害応急対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

① 山形地区対策本部

ア 本部長は山形地区駅長とし、山形地区対策本部の業務を統括する。

イ 副本部長は山形地区センター所長とし、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

② 現地対策本部

現地対策本部長は、山形地区駅長が指定する者とし、現地対策本部の指揮を統括する。

3 情報の伝達

(1) 施設指令は、山形地方気象台等から気象予警報等の情報の伝達を受けたときは、速に関係箇所に伝達する。

(2) 輸送指令は、降雨量・風速が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係所長に指令する。

4 旅客及び公衆等の避難

東日本旅客鉄道株式会社は、災害の発生に伴い、建物の倒壊、火災その他二

次災害が発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内する。

また、町長等から避難勧告等があった場合又は自駅の避難場所も危険な状態になる場合は、東日本旅客鉄道株式会社等は町長等と協議、調整のうえ、最寄の適切な避難地へ旅客及び公衆等を誘導案内する。

5 消火及び救助活動

- (1) 災害その他の原因により火災が発生した場合、鉄道事業者は通報及び避難誘導を行うとともに、延焼拡大を防止するため消火体制を整える。
- (2) 災害等により負傷者が発生した場合、鉄道事業者は消防機関、警察、県、町、近隣市町村及びその他防災関係機関に連絡するとともに、負傷者の救出・救護に努める。
- (3) 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、鉄道事業者は県、町、近隣市町村及びその他防災関係機関に対し応援要請を行う。

6 運転規制の実施

鉄道事業者は、災害が発生した場合の運転規制を「運転規制等取扱い」に基づき実施する。

7 応急復旧

鉄道事業者は、災害の復旧にあたっては、応急工事を実施して早期に運転を再開させるとともに、その終了後速やかに本復旧計画を確立し、復旧工事を推進する。

8 住民に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況及び復旧見通し等について、情報連絡体制を確立し、町及び県に報告するとともに、報道機関の協力を得て住民への周知を図る。

9 県への報告

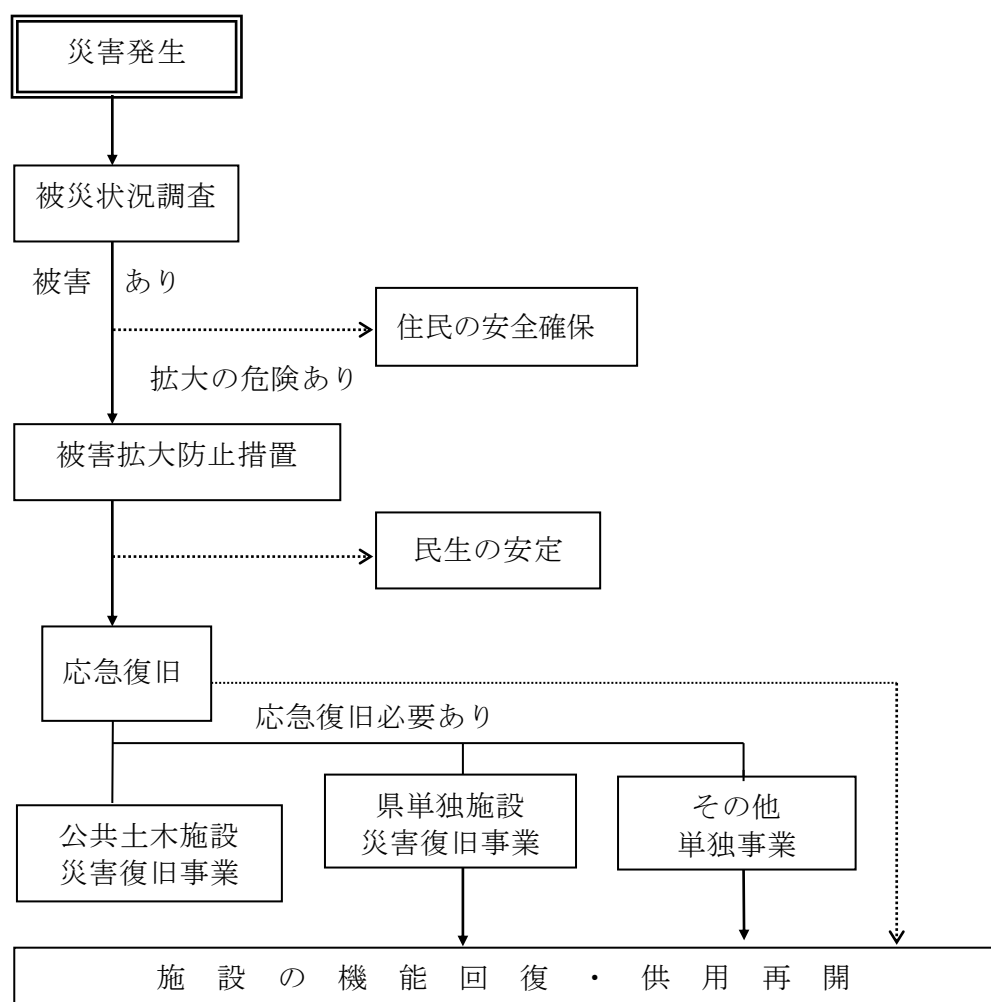
鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況及び復旧見込み等を速やかに町及び県へ報告する。

第11節 各種施設災害応急対策関係

第1款 土砂災害防止施設災害応急計画

災害により土砂災害防止施設が被災し又は被災するおそれがある場合に、その機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、町及び土砂災害防止施設の管理者（以下この款において「施設管理者」という。）が実施する災害応急対策について定める。

1 地盤災害防止施設災害応急計画フロー



2 土砂災害危険箇所の現況

山に囲まれた本町の地域特性から、土砂災害危険箇所が多く分布している。町内における土砂災害危険箇所については、資料・様式編（2-1、2-2、2-3）を参照する。

3 土砂災害防止体制の確立

町は、気象警報等の発表とともに土砂災害及び水害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

4 被災状況調査

町及び施設管理者は、当該施設が被災し、又は被災するおそれがある場合、防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

また、防災上緊急を要する場合は、これらの情報を関係機関に速やかに提供するとともに、応急措置及び二次災害防止対策等に係る専門的な助言及び指導に努める。

5 住民の安全確保

施設管理者は、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、管理する施設又は所有地への立入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

6 被害の拡大防止

施設管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講ずるほか、次により二次災害による住民への被害を防止する措置をとるとともに、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

災害情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

① 危険箇所の応急対策

町は、地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、県と協力して地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

② 監視の継続

町は、県と連携して、災害発生の直後のみならず、一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、町は、避難所・避難経路等の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

① 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第

速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

② 地すべり防止施設

地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて立退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土等を行う。

③ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

④ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、巡回し又は状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。

また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

⑤ 土石災害危険箇所等の応急措置

町は、国、県及び防災関係機関と連携し、土石災害危険箇所等における被害の拡大を防止するため、相互にシート張りや土のう積等の応急措置を実施する。

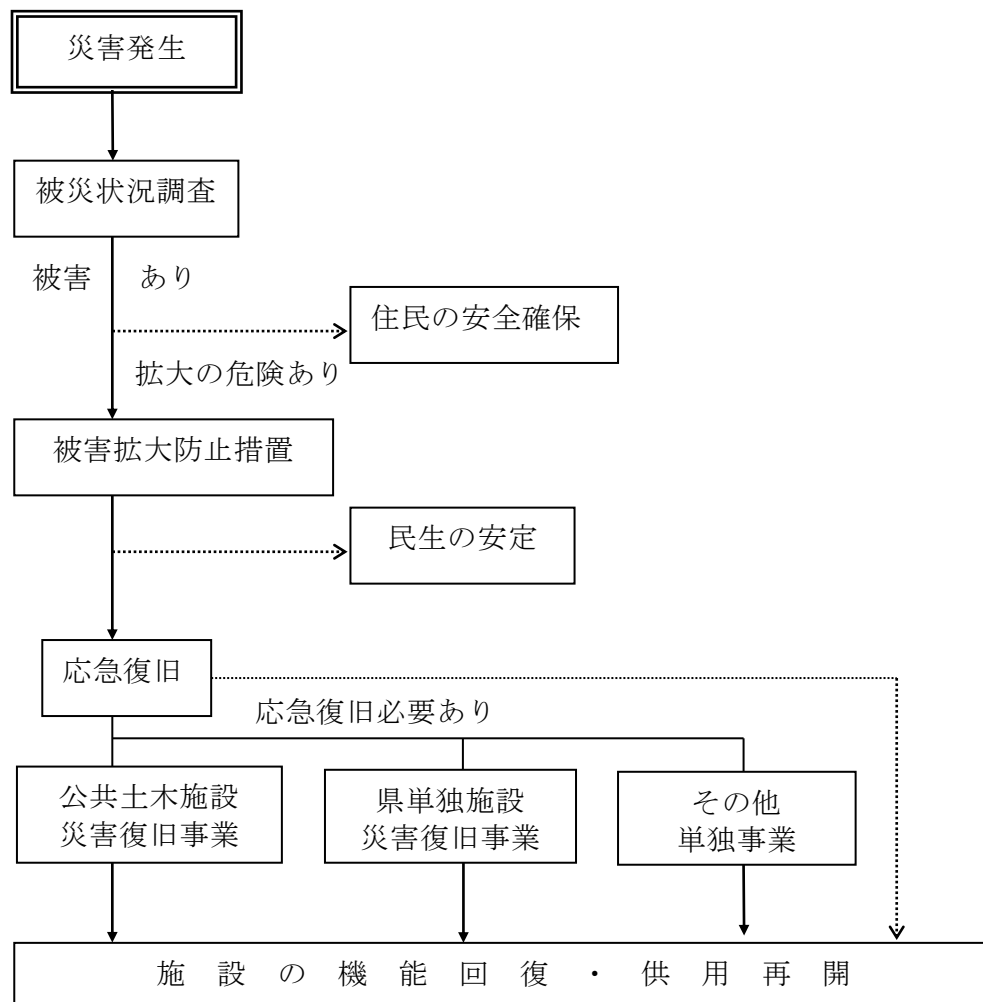
7 応急復旧

町及び施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第2款 河川施設災害応急計画

災害により被災した河川施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、町及び水害防止施設の管理者（以下この款において「施設管理者」という。）が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

1 河川施設災害応急計画フロー



2 重要水防箇所の現況

最上川水系の河川が多い本町の地域特性から、重要水防箇所が多く分布している。町内の重要水防箇所については、資料・様式編（2-4）を参照する。

3 水害防止体制の確立

町は、気象警報等の発表とともに水害及び土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

4 被災状況調査

町及び施設管理者は、大雨や洪水等が発生した場合、民間協定業者及び防災関係機関と連携・協力して、巡回等を実施し、施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

5 住民の安全確保等

町及び施設管理者は、施設等が被災し又はその後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立入りを禁止し、町、近隣市町村、県警察・新庄警察署及び消防機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

6 被害拡大防止措置

町及び施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

① 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

② 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害となるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

③ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の措置を実施する。

④ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

⑤ 危険物、油等流出事故対策

災害により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報

道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

⑥ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

7 ダム施設

災害発生後の点検等により最上小国川流水型ダムに異常が認められた場合は、次の措置を実施する。

(1) 止水処理等の応急的措置

異常の程度に応じて止水処理等の応急的措置を講じる。

(2) その他ダム施設の管理に関する調整

関係機関の調整等、ダムの機能を最小限維持するための調整を行う。

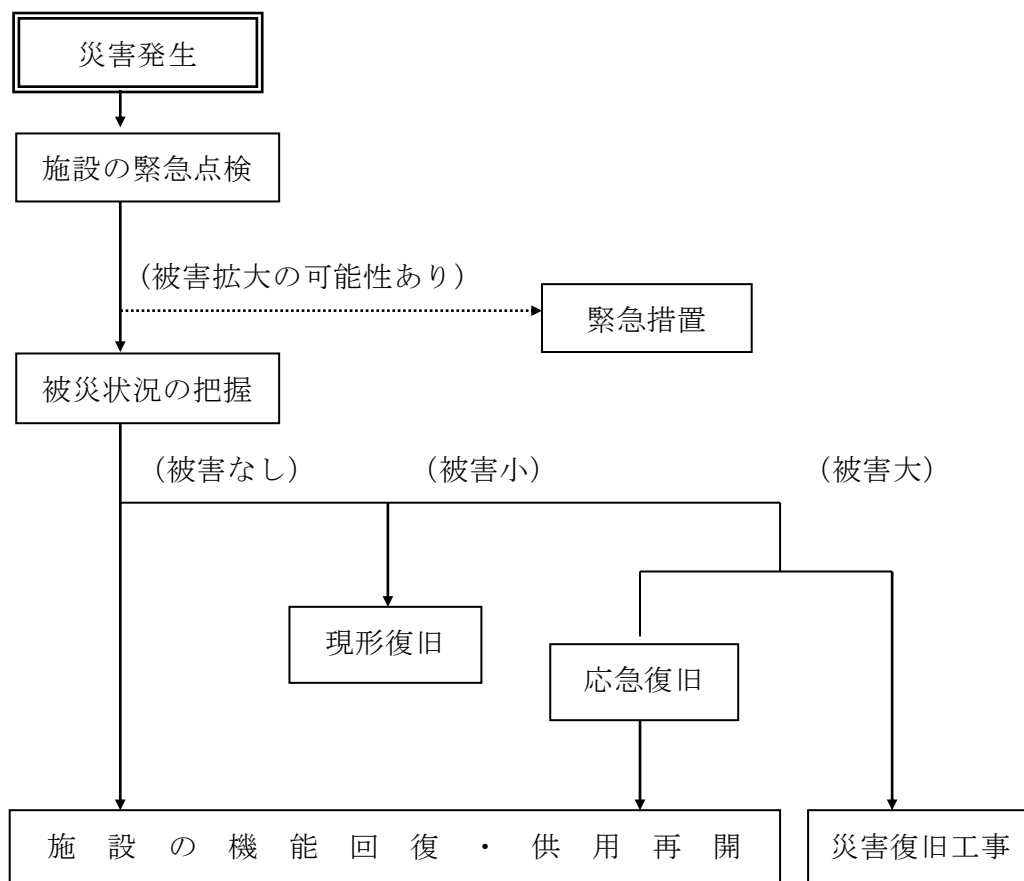
8 応急復旧

町及び施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第3款 農地・農業用施設災害応急計画

災害により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、町、県及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

1 農地・農業用施設災害応急計画フロー



2 施設の緊急点検

町及び施設管理者は、最大風速 18m/s 以上の暴風又は 1 時間雨量が 60mm 以上の降雨等を観測した場合は、直ちにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、県、近隣市町村、県警察・新庄警察署及び最上広域消防本部等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

3 被災状況の把握

町は、関係土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告する。

4 応急対策及び応急復旧対策の実施

- (1) 町及び土地改良区等は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがあると認められる場合は、必要に応じ県の指導を受ける。
- (2) 町及び施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。
 - ① 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、県及び県警察・新庄警察署等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。
 - ② 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。
 - ③ 町及び施設管理者は、必要に応じ、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な警戒避難体制をとる。
 - ④ 町及び施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。
 - ⑤ 応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。
- (3) 町は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第4款 ライフライン施設災害応急計画

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 ガス施設対策

ガスの漏えいによる二次災害を防止し、ガス供給施設を早期復旧するために、町は、ガス供給事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力する。

(1) 被災状況の把握

液化石油ガス販売事業者（以下「事業者」という。）及び液化石油ガス認定保安機関は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏えい探知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに一般社団法人山形県LPガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、県警察・新庄警察署及び最上広域消防本部へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、町、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 緊急措置の実施

事業者は、被災状況の調査結果の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流出等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

(4) 応援協力の要請

事業者は、自らによって応急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請する。

2 電力供給施設対策

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、町は、電気事業者（東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社）が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力する。

(1) 活動体制の確立

① 組織体制の確立

災害が発生した場合は防災体制に入ること発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

② 要員の確保

ア 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

イ 新庄電力センターのみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

③ 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、自衛隊法第 83 条第 1 項に基づき、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

(2) 被災状況の把握及び広報

① 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、県又は町の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

② 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

(3) 応急対策

① 復旧資材の確保

ア 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 災害対策組織相互の融通

(ウ) 他電力会社からの融通

イ 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、県又は町の災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。

② 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、町、県警察・新庄警察署及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

③ 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

④ 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を使用して、早期に送電を行う。

(4) 復旧対策

① 復旧計画の策定

各電力設備ごとに被害状況を把握し、次の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧要員の配置状況
- ウ 復旧資材の調達
- エ 復旧作業の日程
- オ 仮復旧の完了見込み
- カ 宿泊施設、食料等の手配
- キ その他必要な対策

② 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、医療機関、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

3 電気通信施設対策

災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために、町は、電気通信事業者（東日本電信電話株式会社）が実施する災害応急対策に協力する。

(1) 応急対策

① 被災通信設備の監視と通信網の遠隔措置

電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を確保するため、遠隔切替制御及び音声案内などの措置を行う。

② 災害時組織体制の確立

災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、対策本部等を設置し、災害対応にあたる。

③ 要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を確保するため、次の措置を

とる。

ア 全社体制による応急復旧要員等の非常招集

イ 関連会社等による応援

ウ 工事請負会社の応援

④ 被災状況の把握

被災状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により情報を迅速に収集する。

⑤ 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

⑥ 災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

ア 非常用衛星通信装置

イ 非常用無線通信装置

ウ 非常用電源装置

エ 応急ケーブル

オ その他応急復旧用諸装置

⑦ 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、あらかじめ定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

(2) 復旧計画

① 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材等を設置し行う。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、県を通じて地方公共団体に協力を要請する。

② 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

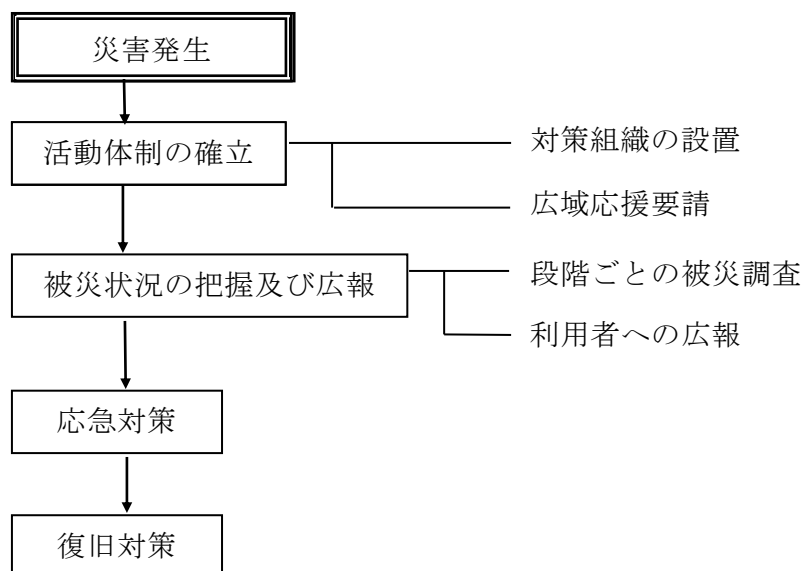
③ 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計、実施する。

第5款 下水道施設・農業集落排水施設災害応急計画

災害に伴う下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、町が実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。また、舟形町下水道業務継続計画〔地震対策編〕に基づき、大規模災害時においても必要な業務を継続して実施する。

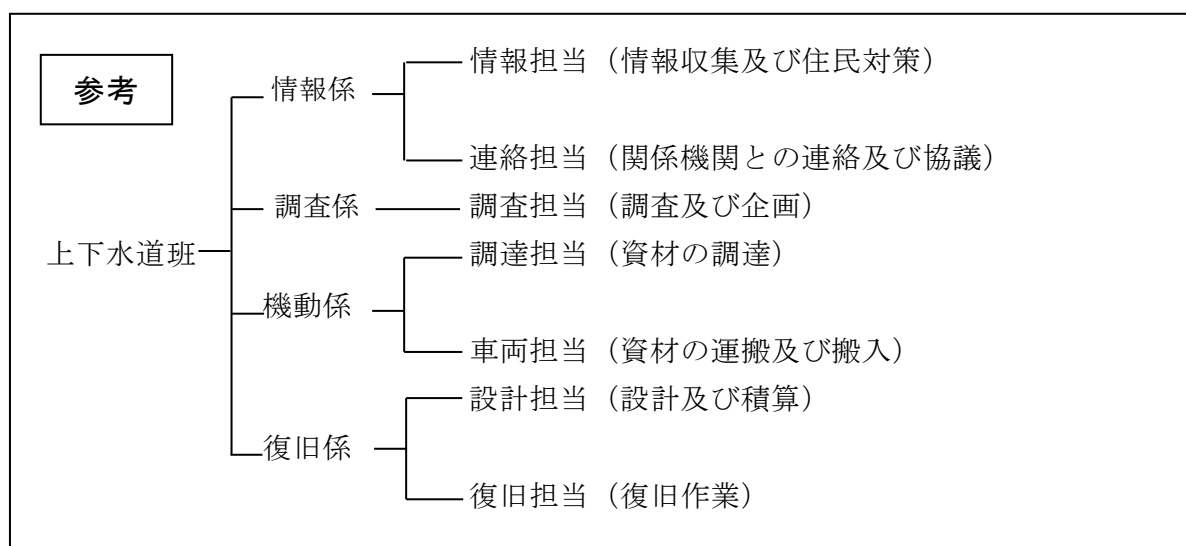
1 下水道施設・農業集落排水施設災害応急計画フロー



2 活動体制の確立

(1) 対策組織の設置

町は、対策本部の中に、次の下水道対策組織を設ける。



(2) 広域応援要請

災害による被害の規模が大きく、町のみでは対応ができない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。

3 被災状況の把握及び広報

(1) 段階ごとの被災調査

町は、浸水による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

① 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

② 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

③ 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

(2) 利用者への広報

町は、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設・農業集落排水施設の污水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が下水道施設・農業集落排水施設の異常を発見した場合は、町及び下水道関係機関へ通報するよう併せて呼びかけを行う。

4 応急対策

町は、上記3の調査結果をもとに、下水道施設・農業集落排水施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設によ

る揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂しゅんせつ及び臨時の管路施設の設置等を行う。

5 復旧対策

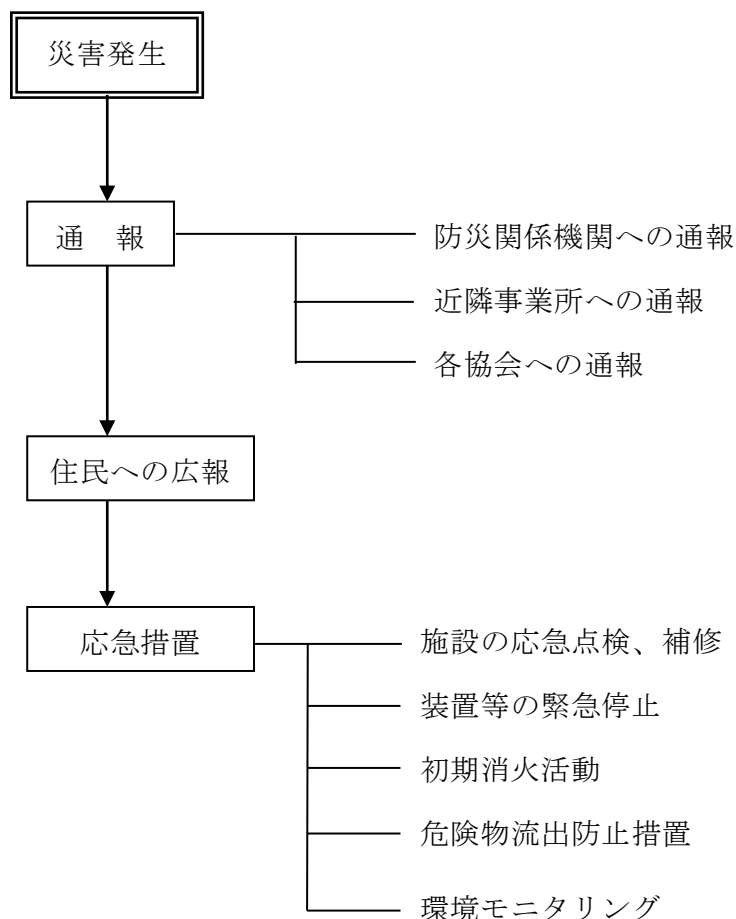
処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的として行う。

復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、浸水による被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度並びに余命等を検討のうえ実施する。

第6款 危険物等施設災害応急計画

災害に伴う危険物等施設の被災により二次災害が発生する危険性がある。このため、危険物等施設の管理者は、災害応急対策を実施し、町はこれに協力する。

1 危険物等施設災害応急計画フロー



2 共通の災害応急対策

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、事故発生及び災害により被災した場合、最上広域消防本部、県警察・新庄警察署、町及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ、町、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づ

き、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

① 施設所有者等

ア 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

イ 危険物等により災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

ウ 危険物の移送中に災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難の警告を行うとともに、最上広域消防本部及び県警察・新庄警察署等に連絡する。

② 町

ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立退きの指示又は勧告を行う。

イ 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

3 個別の災害応急対策

(1) 火薬類

① 販売所等における応急措置

販売事業者は、火災等が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出に余裕がない場合は、火薬類を付近の水中に沈める等安全な措置をとるとともに、その措置内容について、防災関係機関に速やかに報告する。

また、火薬庫については、入口、窓等を目塗りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに門、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告を行い、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

② 消費場所における応急措置

消費事業者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収し、又は廃棄する。

③ 運搬中における応急措置

運搬者は、運搬作業中に災害による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の支援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

① 高圧ガス製造施設及び貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

② 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じて作業員以外の従業員を退避させる。

③ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は、容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

④ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、山形県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

4 危険物等流出応急対策

河川、大気等に大量の危険物が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町、最上広域消防本部、県警察・新庄警察署及び河川管理者等関係機関に通報又は連絡する。

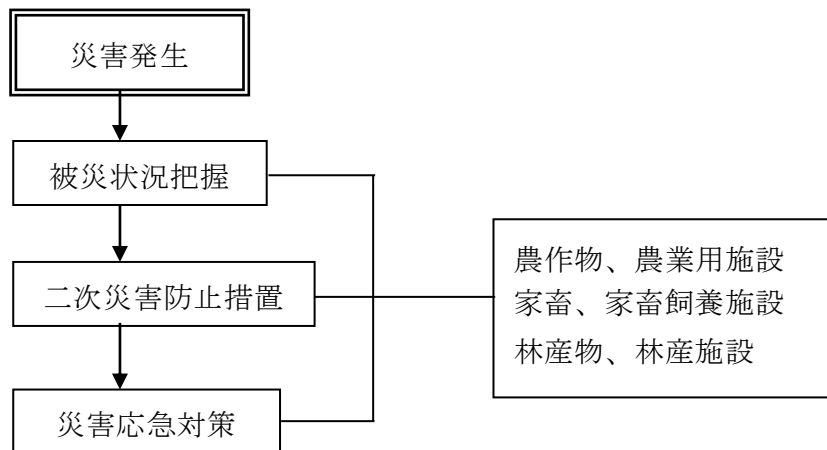
(2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力する。

- ① 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展開する。
 - ② オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。
 - ③ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講じる。
- (3) 町及び県警察・新庄警察署等は、付近住民等に対する火気使用の制限及び避難勧告等の措置を講ずる。
- (4) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。
- (5) 有害物質（石綿を含む。）等が河川等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそれのある場合は、河川管理者及び最上総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

第12節 農林業災害応急計画

大規模災害による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、町、県及び農林業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

1 農林業災害応急計画フロー



2 被害状況の把握

町は、もがみ中央農業協同組合、最上広域森林組合及び県等と相互に連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告とりまとめ要領に基づき、被害状況を把握するとともに、被害状況を県に報告する。

3 二次災害防止措置

町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

もがみ中央農業協同組合及び農家に対し、土砂崩れ等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

もがみ中央農業協同組合及び農家に対し、土砂崩れ等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 林産物及び林産施設

最上広域森林組合及び林家に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

4 災害応急対策

町は、農林業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導す

る。

(1) 農作物及び農業用施設

町は、もがみ中央農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

また、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬及び種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

- ① 農作物の病虫害発生予防措置
- ② 病虫害発生予防等用薬剤の円滑な供給
- ③ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- ④ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- ⑤ 種苗の供給体制の確保

(2) 家畜及び家畜飼養施設

町は、もがみ中央農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ① 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - ア 家畜死体の受入体制の確保
 - イ 家畜死体の埋却許可
 - ウ 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査
 - エ 家畜廃用認定
 - オ 家畜緊急輸送車両の確保
- ② 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - ア 家畜飼養農家に対する指導
 - イ 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒
 - ウ 家畜伝染病予防接種体制の確保
- ③ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給
- ④ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給

(3) 林産物及び林産施設

- ① 町は、最上広域森林組合と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。

ア 林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置

- イ 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
- ウ 病虫害発生予防用薬剤の円滑な供給
- エ 応急対策用資機材の円滑な供給
- オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

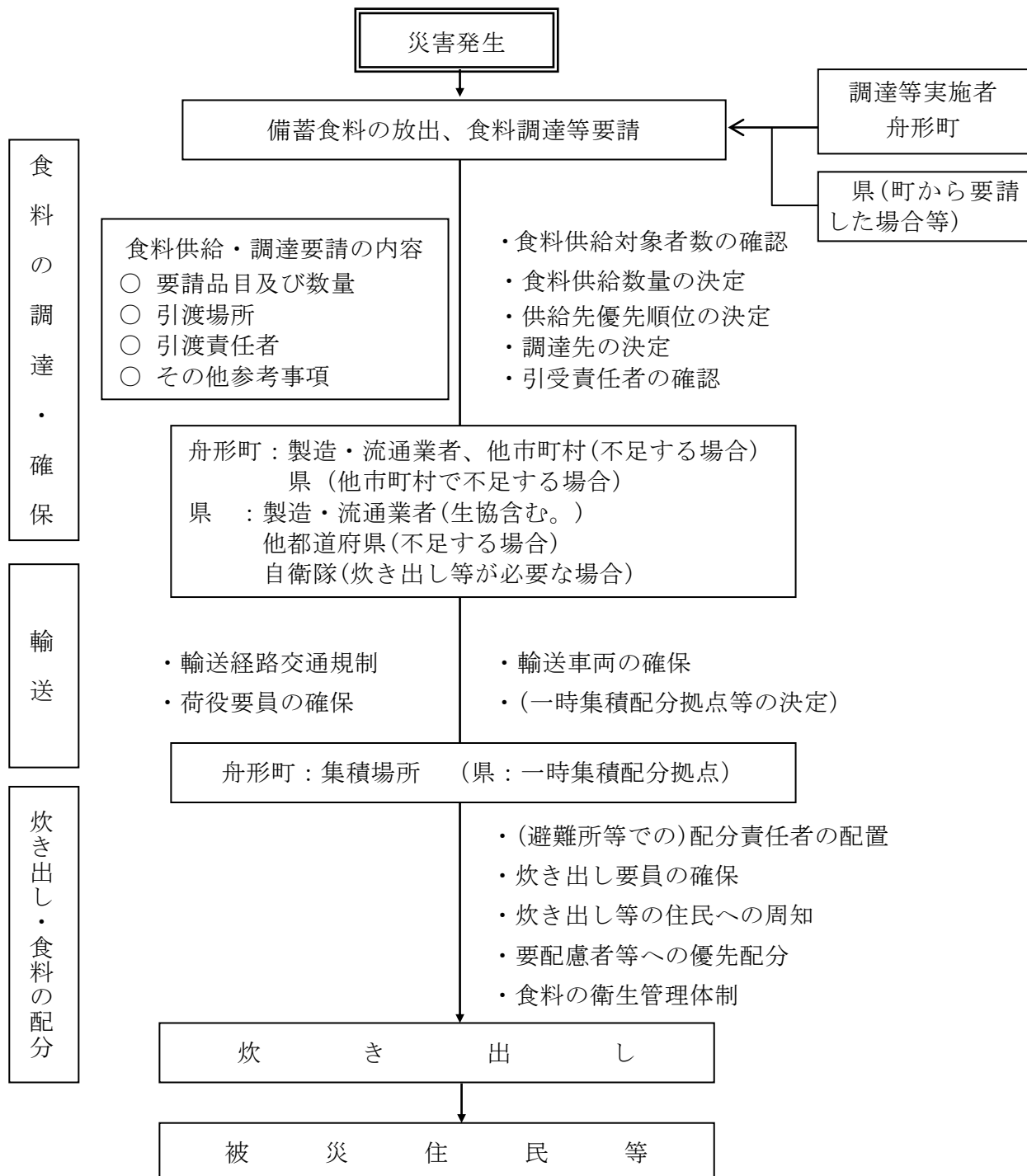
- ② 林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資機材等の供給・確保及び火災の拡大防止等について関係機関に対し協力を要請する。

第13節 生活支援関係

第1款 食料供給計画

災害により食料を確保することが困難となった場合における、町が実施する災害応急対策について定める。

1 食料供給計画フロー



2 食料の調達及び配分

(1) 調達

町は、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合は、流通関係業者等からの調達を実施する。

町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

- ① 「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」に基づき応援要請を行う。
- ② 被害が広範囲に及び他の市町村からの応援が困難な場合、又は他の市町村からの応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。
- ③ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

ア 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

イ 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

(2) 調達食料品目例

避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、次の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

- ① 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン
- ② 乳幼児ミルク、牛乳
- ③ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

(3) 炊き出し

炊き出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

- ① 炊き出しは、原則として避難所又はその付近の公共施設等において行う。
このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。
- ② 炊き出しは、必要に応じ自主防災組織等に協力を求める。
- ③ 大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
- ④ 炊き出し施設、器材は、指定避難所備え付けのもの等を使用する。

(4) 配 分

被災住民への食料配分は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。実施にあたっては、次の事項に留意する（避難所ごとに食料を配給する場合には、各避難所の管理責任者に対して徹底を図る。）。

- ① 避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配

置

- ② 住民への事前周知等による公平な配分
- ③ 要配慮者への優先配分
- ④ 避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等への配分

3 食料の輸送

(1) 食料の一時集積配分拠点の指定及び管理

- ① 役場又は総合体育館を一時集積配分拠点として活用し、調達した食料の集配拠点とする。
- ② 一時集積配分拠点には管理責任者及び警備員を配置し、食料管理に万全を期する。

(2) 輸 送

町有車両及び民間車両の借上げ等による陸上輸送をはじめ、必要に応じて県消防防災ヘリコプター等による空中輸送を県に対して要請する。

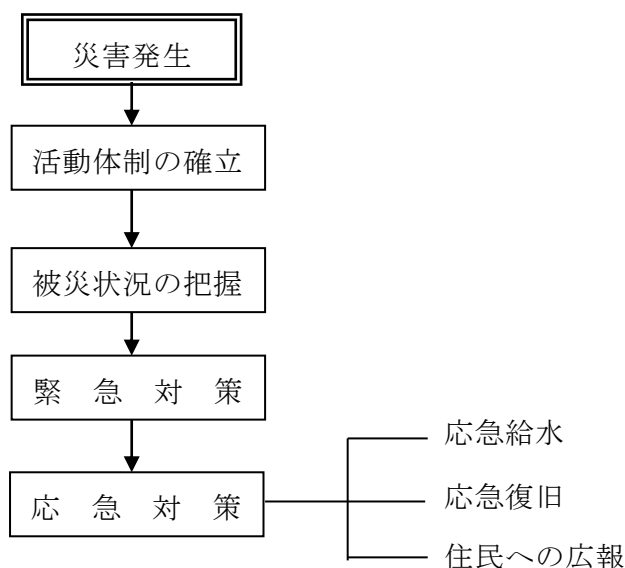
4 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本節第4款「保健衛生計画」の食品衛生対策及び栄養指導対策による。

第2款 給水・上水道施設応急対策計画

災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、町が実施する災害応急対策について定める。

1 給水・上水道施設応急対策フロー



2 活動体制の確立

町は関係機関と連絡調整を図り、応急体制を確立する。

- (1) 動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。不足する場合や職員自身が被災する場合もあるため、総務課長に対し、他の職員の応援を求め、必要な職員数の確保に努める。
- (2) 必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。
- (3) 町のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、「災害時相互応援協定書」に基づき、公益社団法人日本水道協会山形県支部に対し、人員及び資機材の応援要請を行う。
- (4) 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

3 被災状況の把握

町は、次により迅速かつ的確に上水道施設等の被災状況を把握する。

- (1) 遠隔監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

4 緊急対策

町は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

(1) 二次災害の防止対策

- ① 浄水場で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- ② 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。
- ③ 緊急遮断弁を閉じ、配水池で浄水を確保する。

(2) 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

5 応急対策

町は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

(1) 応急給水

衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

① 応急給水の準備

- ア 既存水源及び緊急代替水源の確保
- イ 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- ウ 配水池及び耐震性貯水槽等の貯水施設の確保
- エ 給水車等による応援給水の確保
- オ 水質の衛生確保
- カ 備蓄飲料水の量の確認

② 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水及び仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

ア 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び指定避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水装置等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

イ 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

ウ 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓数を増減させる。

エ 備蓄飲料水の供与

備蓄飲料水を避難所等において配布する。

必要に応じ県が備蓄している飲料水の供与を要請する。

③ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

④ 飲料水及び応急給水用資材の確保

ア 飲料水の確保

被災直後は配水池や耐震性貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

イ 応急給水用資材の確保

町が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水用資材を調達する。

⑤ 飲用井戸水及び受水槽等による給水

飲用井戸水及び受水槽については、被災による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合している場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加したうえで飲用に供する。

⑥ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

⑦ 生活用水の確保

区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活用水に利用する。

⑧ 積雪期への配慮

積雪期において、給水車等の運搬給水が困難な場合は、必要により浄水装置による給水を行う。

⑨ 要配慮者に対する配慮

高齢者等の要配慮者への給水にあたっては、ボランティア活動や住民相互の協力を得て、優先的な応急給水ができるよう配慮する。また、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

(2) 応急復旧

町は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

① 応急復旧計画の準備

ア 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

イ 復旧用資機材の調達

② 応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は、救助法が適用された場合を除き、配水管までを原

則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

③ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

④ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

⑤ 積雪期への配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

⑥ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう減菌を徹底する。

⑦ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。特に、ガスの復旧に伴い水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定にあたっては、ガスの復旧状況に十分配慮する。

(3) 住民への広報

町は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報車、広報紙等を利用して広報し、住民の不安の解消に努める。

① 被災直後の広報

ア 町が主体となり、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報をチラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

イ ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

② 長期的復旧計画の広報

町は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報紙、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

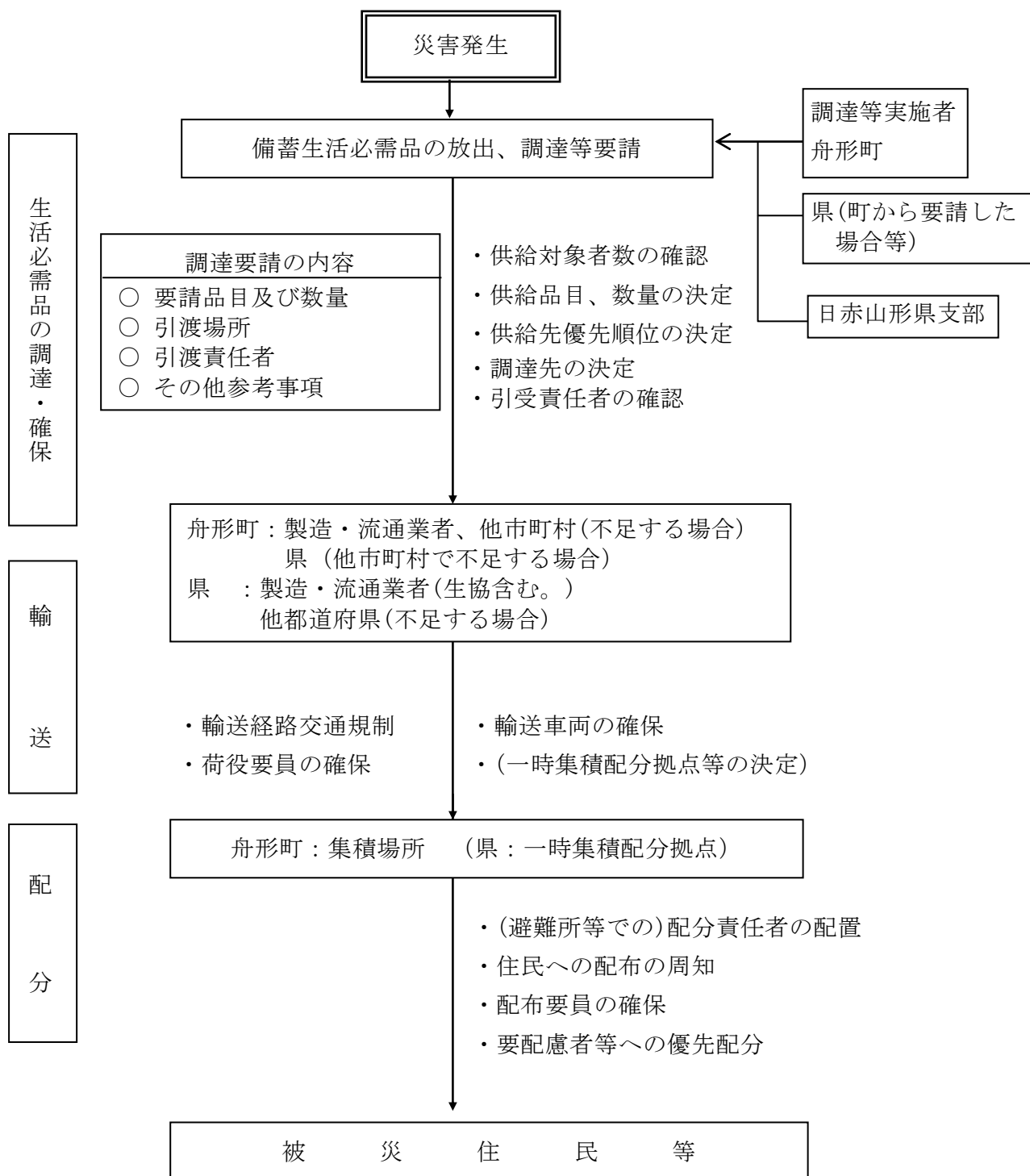
③ 情報連絡体制の確立

町及び県は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

第3款 生活必需品等物資供給計画

被災した地域住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町及び県が、生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

1 生活必需品等物資供給計画フロー



2 生活必需品の調達及び配分

(1) 調達

町は、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、流通業者等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

- ① 「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」に基づき応援要請を行う。
- ② 被害が広範囲に及び他の市町村からの応援が困難な場合又は他の市町村からの応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。
- ③ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(2) 調達生活必需品等物資品目例

避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

- ① 寝具（毛布、布団等）
- ② 被服（肌着等）
- ③ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- ④ 食器（茶碗、皿、はし等）
- ⑤ 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）
- ⑥ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）
- ⑦ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ⑧ 生理用品
- ⑨ 暖房器具

(3) 配分

被災住民への生活必需品等物資の配分は、自主防災組織等の協力を得て行う。実施にあたっては、次の事項に留意する（避難所ごとに物資を配給する場合には、各避難所の管理責任者及び運営担当者に対して徹底を図る。）。

- ① 避難所等における生活必需品等物資の受入確認及び需給調整
- ② 住民への事前周知等による公平な配分
- ③ 要配慮者への優先配分
- ④ 避難所で生活せず生活必需品等のみ受取りに来ている被災者等への配分

3 物資の輸送

(1) 物資の一時集積配分拠点の指定及び管理

- ① 町が指定した箇所を一時集積配分拠点として活用し、調達した物資の集配

拠点とする。

- ② 一時集積配分拠点には管理責任者及び警備員を配置し、管理に万全を期する。

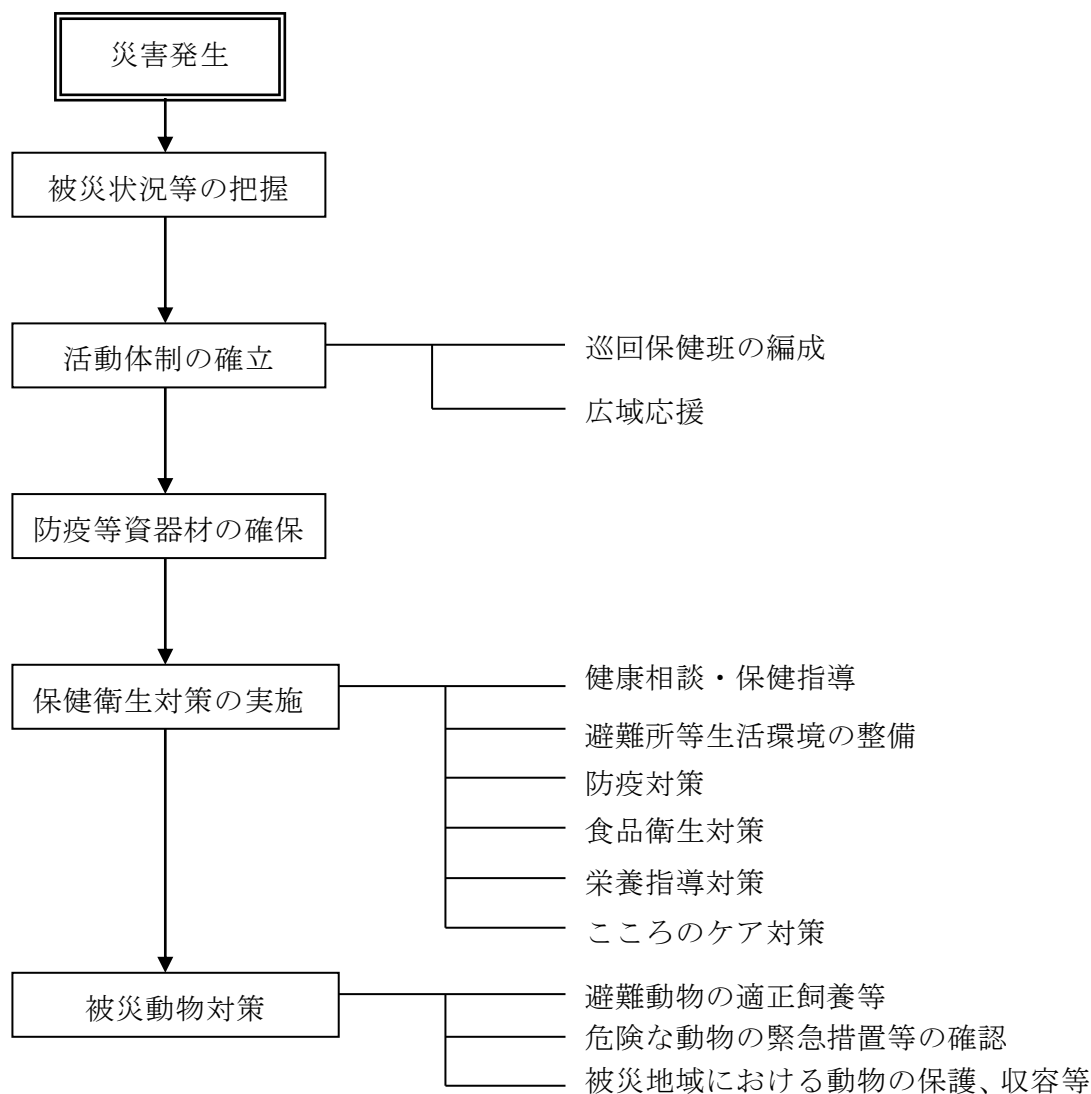
(2) 輸 送

町有車両及び民間車両の借上げ等による陸上輸送をはじめ、必要に応じて県消防防災ヘリコプター等による空中輸送を県に対して要請する。

第4款 保健衛生計画

災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、町が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

1 保健衛生計画フロー



2 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、町は、次の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び受入状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況

(6) 食品及び食品関連施設の被害状況

3 活動体制の確立

(1) 巡回保健班の編制

町は保健所と連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、栄養士、精神保健相談員等を加えた巡回保健班を編制する。

(2) 防疫及び保健衛生資器材の確保

防疫及び保健衛生資器材は近隣の関係業者から調達するが、不足する場合は、最上保健所に確保を要請する。

4 保健衛生対策の実施

(1) 保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

- ① 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導
- ② 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導
- ③ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導
- ④ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- ⑤ 不安除去等メンタルヘルスへの対応
- ⑥ 口腔保健指導
- ⑦ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、各避難所の管理責任者等と連携して適切な生活環境を確保する。

- ① 食生活の状況（食中毒の予防）
- ② 衣類、寝具の清潔の保持
- ③ 身体の清潔の保持
- ④ 室温、換気等の環境整備
- ⑤ 睡眠、休養の確保
- ⑥ 居室、トイレ（仮設トイレを含む。）等の清潔確保
- ⑦ プライバシーの保護

(3) 防疫対策

- ① 感染症発生予防対策

町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

ア パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ及び家の周りの消毒・滅菌を指導する。

イ 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。

なお、消毒・滅菌の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

② 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、次の対策を実施する。

ア 直ちに最上保健所に報告し、その指示に従って、感染症患者等の入院措置及び感染症患者等と接触した者に対する疫学調査・健康診断等の対応をとる。

イ 県の指示により、感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

ウ 病原体に汚染された物件等への消毒の実施

県の指示により、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒を実施する。

③ 結核定期外健康診断の実施

結核のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して、結核定期外検診の実施を最上保健所に要請する。

（４）栄養調査、栄養相談

最上保健所の協力を得て、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

（５）食品衛生監視活動

町は、被災地における食品の衛生確保を図るため、災害の状況に応じて、井戸水等の水質検査や食品関係営業施設などの監視、指導を行う食品衛生班の派遣を最上保健所に要請する。

（６）精神保健対策

① 巡回相談等

町は、災害発生時の不安除去等精神的ケアに対応するため、避難所や応急仮設住宅等で被災者を対象とした巡回相談や、通所している精神障がい者の訪問指導、必要により精神科医療機関と連絡調整等を最上保健所に要請する。

② 心のケア対策

ア こころのケアに関する電話相談

(ア) 不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談

(イ) 最上保健所・精神保健福祉センターで実施

イ こころのケアチームの派遣要請

(ア) 町は、必要に応じこころのケアチームの派遣を県に要請し、急性ストレス障害及び在宅精神障がい者の医療の確保等に対応する。

(イ) 県は、精神科医・看護師（保健師）・精神保健福祉士・臨床心理士・精神保健福祉相談員・事務職等からなるチームを派遣する。

ウ 災害時精神科医療体制の整備

(ア) 町は県と協力し、緊急入院患者等に対応するため、24時間体制の精神科医療を確保する。

(イ) 24時間医療を確保するため、県精神科病院協会等の協力により空床確保等の後方支援体制を確保する。

(ウ) 被災した精神病院入院患者の転院先を確保する。

エ 被災者への普及啓発

(ア) 町は県と協力し、被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法・こころのケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。

(イ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供する。

(ウ) 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者のこころのケアに関する情報を提供する。

オ 援助者への教育研修

(ア) 町は県と協力し、保育士・学校教員・ケアマネージャー等関係者に対し、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施する。

(イ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身のこころのケアに関する研修を実施する。

5 被災動物対策

町は県と連携して、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、山形県獣医師会最上支部等関係団体との協力関係を確立する。

(1) 避難動物の適正飼養等

最上保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や山形県獣医師会最上支部等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防するうえで必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

最上保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

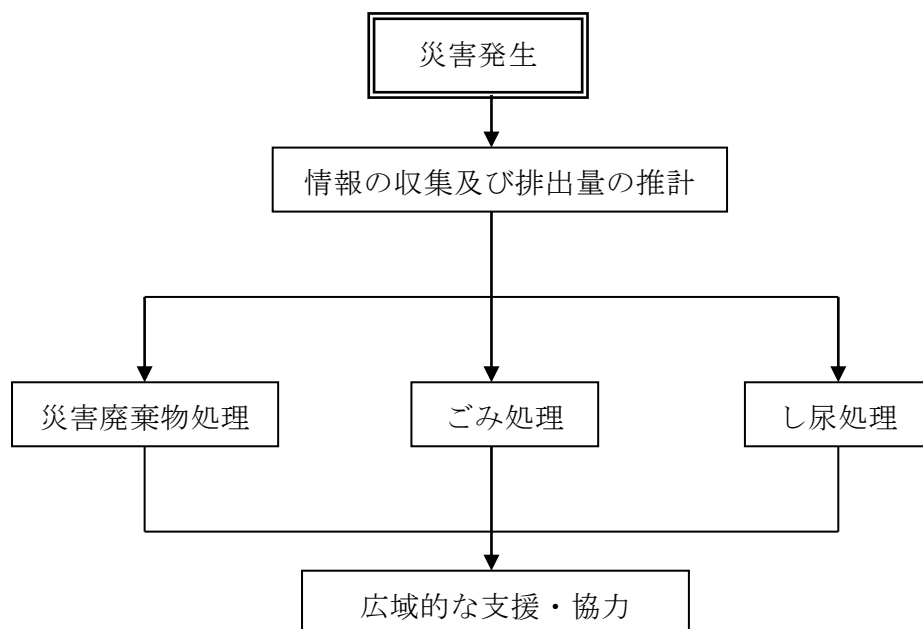
(3) 被災地域における動物の保護、収容等

最上保健所は、町や山形県獣医師会最上支部等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

第5款 廃棄物処理計画

災害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、最上広域市町村圏事務組合と町が実施する廃棄物処理対策について定める。

1 廃棄物処理計画フロー



2 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理計画

町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、近隣市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 災害廃棄物の処理

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

- ① 町は、国及び県とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。
- ② 町は、国及び県とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

- ③ 町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計したうえで、事前に策定しておいた災害廃棄物の処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
- ④ 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに近隣市町村等への協力要請を行う。
- ⑤ 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。
- ⑥ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、町がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。
- また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。
- ⑦ 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。
- ⑧ 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会等に応援要請を行う。
- また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。
- ⑨ ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行うものとする。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。
- ⑩ 特定の大規模災害が発生した場合、基本法に基づく廃棄物処理特例地域内の市町村長は、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって国が行うよう、要請する。
- ⑪ 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うも

のとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3 ごみ処理

次によりごみ処理を実施する。

- (1) 避難所等の避難人員及び場所を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。
- (2) 廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- (3) 避難者の生活に支障を生ずることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- (4) 生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。
- (5) 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、近隣市町村等に応援要請を行う。また、近隣市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

4 し尿処理

次によりし尿処理を実施する。

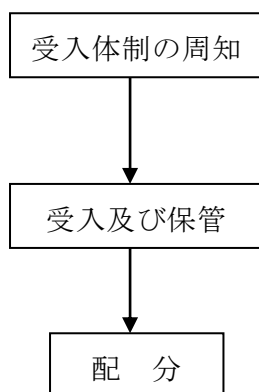
- (1) 避難所等の避難人員及び設置場所を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。
- (2) し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- (3) 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- (4) 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。
- (5) し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合、また、し尿処理施設の処理能力を超える場合には、近隣市町村等に応援要請を行う。また、近隣市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第6款 義援金品受入・配分計画

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援金・義援物資を円滑かつ適切に受入及び配分するために、町等が実施する対策について定める。

1 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金の受入・配分計画フロー



(2) 受入体制の周知

町は、県、他の市町村及び日本赤十字社山形県支部と協力して、義援金の受入が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

(3) 受入

町は、次により義援金を受入れる。

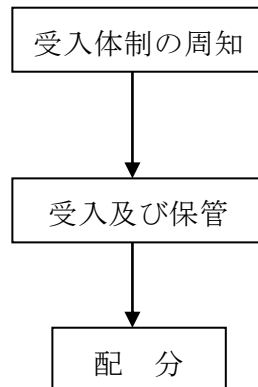
- ① 一般からの受入窓口を開設する。
- ② 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

(4) 配 分

- ① 町は、副町長、町議会代表、連合町内会代表、町民生委員・児童委員代表、社会福祉協議会代表、総務課長、危機管理室長によって義援金配分委員会を組織する。義援金配分委員会は、各窓口で募集した義援金を一括管理し、被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準を定め、適切かつ速やかに配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。
- ② 日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金は、速やかに義援金配分委員会に送付される。なお、義援金配分委員会が組織されていない場合は、日本赤十字社山形県支部と被災市町村が協議のうえ配分する。
- ③ 報道機関及び各種団体等が募集した義援金について、町、県又は他の市町村に寄託があった場合も、義援金配分委員会において適切かつ速やかに配分する。

2 義援物資の受入・配分計画

(1) 義援物資の受入・配分計画フロー



(2) 受入の基本方針

町は、県と連携し、必要に応じて義援物資の受入体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

(3) 受入体制の周知

町及び県は、義援物資の受入が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部等又はホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

また、義援物資受入の必要がない場合も、その旨公表する。

(4) 受入及び保管

町は、次により義援物資を受入れる。

- ① 受入・照会窓口を開設する。
- ② ボランティア等の協力を得て、受入要員を確保する。
- ③ 義援物資の輸送、保管、仕分け作業に適した集積場所を確保する。

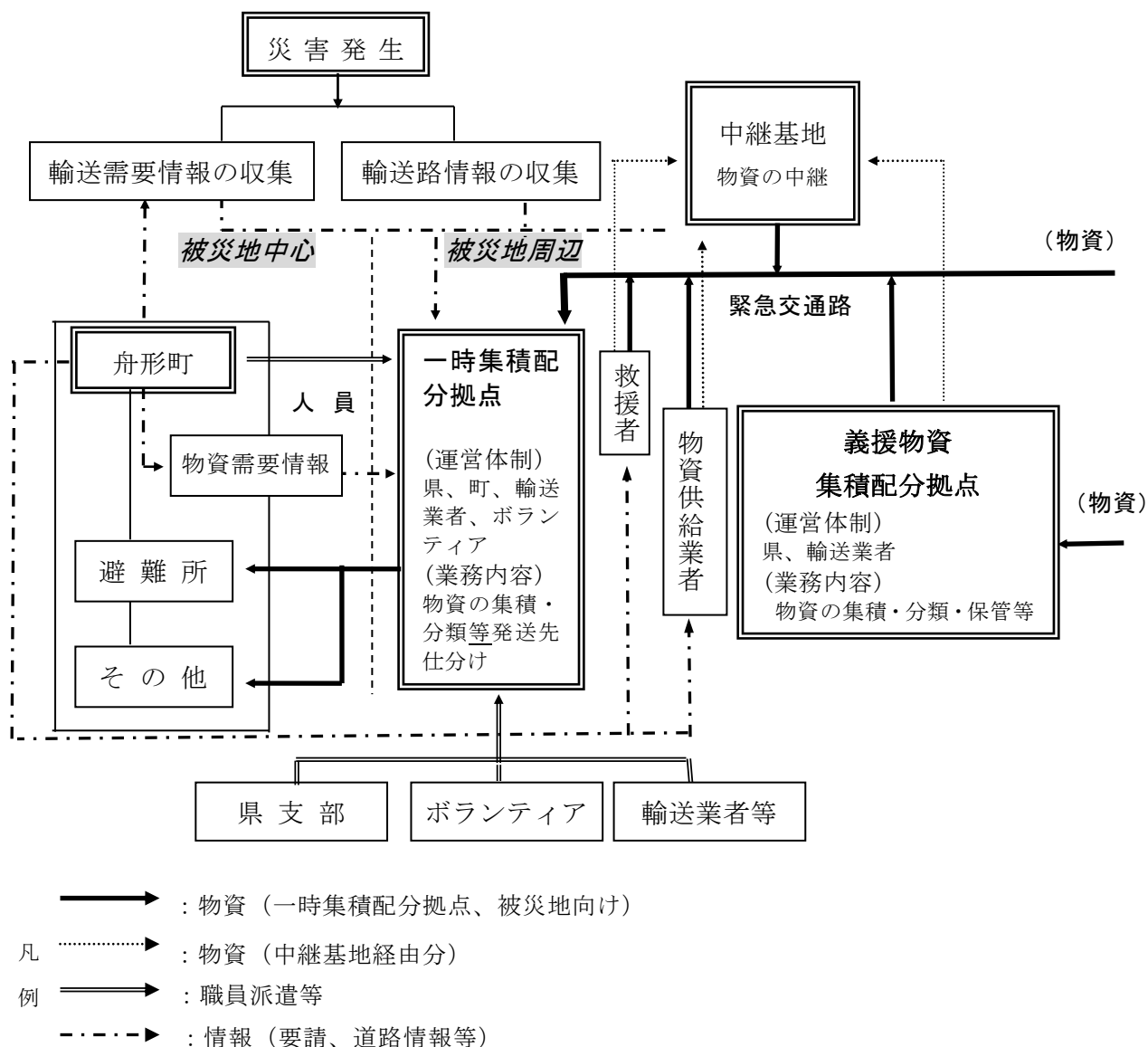
(5) 配 分

- ① 自己調達物資及び応援要請物資等を調整し、被災地におけるニーズに配慮した効果的な配分を行う。
- ② 一時集積配分拠点から避難所への輸送は、町が行う。

第7款 集積配分拠点運営計画

災害が発生した場合において、被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、一時集積配分拠点を設置運営する。

1 集積配分拠点運営計画フロー



2 一時集積配分拠点の設置

町が指定した箇所を一時集積配分拠点を活用し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。一時集積配分拠点には管理責任者及び警備員を配置し、管理に万全を期する。

なお、県内4地域を結ぶ交通路が被災し、被災地内の一時集積配分拠点に他地域から物資を輸送することができない場合は、被災地に隣接する他地域に中継基地を設け、一旦ここに物資を集積する。

3 一時集積配分拠点の取扱物資

- (1) 町から救援要請した、他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
- (2) 食料及び生活必需品等の応急生活物資
- (3) 義援物資集積配分拠点等から町に配送される義援物資
- (4) 医薬品

4 一時集積配分拠点の実施業務

- (1) 緊急物資、救援物資の一時集積、分類及び保管
- (2) 避難所等の物資需要情報の集約
- (3) 配送先別の仕分け
- (4) 小型車両への積み替え、発送

5 一時集積配分拠点の運営体制と運営要領

- (1) 運営体制

町、県及び公益社団法人山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。
- (2) 運営要領

町及び県は、次により一時集積配分拠点を運営する。

 - ① 一時集積配分拠点への職員等の派遣

物流の専門家及び輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者及びボランティア等を一時集積配分拠点に派遣する。
 - ② 避難所等の物資需要情報の集約

パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、避難所等の物資需要情報を集約・整理のうえ、関係機関への情報提供を行うとともに支援物資の要請をする。
 - ③ 町は、物資配送用車両を確保できない場合は、県に必要な車両の確保を要請する。
 - ④ ボランティアの活用

一時集積配分拠点における業務は、多くの人員が必要とされるので、ボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保にも留意する。

6 一時集積配分拠点までの輸送

原則として救援物資については、町が要請した者が、食料、生活必需品等の応急物資についてはこれら物資の取扱業者が、実施する。

町が要請した者及び取扱業者等が輸送できない場合は、県が輸送を実施するよう要請する。

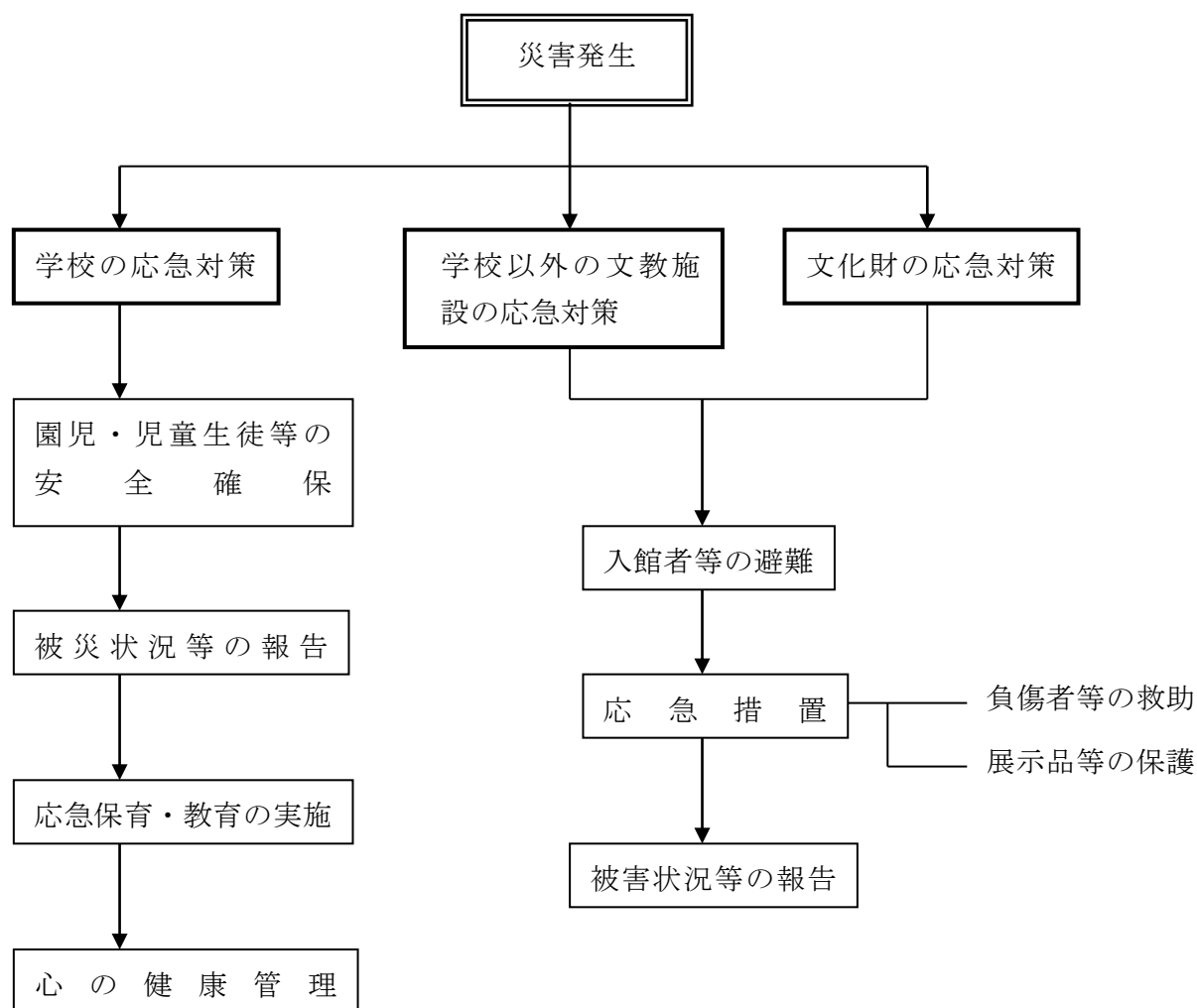
7 避難所等への輸送

原則として町が実施する。

第14節 文教施設における災害応急計画

災害発生時における園児・児童生徒等の安全確保及び学校等（保育園、小中学校）教育活動の早期回復並びに学校等（保育園、小中学校）以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

1 文教施設における災害応急計画フロー



2 学校等（保育園、小中学校）の応急対策

災害発生時における学校等（保育園、小中学校）の基本的役割は、園児・児童生徒等の安全確保と学校等（保育園、小中学校）教育活動の早期回復を図ることである。したがって、指定避難所として指定を受けた学校等（保育園、小中学校）においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校等（保育園、小中学校）は可能な範囲内において協力することを基本とする。

(1) 園児・児童生徒等の安全確保

① 災害発生前の事前措置

ア 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

校長等は、臨時休校（休園）や授業短縮による一斉下校（降園）等の措置をとり、園児・児童生徒等を保護者の元に帰す。町教育委員会等は、気象等に関する情報提供及び注意喚起等、必要とされる措置をとる。

下校（降園）措置にあたっては、教職員による引率又は学校等（保育園、小中学校）での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細にきめておく。

イ 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、園児・児童生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、園児・児童生徒等の安全を確保したうえ本校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

② 災害発生時の安全確保

ア 在校（在園）時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で園児・児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。園児・児童生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに最上広域消防本部及び県警察・新庄警察署等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ 登下校（登降園）時の措置

登下校（登降園）中の園児・児童生徒等のうち、学校等（保育園、小中学校）へ避難してきた者は直ちに学校等（保育園、小中学校）で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた園児・児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった園児・児童生徒等の情報を得たときは、直ちに最上広域消防本部及び県警察・新庄警察署等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長等並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保したうえで、直ちに登校（登園）し、学校等（保育園、小中学校）施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

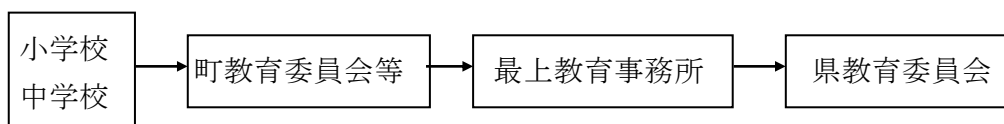
エ 下校（降園）及び休校（休園）の措置

園児・児童生徒等の在校（在園）時に大規模な災害が発生した場合、校長等は、帰宅経路等の安全を確認のうえ、園児・児童生徒等を速やかに下校（降園）させる。小学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡を取り、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、園児・児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校等（保育園、小中学校）にとどまることや、避難行動を促すなどの対応を行う。また、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

また、園児・児童生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被害状況などを考慮したうえで、状況により休校（休園）の措置をとる。

（２）被災状況の報告

校長等は、園児・児童生徒等の安否状況や学校等（保育園、小中学校）施設の被災状況などを把握し、下記の経路で速やかに県に報告する（この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。）。



（３）応急保育・教育の実施

- ① 校長等は、学校等（保育園、小中学校）及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急保育・教育の実施に必要な措置を講じる。

ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

イ 校区の通学（通園）路や交通手段等の確保

ウ 園児・児童生徒等に対する衛生・健康管理上の適切な措置と指導

エ 学校等（保育園、小中学校）給食の応急措置

救助法が適用された場合、応急の学校等（保育園、小中学校）給食を実施する学校等（保育園、小中学校）は、県教育委員会に協議・報告する。

- ② 町教育委員会等は、被災状況により次の措置を講じる。

ア 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

イ 授業料の免除や奨学金制度の活用

ウ 災害発生時における園児・児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用

エ 教職員の確保

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

（ア）複式授業の実施

（イ）昼夜二部授業の実施

（ウ）他の市町村又は県に対する人的支援の要請

- (エ) 非常勤講師又は臨時講師の発令
- (オ) 教育委員会等事務局職員等の派遣

③ 救助法に基づく措置

町は、学校等（保育園、小中学校）及び町教育委員会等と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

ア 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒

イ 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学（通園）用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

ウ 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として教科書（教材を含む。）は1か月以内に、文房具、通学（通園）用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県知事は厚生労働大臣に同意を得たうえで、必要な期間を延長することができる。）。

エ 学用品給与の方法

県教育委員会は、町教育委員会等を通し、補給を要する教科書の数量をとりまとめて、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示を行う。

(4) 心の健康管理

学校等（保育園、小中学校）においては、災害等により園児・児童生徒等に危害が生じた場合において、当該園児・児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児・児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校等（保育園、小中学校）の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

3 学校等（保育園、小中学校）教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

町教育委員会等及び町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- (1) 町長は、施設の管理者、教育委員会等と協議のうえ、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。
- (2) 避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営にあたる。

- (3) 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等は、避難所の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

4 学校等（保育園、小中学校）以外の文教施設の応急対策

学校等（保育園、小中学校）以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救護者及び負傷者がいる場合は、最上広域消防本部及び県警察・新庄警察署等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救急作業及び負傷者等の手当等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する（被害がなくても報告を行う。）。
- (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあつては、町から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

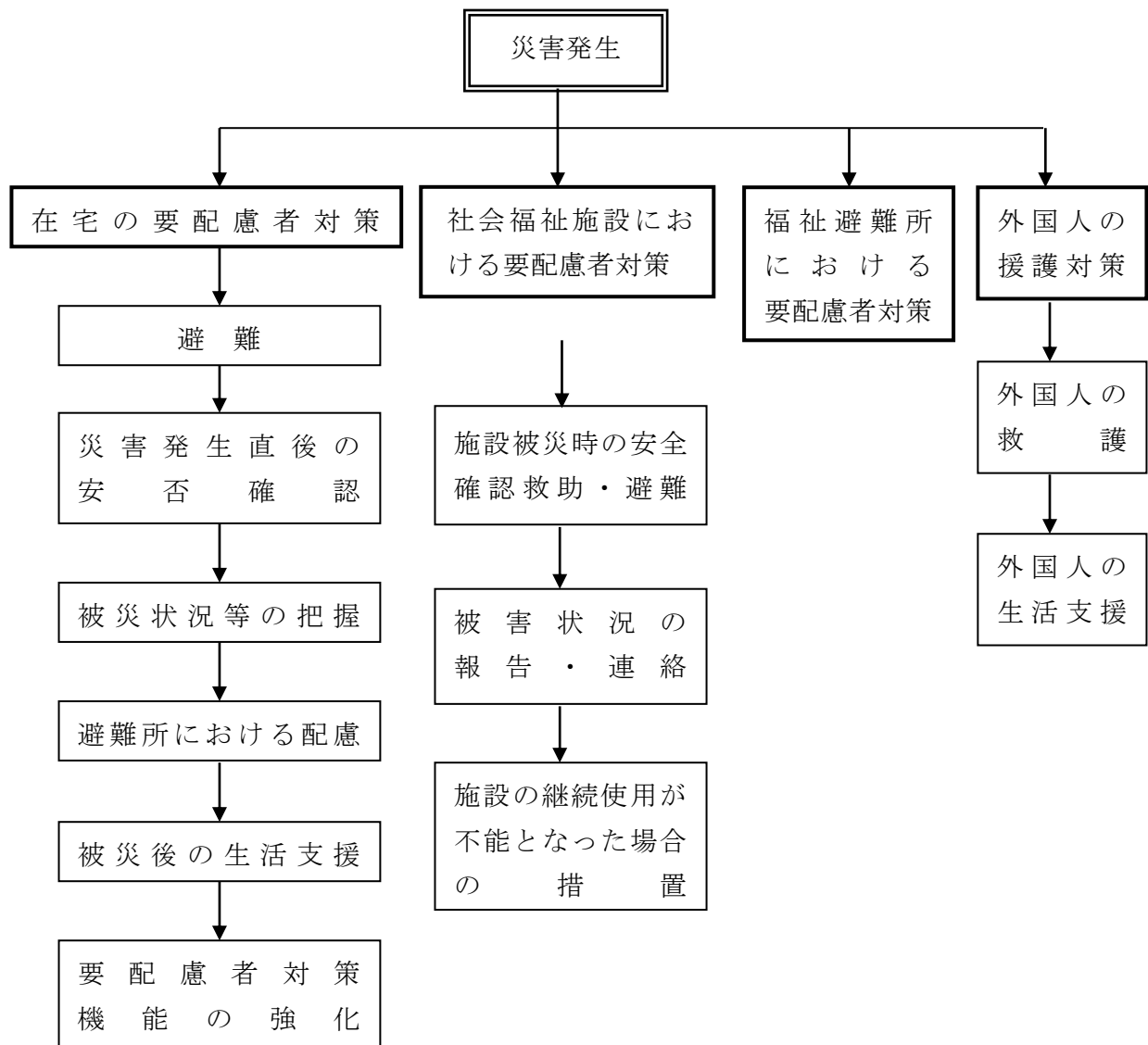
5 文化財の応急対策

- (1) 国、県及び町指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。
- ① 建造物及び搬出不可能な文化財
- 防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。
- ② 搬出可能な文化財
- 指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。
- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに町教育委員会等を経由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置を行う。

第15節 要配慮者の応急対策計画

大規模な災害の発生時には、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者に対する様々な応急対策が必要となる。このため、町は、県、関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等と連携し、必要な諸施策について速やかに実施する。

1 要配慮者の応急対策計画フロー



2 在宅の要配慮者対策

(1) 風水害等が発生するおそれがある場合の対応

町は、風水害等が発生するおそれがあるときは、避難準備・高齢者等避難開

始を発令し、町が定める要配慮者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者に対し確実に情報を伝達する。

(2) 避難誘導等

町は、避難行動要支援者の避難が必要になった場合、避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び要配慮者避難支援プラン（個別計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

また、町内会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(3) 災害発生直後の安否確認

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難所への受入状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

(4) 被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮者の自宅等に、舟形町地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

- ① 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- ② 家族（介護者）の有無及びその被災状況
- ③ 介護の必要性
- ④ 施設入所の必要性
- ⑤ 日常生活用具（品）の状況
- ⑥ 常時服用している医薬品等の状況
- ⑦ その他避難生活環境等

(5) 避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、町では福祉避難所を整備し、要配慮者を避難させる。

(6) 被災後の生活支援

① 社会福祉施設等への緊急入所

町及び県は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、町内の施設で対応できない場合、町は近隣市町村に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

② 相談体制の整備

町及び県は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等

については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

③ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、舟形町地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

（７）要配慮者対策機能の強化

町は、災害の状況により必要と認められる場合、県に人的支援を要請し、在宅の要配慮者の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応を図る。

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

（１）事前避難

① 施設長は、町等から避難勧告等が発令された場合又は入（通）所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して避難体制を整える。

② 施設長は、風水害の状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難の誘導を行う。

③ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

（２）施設被災時の安全確認・救助・避難

① 施設が被災した場合、施設長は直ちに入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

② 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

③ 施設の被災により入（通）所者の避難が必要になった場合は、上記（１）に準じ避難を実施する。

（３）被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を町及び県に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

（４）施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者に引き取り等の手続きを講じる。

また、町及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、

他の施設と調整に努め、入所可能施設を斡旋する。

4 福祉避難所における要配慮者対策

町は、必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、要配慮者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、要配慮者の健康状態の把握を行う。また、被災した要配慮者の福祉避難所での生活におけるニーズを把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。実施にあたっては、必要に応じて関係機関へケアにあたる人材等の派遣について協力を要請する。

なお、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うとともに、福祉避難所の収容能力を超えるなど、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

5 外国人の救護対策

(1) 外国人の救護

町は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

① 外国人への情報提供

町及び県は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

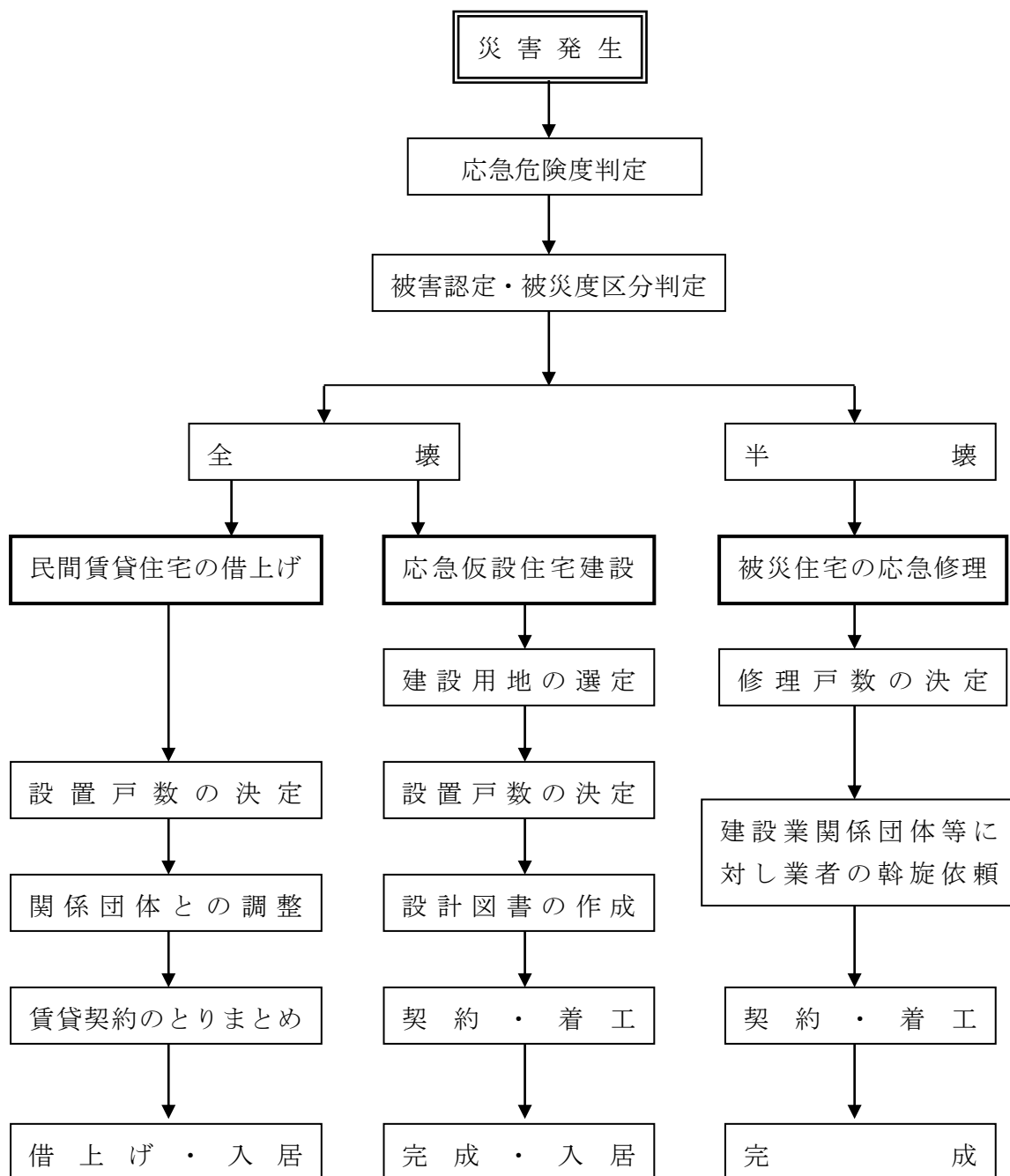
② 相談体制の整備

町及び県は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第16節 応急住宅対策計画

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、救助法が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等の斡旋等により、その援護を推進するために、町及び県等が実施する災害応急対策について定める。

1 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー



2 住宅被災状況等の調査

(1) 被災住宅の調査

町は、災害により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

また、町は、県が実施する、住宅被災状況等の把握に必要な調査の実施に協力する。

- ① 被害状況
- ② 避難場所の状況
- ③ 町の住宅に関する緊急対応状況（予定を含む。）
- ④ 当面の応急仮設住宅の必要戸数
- ⑤ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- ⑥ 住宅に関する県への要望事項
- ⑦ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 公的住宅等の活用可否に係る調査

町は、県が実施する、仮設住宅として被災地近隣の県営住宅、市町村営住宅及び公的宿泊施設等を使用させることの可否についての調査に、協力する。

(3) 応急仮設住宅の必要戸数・規模等についての見積もり

県は、(1)及び(2)の調査結果等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積もりを行う。

(4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会

県は、社団法人プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の供給（建設）能力戸数等について照会する。

3 応急住宅の確保

町は、県が行う応急的な住宅の確保に協力し、被災住民の暫定的な住生活の安定を図る。

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、町の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

① 民間賃貸住宅の借上げ

ア 借上方法

(ア) 県は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不

動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会(以下「関係団体等」という。)の協力を得て借上住宅を供給するものとする。
(イ) 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃貸契約等のとりまとめに関する事務を行うものとする。

イ 借上住宅の入居者資格等

(ア) 入居の資格

借上住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

(a) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

(c) 前各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

- a 借上住宅の入居者の選定及び申込み受付は、町が行う。
- b この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員・児童委員等関係者の意見を参考にする。
- c 町は、県に入居申込みの報告を行い、入居の許可及び借上住宅の契約締結等を行う。

(ウ) 供与の期間

借上住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

ウ 入居者への配慮

町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

② 応急仮設住宅の建設

ア 建設用地の選定

次の事項について十分留意し、応急仮設住宅の設置戸数に対応した建設用地を選定し、県に報告する。

(ア) 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。また、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。

(イ) 降雨等による二次災害を受けることがないよう、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。

(ウ)原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議のうえ、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。

(エ)学校等（保育園、小中学校）の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校等（保育園、小中学校）の教育活動に十分配慮する。

イ 規模及び費用

(ア)応急仮設住宅一戸あたりの規模及び費用の限度等の建設条件は、県救助法施行細則に定める基準による。

(イ)ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の限度等の建設条件に関する調整を行うことができる。

(ウ)また、建設資材を県外調達し又は離島等に設置したことにより輸送費がかさみ、限度額内で施工することが困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。

ウ 建設の時期

(ア)応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内着工する。

(イ)ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

③ 応急仮設住宅の建設方法

ア 応急仮設住宅は、所定の基準により、県が直接建設業者に請け負わせて建設する。

イ 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した社団法人プレハブ建築協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。

ウ この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を協議したうえで、建設に着手する。

④ 応急仮設住宅の入居者選定

ア 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

(ア)住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ)居住する住家がない者であること。

(ウ)自らの資力をもっては、住宅を確保することができない者であること。

a 生活保護法の被保護者及び要保護者

b 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者者等

ｃ 前各号に準ずる者

イ 入居者の選定

（ア）応急仮設住宅の入居者の選定は、町が行う。また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮する。

（イ）この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等、要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じて民生委員・児童委員等関係者の意見を参考にする。

（ウ）入居予定者名簿作成のため、入居者選定結果を県に報告する。

ウ 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から２か年以内とする。ただし、知事が必要と認める場合は１年毎の延長ができる。

⑤ 応急仮設住宅の管理

県は、町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて町に管理を委任することができる。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

また、町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

（２）公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の斡旋等

町、県、関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋等できるように努める。

４ 被災住宅の応急修理

町は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を、応急的に補修する。

（１）修理の方針

① 範囲及び費用

ア 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県救助法施行細則に定める範囲内とする。

② 修理の期間

ア 被災住宅の応急修理については、災害が発生した日から、原則として１か月以内に完了する。

イ ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理は、救助の実施機関である町長が、建築関係業者と直接契約するなどして、応急修理を実施する。

(3) 修理の対象者

① 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ア 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない高齢者及び障がい者等

(ウ) 前各号に準ずる者

② 対象者の選定

町は、被災者の資力や生活条件等を十分調査して、応急修理の対象者を選定する。

5 住宅建設資機材の確保

応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に必要な資材は、原則として建設業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができない場合は、町が斡旋を行う。

また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行う。

6 建物関係障害物の除去

町は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被害者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

① 範囲及び費用

ア 障害物除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県救助法施行細則に定める範囲内とする。

② 障害物除去の実施期間

ア 障害物除去は、災害が発生した日から、原則として10日以内である。

イ ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、救助の実施機関である町長が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

(3) 障害物除去の対象者

① 対象者の範囲

障害物除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ア 災害によって住家が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない高齢者及び障がい者等

(ウ) 前各号に準ずる者

② 対象者の選定

町は、被災者の資力や生活条件等を十分調査して、障害物除去の対象者を選定する。

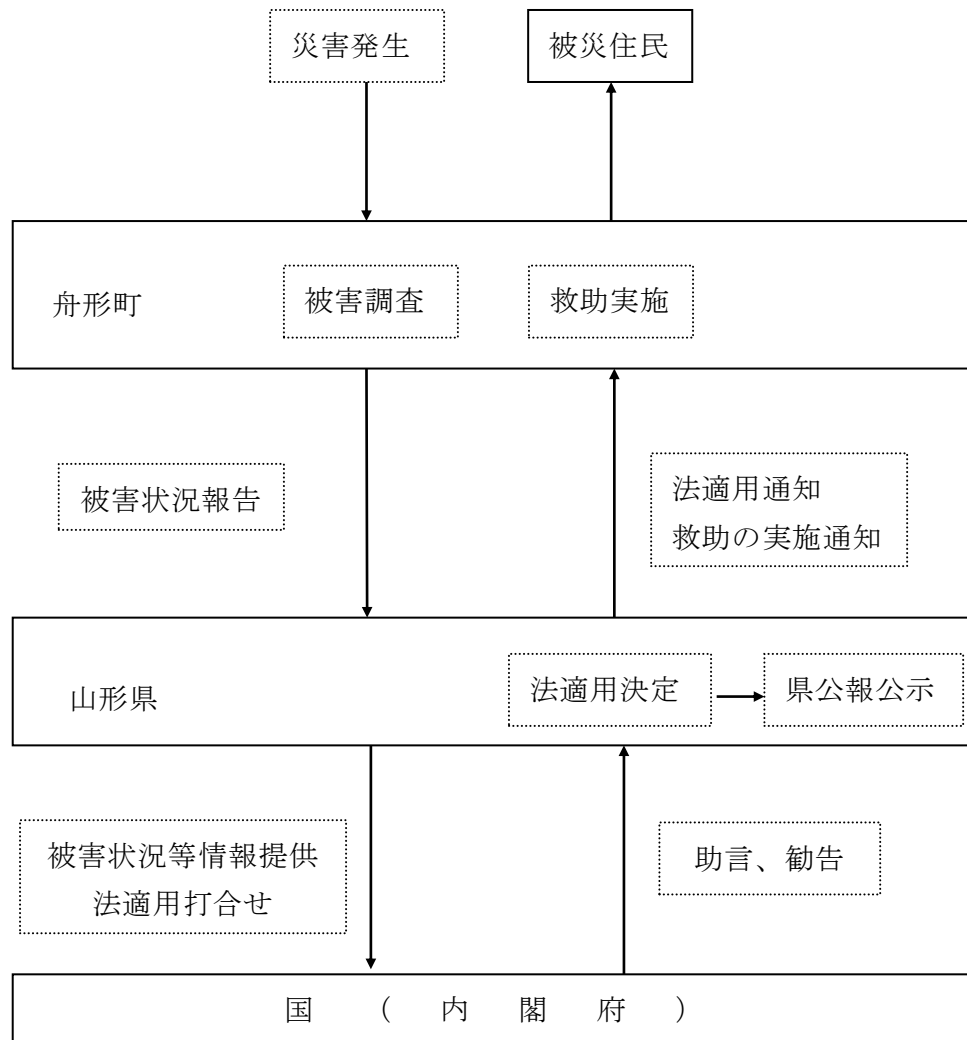
7 公営住宅の活用

必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

第17節 救助法の適用に関する計画

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される救助法に係る町及び県の運用について定める。

1 救助法による救助フロー



2 救助法適用の判定

(1) 基準の内容

救助法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因の災害による町の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる（救助法第2条）。

- ① 適用単位は町の区域単位とする。
- ② 同一の原因による災害によることを原則とする。
ただし、この例外として、

- ア 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合
- イ 時間的に接近して、町内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取扱う。
- ウ 町又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。
- エ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条第1項に定めるところによるが、山形県における具体的適用基準は次のとおりである。

- ① 住家の滅失した世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、全焼、流失等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下同じ。）が40世帯以上に達したとき（救助法施行令第1条第1項第1号）。
- ② 被害が広範囲にわたり、県内で住家の滅失世帯数が1,500世帯以上に達した場合であつて、かつ、町の区域内で住家の滅失世帯数が20世帯以上に達したとき（救助法施行令第1条第1項第2号）。
- ③ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合であつて、かつ、町の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（救助法施行令第1条第1項第3号前段）。
- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（救助法施行令第1条第1項第3号後段）。
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたときであつて内閣府令に定める基準に該当するとき（救助法施行令第1条第1項第4号）。

3 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1つの世帯とみなし、適用基準上換算して取扱う（法施行令第1条第2項）。

滅失世帯数＝（全壊、全焼、流失）＋（半壊、半焼）×1/2＋（床上浸水等）×1/3

(2) 住家滅失の認定

- ① 住家が全壊、全焼又は流失したもの

- ア 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも
- イ 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも
- ② 住家が半壊、又は半焼したもの
住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、次のものをいう。
 - ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの
 - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
- ③ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
具体的には、①及び②に該当しない場合であって、次のものをいう。
 - ア 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの
 - イ 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

（3）世帯及び住家の認定

- ① 世帯
生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。
 - ア 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。
 - イ マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取扱う。
 - ウ 会社又は学生の寮等は、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。
- ② 住家
現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。
 - ア 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。
 - イ 学校等（保育園、小中学校）や医療機関等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。
 - ウ 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取扱う。

4 適用の手続き

災害に際し、町における被害が前記の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

5 救助法による救助の種類と実施体制

(1) 救助の種類

救助法による救助の種類は次のとおりである（救助法第4条第1項及び救助法施行令第2条）。町長は、県から委任された職権に基づき次の救助を行う（救助法第13条第1項及び県救助法施行細則第1条第1項）。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

① 収容施設の供与

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

② 炊き出しその他による食料の支給及び飲料水の供給

③ 被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与

④ 医療及び助産

⑤ 災害にかかった者の救出

⑥ 災害にかかった住宅の応急修理

⑦ 学用品の支給

⑧ 埋葬

⑨ 遺体の搜索及び処理

⑩ 障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去）

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、町、県及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

1 被災者のための相談

(1) 相談所の開設、広報

- ① 町は、被災者からの幅広い相談に応ずるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、県及び他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

町の設置する相談所：町役場及び避難所等

- ② 住民に対し、掲示板、広報車、広報紙等を活用し広報を行う。
- ③ 報道機関に対し、発表を行う。

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び県や他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

- ① 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等
- ② 職業相談：雇用全般にわたる相談
- ③ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用
- ④ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

(3) り災証明書の発行

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(4) 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い

等について、被災者に明確に説明する。

2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

(1) 災害弔慰金

自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	窓口
1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害（平成12年3月31日厚生省告示第192号）	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体市町村（条例） 3 経費負担国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。）	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円 支給の制限 1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48年政令策374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	健康福祉課

(2) 災害障害見舞金

自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失	1 災害弔慰金の支給等に関する法律	法別表に掲げる程度の障がいがある者	障がい者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円 支給の制限	健康福祉課

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害（平成12年3月31日厚生省告示第192号）	2 実施主体 市町村 (条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市町村1/4		1 当該障がい者の障がいがある者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	

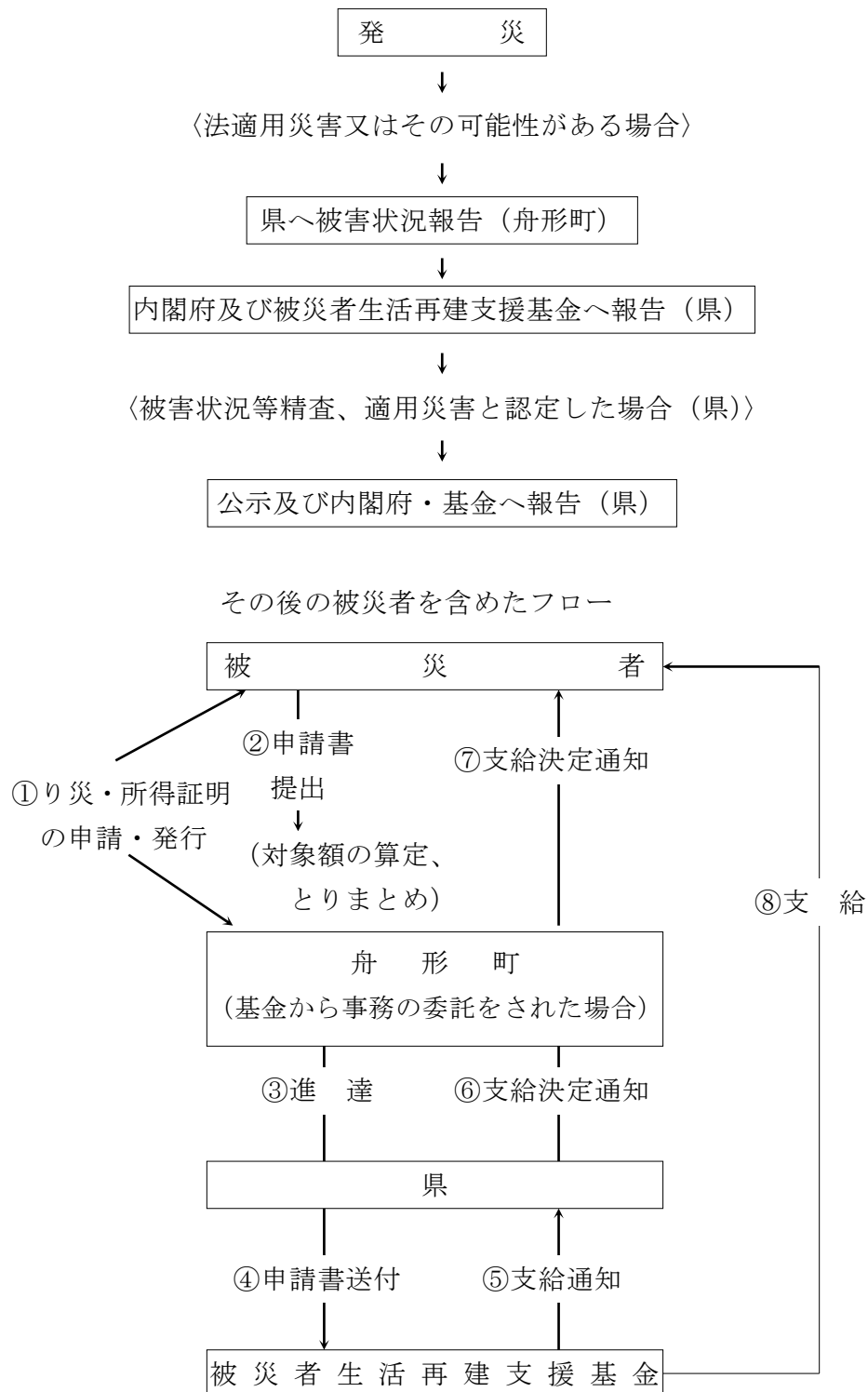
(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

対象となる自然災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	窓口
1 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村	1 根拠法令被災者生活再建支援法	1 住宅が全壊した世帯	支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。）。 1 基礎支援金	町
2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村	2 実施主体山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託）	2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯		
3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県	3 経費負担被災者生活再建支援法	3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期		
4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村				
5 上記1～3の区域に				

対象となる自然災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	窓口										
隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村	人 1/2 国 1/2	間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に住住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）	<table><tr><th colspan="2">2 加算支援金</th></tr><tr><th>再建方法</th><th>支給額</th></tr><tr><td>建設・購入</td><td>200万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円</td></tr><tr><td>貸借（公営住宅以外）</td><td>50万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。	2 加算支援金		再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	貸借（公営住宅以外）	50万円	
2 加算支援金														
再建方法	支給額													
建設・購入	200万円													
補修	100万円													
貸借（公営住宅以外）	50万円													

被災者生活再建支援金の支給フロー



（４）災害援護資金の貸付

救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸し付けを行う。また、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事

務を適切かつ速やかに実施する。

災害援護資金の貸付

貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件	窓口										
山形県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの <table><tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人以上</td><td>730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</td></tr></table> ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額	1 根拠法令 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実施主体 市町村(条例) 3 経費負担 国2/3 県1/3	〔貸付区分及び貸付限度額〕 1 世帯主の1か月以上の負傷150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害150万円 イ 住居の半壊170万円 ウ 住居の全壊250万円 エ 住居全体の滅失又は流失350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複250万円 イ 1と2のイの重複270万円 ウ 1と2のウの重複350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合250万円 イ 2のウの場合350万円 ウ 3のイの場合350万円	1 据置期間3年(特別の事情がある場合は5年) 2 償還期間10年(据置期間を含む。) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年10.75%	町
1人	220万円													
2人	430万円													
3人	620万円													
4人	730万円													
5人以上	730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額													

(5) 生活福祉資金(福祉資金福祉費)貸付

町は、町社会福祉協議会と協議のうえ、県社会福祉協議会による、被災者に対する生活福祉資金の災害援護資金の貸付制度の利用を促進する。

貸付対象世帯は、救助法の適用に至らない災害により住宅や家財道具に被害があったときや、生計の手段である工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で、次の条件に適合する世帯とする。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
低所得世帯（おおむね市町村民税非課税程度、又は生活保護基準額の2倍以下）	1 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市町村社会福祉協議会 (民生委員・児童委員)	貸付限度 1 世帯 150万円	1 据置期間 貸付の日から6月以内 2 償還期間据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付のこと。

（6）母子及び父子並びに寡婦福祉資金償還猶予

県との緊密な連携のもとに、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

① 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 1 猶予期間1年以内（1年後も、さらにその自由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。） 2 添付書類 市町村長の被災証明書	救助法の適用は要しない。

② 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 市町村長の被災証明書	救助法の適用は要しない。

③ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長

根拠法令等	特例措置の内容	備考														
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。 <table><tr><td>1 事業開始資金</td><td></td></tr><tr><td>15,000円以上30,000円未満</td><td>6 か月</td></tr><tr><td>30,000円以上</td><td>1 年</td></tr><tr><td>2 事業継続資金・住宅資金</td><td></td></tr><tr><td>15,000円以上30,000円未満</td><td>6 か月</td></tr><tr><td>30,000円以上45,000円未満</td><td>1 年</td></tr><tr><td>45,000円以上</td><td>1 年 6 か月</td></tr></table>	1 事業開始資金		15,000円以上30,000円未満	6 か月	30,000円以上	1 年	2 事業継続資金・住宅資金		15,000円以上30,000円未満	6 か月	30,000円以上45,000円未満	1 年	45,000円以上	1 年 6 か月	救助法の適用は要しない。
1 事業開始資金																
15,000円以上30,000円未満	6 か月															
30,000円以上	1 年															
2 事業継続資金・住宅資金																
15,000円以上30,000円未満	6 か月															
30,000円以上45,000円未満	1 年															
45,000円以上	1 年 6 か月															

3 雇用の確保等

町は、国及び県と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

4 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

① 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、町は、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

貸 付 対 象	貸付限度額	貸付条件
1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者	1 建設資金 (1) 建設資金 1,650 万円 (2) 土地取得資金 970 万円 (3) 整地資金 440 万円 (4) 特例加算 510 万円	1 建設及び新築住宅購入 (1) 償還期間 耐火、準耐火構造 木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内
1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者 ・建設、新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入住宅が「全壊」、「大規模半壊」（※）又は「半壊」（※）した旨	2 新築住宅購入資金 (1) 新規購入資金 2,620 万円 土地取得資金970万円 (2) 特例加算 510 万円 3 リ・ユース（中古）購	(2) 据置期間 3 年間（その分償還期間延長） (3) 利率 基本融資額0.55%

貸 付 対 象	貸付限度額	貸付条件
のり災証明書の交付を受けた者 ※住宅の被害状況に関する申出書の添付が必要 ・補修 住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の交付を受けた者 2 建設 住宅部分の床面積(A) $13 \text{ m}^2 \leq A \leq 175 \text{ m}^2$ ただし、り災住宅の床面積(a)が $a > 175 \text{ m}^2$ の場合 $13 \text{ m}^2 \leq A \leq a$ 3 新築住宅購入 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (共同建ての場合は 30 m^2) $\leq A \leq 175 \text{ m}^2$ ただし、り災住宅の床面積(a)が $a > 175 \text{ m}^2$ の場合 50 m^2 (共同建ての場合は 30 m^2) $\leq A \leq a$ 竣工から2年以内で人が住んだことがない住宅 4 リ・ユース(中古)購入 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (共同建ての場合は 30 m^2) $\leq A \leq 175 \text{ m}^2$ ただし、り災住宅の床面積(a)が $a > 175 \text{ m}^2$ の場合 50 m^2 (共同建ての場合は 30 m^2) $\leq A \leq a$ 竣工から2年を超える住宅又は人が住んだことのある住宅機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅 5 補修 床面積・築年数に関する制限なし	入資金 (1) リ・ユース購入資金 2,320 万円 うち土地取得資金 970 万円 (2) リ・ユースプラス購入資金 2,620 万円 うち土地取得資金 970 万円 (3) 特例加算 510 万円 4 補修資金 (1) 補修資金 640 万円 (2) 引方移転資金・移転資金 440 万円	特例加算額 1.45% 2 リ・ユース(中古)購入 (1) 償還期間 ① リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション35年以内 ② リ・ユース住宅、リ・ユースマンション25年以内 (2) 据置期間 3年間(その分償還期間延長) (3) 利率 基本融資額 0.55% 特例加算額 1.45% 3 補修 (1) 償還期間 20年以内 (2) 据置期間 1年間 (3) 利率 0.55% ※金額、利率は平成30年7月現在。東日本大震災の被災者の場合は別に定めあり。

② 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 対象世帯 (1) 低所得世帯 （おおむね市町村民税非課税程度、又は生活保護基準額の2倍以下） (2) 高齢者世帯 （日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯（所得制限あり）） (3) 障がい者世帯 （身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者がいる世帯（所得制限あり））	1 生活福祉資金貸付制度要綱 （平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号） 2 実施主体 県社会福祉協議会 3 窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員・児童委員）	貸付限度 250万円以内	1 据置期間 貸付の日から6月以内（災害の状況に応じ2年以内） 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受人ととは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付のこと。

③ 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修又は保全するために必要な資金	1 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 救助法の適用を要しない。 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率 無利子

(2) 災害公営住宅の建設

町は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営

住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

- (3) 町及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

5 税負担等の軽減

町及び県は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

(1) 町税等の特例措置

① 納税期限の延長

町長は広範囲にわたる災害等により法又は条例に定める申告、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合に、地域、期日、その他必要な事項を指定して、当該期限を延長する。

② 徴収猶予

町は必要に応じ、地方税の徴収猶予を行い、被災者の負担軽減を図る。

③ 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。

税 目	減 免 の 内 容
個 人 の 町 民 税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固 定 資 産 税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。
国 民 健 康 保 険 料	被災した納税義務者の状況に応じて、国民健康保険料納期未到来分の一部又は全部を免除する。
特 別 土 地 保 有 税	町の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた土地については減免する。

(2) 国税及び町の特例措置

町及び国は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、災害の状況に応じて、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

6 被災者への精神的なケア

町は、保健所やボランティア団体と連携して、被災者への精神面のケアを行い生活再建を支援する。特に、要配慮者への適切な対応に努める。

(1) 精神障がい者の生活再建支援

- ① 被災精神障がい者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすいため、本人の悩みを聞き、問題処理にあたって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。
- ② 医療費助成、被災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

(2) 高齢者への対応

- ① 身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は特に重要である。特に仮設住宅や被災地外への疎開等環境の変化に対しては、「孤独死」の防止に努める。
- ② 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

(3) アルコール関連問題への対応

- ① 災害後には、大きなストレスのために過剰にアルコールを摂取するおそれがあるため、アルコール飲用の自粛指導、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。
- ② アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による早期介入、及びアルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等との連携を図り対応する。

(4) 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、ときには長期的に問題を持つこともある。町は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

(5) 家族等を亡くした人たちへの支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとってははかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第2節 金融支援計画

災害により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、町及び県が実施する金融支援対策について定める。

1 農林漁業関係

(1) 天災融資制度による融資

① 天災資金の貸付

町は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合及び漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

資金の種類	経営資金	事業資金
融資対象となる事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具（政令で定めるもの）等の購入費等農林業経営に必要な資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金
貸付の相手方	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、市町村長の認定を受けた者	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの
貸付利率（年利）	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6.5%以内
償還期間	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	3年以内
償還期間のうち据置期間	—	—

- (注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。
 2 特別被害者：都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあつては年収の5割（開拓者は3割）以上の損失額のある者又は5割（開拓者は4割）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。
 3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。
 4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受けかつ山形県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額（単位：万円）	
			天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼業者	500(2,500)	600(2,500)
		一般農業者	200(2,000)	250(2,000)
	林業者		200(2,000)	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)	600(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)	600(2,500)
		一般漁業者	200(2,000)	250(2,000)
事業資金	被害組合		個別組合2,500 連合会5,000	個別組合5,000 連合会7,500

(注) 1 経営資金の（ ）内は法人に対する貸付限度額

② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

県及び市町村は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)に対し、低利の経営資金を融通する。

融資対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具（要綱で定めるもの）等の購入費等農林漁業経営に必要な資金
貸付の相手方	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、市町村長の認定を受けた者
貸付利率（年利）	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内
償還期間	6年以内（天災融資法が適用された場合には、同法による経営資金の貸付実行日まで）
償還期間のうち据置期間	—

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定

2 特別被害者：都道府県知事が指定する特別被害地域内の、農業にあつては年収の5割（開拓者は3割）以上の損失額のある者又は5割（開拓者は4割）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額（万円） 個人、（ ）内は法人
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼業者	500(2,500)
		一般農業者	200(2,000)
	林業者		200(2,000)

区分	貸付対象者		貸付限度額（万円） 個人、（ ）内は法人
	漁業者	漁具購入資金	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)
		一般漁業者	200(2,000)

（２）日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

区分	資金の種類		融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 措置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金		農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業振興法人、土地改良区、農協、農協連等	0.25% ～0.40%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金		[共同利用施設] (1) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区、土地連、農協、農協連、農林漁業振興法人等	0.25% ～0.40%	20年以内	3年以内
			[主務大臣指定施設] (1) 農業用施設等の復旧	農業を営む者、農協、農協連等	0.25% ～0.40%	15年以内	3年以内
			(2) 災害を受け果樹の改植又は補植			25年以内	10年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	復旧造林	林業を営む者、森組、森連、農協	0.25% ～0.40%	35年以内	20年以内
			樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森組、森連、農協等	0.25% ～0.40%	15年以内	5年以内
		林道	林道の復旧	林業を営む者、森組、森連、農協等	0.25% ～0.40%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金		[共同利用施設] 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協、農協連、森組、森連等	0.25% ～0.40%	20年以内	3年以内

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還 期間	償還期間 のうち 措置期間
		[主務大臣指定施設] 造林、林産物、 の処理加工等に必要 な機械その他施設 の復旧	林業を営む者	0.25% ～0.40%	15年 以内	3年以内
漁業関係資金	漁業基盤 整備資金	漁業施設、漁場 及び水産種苗生産 施設の復旧	漁業を営む者、水 産漁業協同組合、水 産振興法人等	0.25% ～0.40%	20年 以内	3年以内
	農林漁業 施設資金	[共同利用施設] 水産物の生産、 流通、加工又は販 売に必要な共同利 用施設の復旧	水産漁業協同組合、 農林漁業振興法人等	0.25% ～0.40%	20年 以内	3年以内
		[主務大臣指定施設] 漁具、漁場改良 造成施設、内水面 養殖施設、海面養 殖施設、漁船漁業 用施設及び漁業生 産環境施設の復旧	漁業を営む者、水 産漁業協同組合	0.25% ～0.40%	15年 以内	3年以内
農林漁業関係資金	農林漁業 セーフティ ネット 資金	不慮の災害によ り農林漁業経営の 維持が困難になっ ている場合、経営 の維持安定に必要 な長期の運転資金 を融資	農林漁業者であ って農林漁業所得が総 所得(法人にあって は農林漁業に係る売 上高が総売上高)の 過半を占める者又は 粗収益が200万円以 上(法人1,000万円以 上)である者 認定農業者、認定 新規就農者、林業経 営改善計画の認定を 受けた者、漁業経営 の改善及び再建整備 に関する特別措置法 に定める改善計画の 認定を受けた者等	0.25%	10年 以内	3年以内
(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行 (貸付限度) ・ 農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額(以下「負担額」という。)に別に定める割合を乗じて得た額 ・ 農業セーフティネット資金：600万円 ・ 農林漁業施設資金のうち共同利用施設：貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額						

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還 期間	償還期間 のうち 措置期間
		・ 農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の 80%に相当する額 又 1 施設あたり 300 万円(特例 600 万円、漁船の場合 1,000 万円)のいずれか 低い額 ※ 金利は、平成 30 年 8 月 20 日現在のものであり、変動することがある。				

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

県及び町は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

① 既貸付制度資金の条件緩和措置

県及び町は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び町は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(5) 農林漁業者への各種措置の周知

県及び町は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

2 中小企業関係

(1) 被災中小企業の金融制度による融資

① 被災中小企業の資金需要の把握

県は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。

② 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置

県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認めたときは、災害対策資金制度を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることについても併せて検討する。

さらに、信用力・担保力が不足した中小企業者への金融の円滑化を図るため、必要があると認めた場合は、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証

対応について要請する。

③ 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に係る融資制度として、次の制度を活用することができる。

機 関 名	資 金 名	融 資 条 件 等		申 込 窓 口
山形県（中小企業振興課）	山形県商工業振興資金（災害対策資金）	1 資金使途	物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金	取扱金融機関 ・県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合 ・七十七銀行、北都銀行及び商工中金の県内各支店
		2 貸付対象	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、知事が指定する災害等により、事業所又は主要な事業用資産について全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの	
		3 貸付限度	※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認めたときは、災害対策資金制度を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。	
		4 貸付利率		
		5 貸付期間		
		6 取扱期間		
		日本政策金融公庫（国民生活事業）	災害貸付	
2 貸付対象	別に指定される災害により被害を受けた方			
3 貸付限度	それぞれの融資制度の融資限度額に 1 災害につき、3,000 万円を加えた額			
4 貸付利率	それぞれの融資制度の利率（閣議決定により特別利率が適用される場合がある。）			
5 貸付期間	それぞれの融資制度の貸付期間			
6 担保	必要により徴する。			
7 保証人	必要により徴する。			

機関名	資金名	融 資 条 件 等		申込窓口
日本政策金融公庫 (中小企業事業)	災害復旧貸付	1 資金使途	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金	日本政策金融公庫 各支店の中小企業 事業の窓口及び代 理店
		2 貸付対象	公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者	
		3 貸付限度	直接貸付:別枠 1 億 5,000 万円 (組合 4 億 8,000 万円) 代理貸付:上記限度の範囲内で 別枠 7,500 万円 (組合 2 億 2,500 万円) 基準金利	
		4 貸付利率	ただし災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が設定される場合がある。	
		5 貸付期間	設備資金 15 年以内(うち据置期間 2 年以内) 運転資金 10 年以内(うち据置期間 2 年以内)	
		6 担保	必要により徴する。	
		7 保証人	原則として 1 名以上	
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金使途	災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金	商工組合中央金庫 各支店及び代理店
		2 貸付対象	別に指定される災害により被害を受けた方	
		3 貸付限度	必要に応じ一般枠を超える額	
		4 貸付利率	所定の利率	
		5 貸付期間	設備資金 20 年以内 (据置 3 年以内) 運転資金 10 年以内 (据置 3 年以内)	
		6 担保	必要により徴する。	
		7 保証人	必要により徴する。	

(2) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

県及び町は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

(3) 既貸付金の条件緩和

① 既貸付制度資金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金(山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金)について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講

ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び町は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(4) 中小企業者への各種措置の周知

① 各種広報手段を活用した周知

県及び町は、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

② 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

県及び町は、被害の状況に応じ、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

第3節 公共施設等災害復旧計画

災害により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

1 被害状況の調査と県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を町又は県（所管課（次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。）又は県出先機関）に対し速やかに報告する。

また、町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
(1) 公共土木施設災害復旧事業 （公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	河川管理施設 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 雪崩防止施設 道路 下水道 公園	国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部森林ノミクス推進課 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林ノミクス推進課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部道路保全課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部下水道課 県土整備部都市計画課
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 （農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設	農林水産省 農林水産省 農林水産省 農林水産省	農林水産部農村整備課 農林水産部森林ノミクス推進課 農林水産部水産振興課 農林水産部畜産振興課
(3) 文教施設等災害復旧事業 （公立学校施設災害復旧費国庫負担法） （激甚法） （予算措置）	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省	教育庁総務課 教育庁文化財・生涯学習課 総務部学事文書課 子育て推進部子育て支援課 教育庁文化財・生涯学習課

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領) (廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱) (医療施設等災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) (精神保健福祉法)	社会福祉施設等 廃棄物処理施設 医療施設等 水道施設 感染症指定医療機関 精神障害者社会復帰施設等	厚生労働省 環境省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	子育て推進部子育て支援課 子育て推進部子ども家庭課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部長寿社会政策課 健康福祉部障がい福祉課 環境エネルギー部循環型社会推進課 健康福祉部地域医療対策課 防災・くらし安心部食品安全衛生課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部障がい福祉課
(5) 都市施設災害復旧事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	都市排水施設等 街路施設	国土交通省 国土交通省	県土整備部都市計画課 県土整備部都市計画課
(6) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省 国土交通省	県土整備部建築住宅課 県土整備部建築住宅課
(7) その他の災害復旧事業 ① 空港（空港法） ② 工業用水道（予算措置） ③ 中小企業（激甚法）	空港施設 県企業局所管の工業用水道施設 中小企業共同施設	国土交通省 経済産業省 経済産業省	県土整備部空港港湾課 企業局水道事業課 商工労働部中小企業振興課 商工労働部工業戦略技術振興課
(8) 災害復旧に係る財政支援措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務		総務省 総務省 総務省	企画振興部市町村課 企画振興部市町村課 企画振興部市町村課

2 激甚災害指定の検討と推進

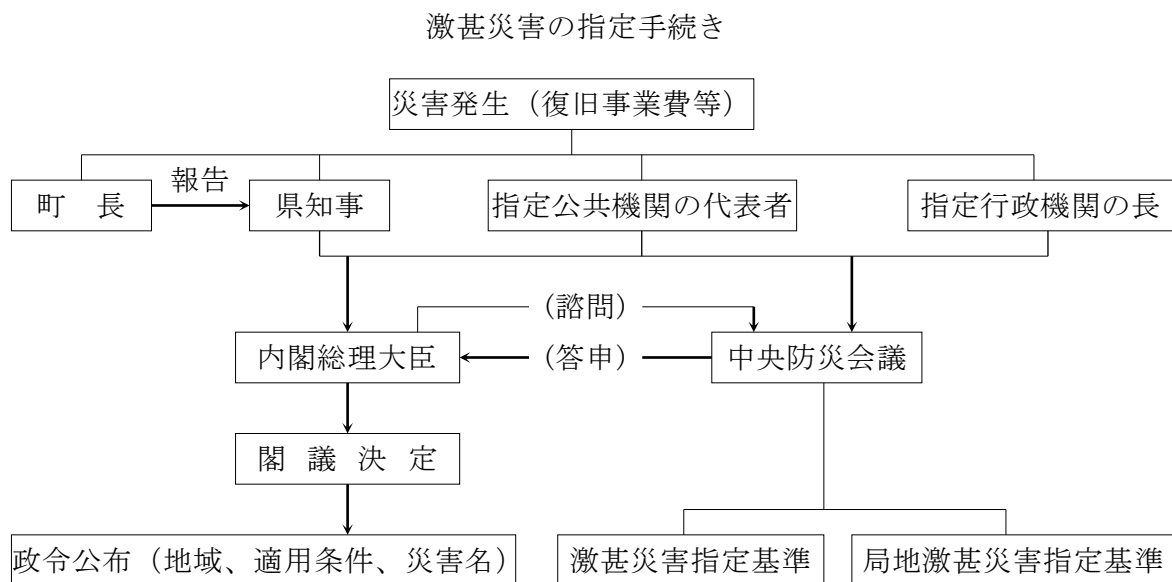
(1) 激甚災害に関する調査

町長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

県は、町からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう努めるものとする。

(2) 激甚災害指定の手続き

県は国の機関と連絡を取り、激甚災害指定の手続きをとる。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

(3) 特別財政援助の交付（申請）手続き

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

これを受けた県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金などを受けるための手続きを行うものとする。

(4) 激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は次のとおりである。

① 激甚災害指定基準

(昭和37年12月 7 日 中央防災会議決定)

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
激甚法第2章(3条～4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (ア) 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% (イ) 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25% (2) 都道府県内市町村分の査定見込総額 > 当該都道府県内市町村標準税収入総額 × 5 %
激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (ア) 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% (イ) 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得 推定額 × 4 % (2) 都道府県内査定見込額 > 10億円
激甚法策6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の1及び2の要件に該当する災害。ただし、当該災害における被害見込額50,000千円以下のものは除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5%で第8条が適用される場合
激甚法策8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (ア) 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% (イ) 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の 農業者 × 3 %

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第11条の2 （森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 （ア）基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） （イ）基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1.5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 （1）都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額×60% （2）都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1%
激甚法第12条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例） 激甚法第13条 （小規模企業者等設備導入資金助成法による災害特例関係） 激甚法第15条 （中小企業者に対する資金の融通に関する特例）	次のいずれかに該当する災害 （ア）基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.2% （イ）基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は、その中小企業関係被害額>1,400億円
激甚法第16条 （公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助） 激甚法第17条 （私立学校施設災害復旧事業の補助） 激甚法第19条 （市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法第22条 （罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （ア）基準 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 4,000戸 （イ）基準 次の1又は2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの （1）1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 200戸 （2）1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 10% 2 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの （1）1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 400戸

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
	(2) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq 20\%$
激甚法第24条 （小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される場合 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合
上記以外の措置	災害発生之都度、被害の実情に応じて個別に考慮される。

② 局地激甚災害指定基準—市町村災害が対象—

（昭和43年11月22日 中央防災会議決定）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第2章（3条～4条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助）	(1) 次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 $\times 50\%$ （査定事業費が10,000千円未満のものを除く。） (ロ) 当該市町村の標準税収入が5,000,000千円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が250,000千円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 $\times 20\%$ (ハ) 当該市町村の標準税収入が5,000,000千円を超え、かつ、10,000,000千円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 $\times 20\%$ +（当該市町村の標準税収入 – 5,000,000億円） $\times 60\%$ ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね100,000千円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）
激甚法第5条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置） 激甚法第6条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特	農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の農業所得推定額 $\times 10\%$ （ただし、災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外） ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
例)	
激甚法第 11 条の 2 （森林災害復旧事業に対する補助）	林業被害見込額 > 当該市町村の生産林業所得推定額×150% （ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05%未満の場合は除く。）かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、おおむね 300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の私有林面積（人工林に係るもの）のおおむね 25%を超える場合
激甚法第 12 条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例） 激甚法第 13 条 （小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例） 激甚法第 15 条 （中小企業者に対する資金の融通に関する特例）	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 ×10% （ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外） に該当する市町村が 1 つ以上 ただし、上記に該当する市町村の当該被害額を合算した額が、おおむね 50,000 千円未満である場合を除く。
激甚法第 24 条 （小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	法第 2 章又は第 5 条の措置が適用される場合

（５）災害復旧関係技術職員等の確保

① 市町村営災害復旧事業

町において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

（６）資金計画

① 町の資金計画

町は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、町議会とともに予算確保に努める。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、短期資金の確保を行う。

② 東北財務局山形財務事務所の措置

ア 東北財務局山形財務事務所は、県及び町と緊密に連絡し、その災害対策に係る資金計画を把握するとともに、県及び町の地方債について必要な措置を講ずる。

イ また、県及び町の資金計画において一時的に資金が不足する場合は、県及び町の要請に応じ、災害つなぎ資金として財政融資資金を融通する措置

を講ずる。

ウ 県又は町において国有財産（普通財産）を応急措置や復旧・復興対策の実施の用に供する場合は、県又は町の要請に応じ、適切な貸付けの措置を講ずる。

第4節 災害復興計画

大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町が県、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

1 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

町及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

2 復興基本方針の決定

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

3 復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

町及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、総合発展計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

(2) 特定大規模災害時における復興対応

町は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

町及び県は、必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

4 復興事業の実施

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

町は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

なお、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

町、県及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

- ① 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤施設の整備
- ② 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
- ③ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

5 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

町は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

第4章 個別災害対策計画

第1節 水害対策計画

第1款 体制整備計画

洪水による水害を防止するために、町が実施する水防活動体制の整備について定める。

1 水防管理団体等の義務

(1) 町の責務

町は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理団体である町長は、平時から水防団による地域水防組織の整備を図る。

(3) 水防計画の策定

町長は、県水防計画に応じて出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知する。

2 水防体制の整備

(1) 水防活動体制の整備

① 水防管理者は、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

② 河川及び砂防施設等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

③ 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

(2) 水防団等の育成強化

① 水防管理者は、平時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。

② 水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的 to開催するとともに、防災訓練を実施する。

③ 青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、町内会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(3) 水防活動施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる河川防災ステーション等の施設の整備

に努める。

3 浸水想定区域内の高齢者等利用施設等における取組

浸水想定区域内の高齢者等利用施設等においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取り組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

なお、新庄河川事務所は、高齢者等利用施設等に対し、避難確保計画・浸水防止計画作成、訓練実施等の技術的助言を行うものとする。

第2款 水位情報・避難勧告等伝達計画

1 方針

災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に資するために、気象や水位情報等を水防関係機関及び住民に迅速かつ的確に伝達するための計画について定める。

2 水位情報の通知及び周知

避難判断水位到達情報が、国又は最上総合支庁より伝達された場合は、直ちに住民に対してこれを周知する。

また、町長は、町内の各河川の避難判断のための水位等（町長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる数値）を定め、水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

町内河川における避難判断のための水位等

河川名	観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難準備・高齢 者等避難開始	避難勧告・避難 指示（指示）
				避難判断水位	氾濫危険水位
最上川	堀内（国土交通省）	3.40m	4.40m	7.60m	7.80m
最上小国川	長者原(国土交通省)	1.50m	2.10m	3.30m	3.95m
最上小国川	舟形（山形県）	3.00m	4.00m	4.80m	5.10m

3 洪水予報及び水防警報の伝達

町は、国及び県が伝達する洪水予報及び水防警報を、浸水想定区域におけるハザードマップ等を活用しながら指定緊急避難場所の周知等も含め、水防関係機関及び関係住民へ伝達、周知する。

4 住民への伝達

避難判断水位等到達情報が発表された場合は、町防災行政無線、広報車、サイレン、警鐘、テレビ・ラジオ、緊急速報メール(エリアメール)及び職員・消防団員による巡回等により住民へ伝達する。

その場合、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他報道機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

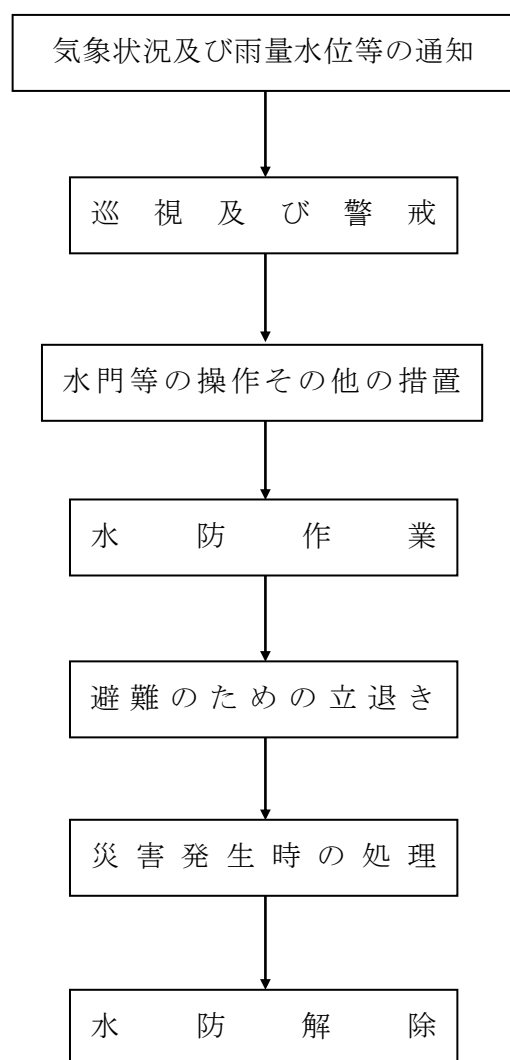
5 避難勧告等の判断基準に基づいた避難勧告等の発令

第2編第2章第3節 避難計画「4 避難勧告等の判断基準に基づいた避難勧告等の発令」を準用する。

第3款 水防活動計画

洪水等による風水害が発生し又は発生が予想される場合に、水防管理団体等がこれを警戒・防ぎよし、被害を軽減するための水防活動について定める。

1 水防活動計画フロー



2 水防管理団体の水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って管下水防団体又は消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

- (1) 常に管下河川を巡視すること。
- (2) 気象等に関する注意報、警報が発令された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にするとともに、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。
- (3) 洪水予報が発せられた場合は、連絡員は水防支部と密接な連絡を保持し、併

せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。

- (4) 水防警報が発表されたとき又は水防団待機水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、出動準備を連絡し水防団員の待機をもとめるとともに一般に周知せしめること。

また、水位が氾濫注意水位に達したときは山形県水防信号規則第1信号により地域住民に周知する。

- (5) 氾濫注意水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、水防管理者は状況をよく判断のうえ、水防団員を出動させ水防作業を開始する。
- (6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場に居る者を水防活動に従事させることができる(法第17条)。
- (7) 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関に出動を要請し又は新庄警察署に協力を要請することができる(法第22条及び第23条)。
- (8) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、新庄警察署長に通知のうえ、避難のための立退きを指示しなければならない(法第29条)。
- (9) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに県水防支部(最上総合支庁建設部)、新庄警察署その他の関係機関に通報しなければならない(法第26条)。
- (10) 水位が氾濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。
- (11) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うとともに水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、県水防支部(最上総合支庁建設部)を経由して県水防本部(県土整備部)に提出しなければならない(法第47条第2項)。

3 水防団、一般住民に対する気象状況の通報

水防管理団体は、県水防支部(最上総合支庁建設部)より気象状況の通知を受けたときは、直ちに水防団に対しその気象状況を通知する。

また、必要があると認めたときは、その内容を一般住民に周知する。

4 巡視及び警戒

(1) 巡視

洪水・大雨のおそれのある注意報及び警報が発表されたときは、その管轄する水防区域において、河川等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防団待機水位に達しなお上昇するおそれがあるときは、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに県水防支部(最上総合支庁建設部)に連絡するとともに

水防作業を開始する。

- ① 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ② 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ③ 天端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防の越水状況
- ⑤ 樋門の両柚又は低部よりの漏水と扉の絞り具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

5 水門等の操作その他の措置

町長は、堰、水門、樋門その他河川に設置されている工作物の管理者をして、毎年出水期に先立ち、その点検整備を十分行わせるとともに、必要に応じて検査を行う等適切な措置を行う。

6 通報・連絡及び水防資機材の確保

町は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(1) 水防信号

水防団（消防団）等の招集及び住民への避難等を知らせる水防信号は、次による。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約6秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

備 考

- ① 第1信号は警戒水位に達したとき。
- ② 第2信号は水防団及び消防機関の出動を知らせる。
- ③ 第3信号は水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。
- ④ 第4信号は必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
- ⑤ 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
- ⑥ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

(2) 資機材の確保及び補充

町は、災害の状況及び水防倉庫の資機材備蓄状況を勘案し、水防資機材が不足する場合には、関係業者から調達する。

7 水防活動の実施

損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫(はんらん)等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

(1) 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い(水位が最大洪水位の3/4位に減水したときが最も危険)から、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

(2) 工法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代るべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(3) 水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は、原則として各水防管理団体において整備するものとし、県は側面的に援助をなすものとする(法第41条及び第44条の2)。

町は、所有している器具、運搬具等を非常時に際して有効に活用できるよう準備しておく。

8 応援による水防活動の実施

- (1) 町は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請を本編第2章第1節第3款「広域応援計画」及び第6款「自衛隊災害派遣計画」により行う。

9 避難のための立退

(1) 退去の呼び掛け

町長は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び警察等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼び掛ける。

(2) 避難のための立退の指示

洪水又は河川の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきこと

を指示することができる。

水防管理者が指示する場合は、新庄警察署長にその旨を通知しなければならない（法第 29 条）。

（3）避難及び立退

水防管理者はあらかじめ避難先及びその経路などを定め、地域住民に周知させておくものとする。

10 災害発生時の処理

（1）堤防、溜池、樋門又は角落し等が欠壊した場合は、水防管理者、水防団長及び消防機関の長等はできる限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。

（2）この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。

① 居住者に対する立退き指示、避難誘導等

② 県、国土交通省山形河川国道事務所、隣接水防管理団体及び新庄警察署への急報

11 水防解除

（1）水防管理者は、水位が警戒水位を下廻り水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。

（2）水防解除を命じたときは直ちに県に連絡するとともにこれを一般に周知する。

第4款 応援計画

1 地元住民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要があるときは、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる（法第24条）。

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、新庄警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

3 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する（法第23条）。

4 協定

水防管理団体は、法第23条に規定する応援が円滑、迅速に遂行できるようあらかじめ協定を締結しておく。

5 指導

町は、県水防支部長（最上総合支庁建設部長）、消防機関の長、新庄警察署長及び管轄区域内の水防管理団体と密接な連絡を図り、必要があると認めるときは各々部下を派遣して水防団（消防団）の配置、警戒、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の応援・指導を行うものとする。

6 自衛隊派遣要請の依頼

町長は、水防のため必要と認めるときは、知事に対し自衛隊法第68条の2第1項に基づき、災害派遣要請の依頼を行うものとする。

第2節 大規模土砂災害対策計画

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、町、県、国土交通省が実施する大規模土砂災害対策について定める。本節に定める事項のほか、土砂災害対策に関する事項については、第2編「風水害等対策編」を基に実施するものとする。

1 活動体制の確立

活動体制は、以下の体制とする。なお、これらの体制は、第2編第2章第1節第2款「職員の動員配備体制」に対応するものであり、配備職員は、「非常（警戒）配備 職員の動員構成表」による参集とする。

土砂災害に係る動員配備基準

前日までの雨量 区分	前日までの連続雨量 が100mm以上あった 場合	前日までの連続雨量 が40mm以上あった場 合	前日までの降雨がな い場合
第一次 （警戒1号配備）	当日の日雨量が50mm を超えたとき。	当日の日雨量が80mm を超えたとき。	当日の日雨量が100 mmを超えたとき。
第二次 （警戒2号配備）	当日の日雨量が50mm を超え、時間雨量30 mm程度の強雨が降り 始めたとき。	当日の日雨量が80mm を超え、時間雨量30 mm程度の強雨が降り 始めたとき。	当日の日雨量が100 mmを超え、時間雨量 30mm程度の強雨が降 り始めたとき。

※ 雨量のデータについては、山形地方気象台及び国土交通省新庄河川事務所等最寄りの雨量観測施設から収集する。

上記の「土砂災害に係る動員配備基準」によるほか、以下の基準により、判断するものとする。

災害時の動員配備体制の基準及び内容

区分	配備該当基準	活動内容	配備体制	
（地震気象） 警戒1号配備	① 気象警報発表時 ② 台風接近時等の大雨、洪水注意報発表時 ③ 竜巻注意情報発表時 ④ 町域において震度3の地震が観測されたとき。 ⑤ 町長が職員による警戒が必要であると認めたとき。	・被害情報等の災害関連情報の収集伝達活動を行う。 ・危機管理室長（総務課長）は、町長、副町長、教育長、に被害状況等の報告を行う。	① 住民税務課長、農業振興課長、地域整備課長、災害復旧対策室長、危機管理室長、危機管理係。農業振興係・農政企画係・建設整備係・農村整備係、水道係、下水道係のうち指定する職員。また、必要に応じてその他の課の職員 ② 事態の推移に伴い速やかに警戒2号配備体制に移行できる体制とする。	災害対策警戒班

区分	配備該当基準	活動内容	配備体制	
（地震気象） 警戒2号配備	① 台風接近時等の大雨洪水警報発表時で、町域に局地的な災害が発生し、さらに被害区域の拡大が予想されるとき。 ② 大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「非常に危険」が表示されたとき。 ③ 避難準備・高齢者等避難開始の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき。 ④ 町域において震度4の地震が観測されたとき。 ⑤ 町長が職員による警戒が必要であると認めたとき。	・本部員部長、部次長及び班長並びに班員は、本部事務分掌に基づき、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。	① 警戒1号配備職員に加えて、各課長補佐（各班長）以上の職員及び指定する職員 ② 事態の推移に伴い速やかに非常1号配備体制に移行できる体制とする。	災害対策警戒本部
（地震気象） 非常1号配備	① 町域に局地的に相当な災害が発生し、さらに被害区域の拡大が予想される場合で、町長が災害対策連絡本部による応急対策活動が必要であると認めたとき。 ② 大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「極めて危険」が表示されたとき。 ③ 避難勧告及び避難指示（緊急）の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき。 ④ 町域において震度5弱～5強の地震が観測されたとき。 ⑤ その他、町長が特に必要と認めたとき。	・本部員部長、部次長及び班長並びに班員は、本部事務分掌に基づき、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。	① 町長を本部長とする災害対策連絡本部を設置する。 ② 全職員 ③ 勤務時間外においては、自動発令とする。 ④ 事態の推移に伴い速やかに非常2号配備体制（対策本部の設置）に移行できる体制とする。	災害対策連絡本部設置

区分	配備該当基準	活動内容	配備体制	
（非常2号配備） 地震気象	① 大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合で、町長が対策本部による応急対策活動が必要であると認めたとき。 ② 気象特別警報が発表されたとき。 ③ 救助法による救助活動が適用される災害が発生したとき。 ④ 町域において震度6弱以上の地震が観測されたとき。	・本部員部長、部次長及び班長並びに班員は、本部事務分掌に基づき、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。	① 町長を本部長とする対策本部を設置し、町各課が有する組織、機能のすべてをもって対処する体制とする。 ② 全職員 ③ 勤務時間外においては、自動発令とする。 ④ 事態の推移に伴い、必要に応じて町臨時職員等に参集を要請する。	対策本部設置

※ 各職員は、災害情報等により災害の発生するおそれのある場合は、気象庁の発表がない場合でも、被害相当の配備体制により参集する。

非常（警戒）配備 職員の動員構成表

課名 (本部各部名)	本部班名	平常時係名	警戒 1号配備	警戒 2号配備	非常 1号配備	非常 2号配備
町長	本部長				全 員	全 員
副町長、教育長	副本部長					
課長	部長・次長		△	全員		
課長補佐	班長			全員		
総務課 議会事務局 (総務部)	総務班	総務係		係長以上		
	財政管財班	財政係、管財係		係長以上		
まちづくり課 (企画部)	地域班	企画調整係、地域支援係		係長以上		
	商工班	商工支援係、交流促進係		係長以上		
住民税務課 (住民部)	危機管理班	危機管理係	●	全員		
	衛生班	生活安全係	△	全員		
	調査班	税務係、住民係		全員		
健康福祉課 (福祉部)	福祉班	総合包括支援センター 福祉係		係長以上		
	衛生救護班	介護医療係、地域保健係 地域包括支援センター		係長以上		
農業振興課 (農林部)	農政班	農業振興係、農政企画係	●	全員		
地域整備課	土木建設班	建設整備係、農村整備係	●	全員		
災害復旧対策室	上下水道班	水道係、下水道係	●	全員		

課名 (本部各部名)	本部班名	平常時係名	警戒 1号配備	警戒 2号配備	非常 1号配備	非常 2号配備
(建設部)						
会計室(出納部)	出納班	会計室		(○)		
教育委員会 教育課 (教育部)	教育班	学事係、社会教育係 社会体育係		係長以上		
消防団 最上広域消防本 部南支署		本部	△	●		

※ ●印の職員は、配備区分により参集する。

※ 警戒1号配備の△印は、動員配備体制によりあらかじめ指定された職員

※ 警戒2号配備は、上記の職員(本部の指示により参集するものとする。)

2 避難勧告等の判断基準に基づいた避難勧告等の発令

第2編第2章第3節 避難計画「4 避難勧告等の判断基準に基づいた避難勧告等の発令」を準用する。

3 応急活動要領

(1) 警戒2号配備

① 可能な範囲で安全な場所へ移動し過ごす

この時点は、崩壊の発生するおそれがあるものの、発生しない可能性も高い時点である。そのため、地域の土砂災害発生状況に配慮し、必要に応じ、可能な範囲で近くの安全な場所へ移動するよう地域住民へ周知する。

② 前兆現象が発生したか

土砂移動現象の前兆には、次のようなものがある。対象とする地域周辺で前兆現象が発生した場合には、今後の降雨状況に考慮し、避難するなどの対応を必要に応じて実施しなければならない。

前兆現象

○土 石 流

- ・ 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合
- ・ 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等が混ざり始めた場合
- ・ 降雨が続いているにも関わらず、溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流域において、崩壊等により流れがせき止められている可能性がある。）
- ・ 溪流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
- ・ 溪流付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

○地すべり・がけ崩れ

- ・ 斜面上方に亀裂や段差が見られる場合
- ・ 掘れ溝や水の噴き出しが見られる場合
- ・ 斜面にはらみが見られる場合
- ・ 小石が斜面からバラバラ落ちだした場合
- ・ 異常な音が聞こえた場合
- ・ 舗装道路、擁壁、トンネル内にクラックが生じ始めた場合
- ・ 新しく湧水が見られるようになった場合
- ・ 湧水の枯渇や急増、濁りの発見が見られた場合
- ・ 井戸の水位が急増し始めた場合

③ 土砂災害情報収集の強化

この時点では、前兆現象に関わる情報や気象情報、土砂災害警戒情報等の土砂災害に関わる情報収集をさらに強化し、警戒体制に入る必要があるかの判断材料の収集に努める。

④ 警戒体制に入る必要があるか

気象庁における大雨洪水警報や、気象庁と山形県の共同発表による土砂災害警戒情報が発令された場合や、対象とする危険箇所の周辺で前兆現象を確認し、今後の降雨により危険が予想される場合には、警戒体制に入る必要があるかを総合的に判断する。

（２）非常１号配備

① 警戒体制（降雨予測、見回りの強化、避難の準備）

警戒体制中、周辺地域での降雨状況を把握し、今後の降雨予測を行う。また、見回りの強化、地元住民や消防関係者等から通報される情報から付近で発生する前兆現象の発見に努め、安全に避難ができるよう体制を整える。

このとき、情報受入窓口の設置等情報収集体制を確立しておく必要がある。

② 前兆現象が発生したか

この時点で前兆現象が発生した場合、その発生した付近では今後の降雨等の状況に配慮し、適宜避難するなどの対応を実施する必要がある。また、

対象とする地域周辺での前兆現象に関する情報を把握しておく必要がある。

なお、対象とする地域周辺で前兆現象が発生した場合、今後の雨域の動向を予測して避難する必要がある地域を推察し、避難の判断を行うものとする。

③ 土砂災害情報収集の強化

この時点では前兆現象に関わる情報や気象情報、土砂災害警戒情報等の土砂災害に関わる情報収集をさらに強化し、避難体制に入る必要があるかの判断材料の収集に努める。

④ 避難すべきか

土砂災害によって身体、生命に危険を及ぼす状況が必至と考えられた場合や、災害に至った場合、住民の生命又は身体を保護するため、町長は必要と認める地域の居住者に対し避難勧告・避難指示（緊急）を発する。この場合必要があると認めるときは、町長は立退き先を指示することができる。町長は、避難勧告・避難指示（緊急）を発し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

⑤ 警戒体制を継続するか

避難する必要がないと判断された場合、降雨状況及び雨域の状況等から判断して、警戒体制を継続すべきかどうか判断をする。

（３）非常２号配備

① 避難

避難所として指定された場所へ、指定された方法・経路により避難する。

なお、普段より伝達経路の整備を図り、警戒・避難体制を発令する際、地域住民へ速く正確に伝達されるようにしておく必要がある。

避難所は、資料・様式編（３-１、３-２、３-３、３-４）のとおりとし、避難勧告・避難指示（緊急）の区分との対応を次のようにする。

区 分	基 準	避難先
事前避難（避難準備・高齢者等避難開始）	1 大雨、暴風、洪水、雪崩等の警報及び土砂災害警戒情報等が発令され、避難の準備あるいは事前に避難を要すると判断されたとき。 2 諸般の状況から、避難準備又は事前に避難されておく必要があると認めるとき。	一次避難所
緊急避難（避難勧告）	1 地震、火災、洪水、雪崩等による被害の危険が目前に切迫していると判断されるときは、至近の安全場所に緊急に避難させる。	
収容避難（避難指示（緊急））	1 事前避難として利用した避難場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させ、又は救出者を安全な場所に避難させる場合は輸送用の車両等を用意するなど、あらゆる手段を講じて収容避難させる。	指定避難所

（４）避難解除に関する留意事項

避難の解除は、降雨現象が様々なパターンを生じることや、突発的に土砂移動現象が生じる場合があることなどから、その判断はきわめて困難である。

土砂災害における警戒・避難の解除で特に注意を払うべき点は、降雨の終了後に発生する地すべりであり、気象予警報の解除を参考に避難勧告・避難指示（緊急）を解除すると危険な場合がある。

このことから、避難解除の判断を行う場合は、気象予警報の解除に頼りきることなく、降雨状況の推移に細心の注意をはらい、地域の土砂移動特性などを踏まえて、地すべり地域においては降雨終了後2～3日程度解除を見送るなどの対応が必要である。さらに、国及び県から提供される土砂災害緊急情報や応急対策工事の進捗状況も踏まえた対応が必要である。

第3節 火山災害対策計画

噴火等の火山現象による被害を防止し又は軽減するために、町、県及び防災関係機関が実施する火山災害対策について定める。

1 火山災害対策の基本的な考え方

火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義した。県内では鳥海山、蔵王山、吾妻山及び肘折が活火山と定義されており、県地域防災計画では、鳥海山、蔵王山、吾妻山及び肘折を対象としている。

肘折は、カルデラ形成が約1万年前で、それ以降の噴出物を残す火山活動は確認されておらず、気象庁の常時観測火山にはなっていない。

このことから、肘折への対応は、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターの広域地震観測網による監視結果や調査観測結果が掲載される火山活動解説資料等の火山情報を注視し、必要に応じて行うものとする。

なお、他の火山については、噴石、火砕流といった影響はないため、降灰による被害対応を中心に対策を行うものとする。

2 噴火警報等の発表及び伝達

(1) 異常の覚知

町は、火山の噴火等に関する異常を覚知したときは、直ちに山形地方気象台に連絡する。

連絡を受けた山形地方気象台は、仙台管区気象台に連絡するとともに、県、県警察本部、地元市町村及び消防機関等との連絡体制を強化する。また、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターは、上空からの観測・情報収集活動に協力するとともに、県は必要に応じ自衛隊にもヘリコプターの出動を要請する。

(2) 噴火警報・噴火予報等の内容と発表

仙台管区気象台は、必要に応じ噴火警報及び噴火予報を発表する。

① 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表するもの。

「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」と

して発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

② 噴火予報

噴火警報の解除を行う場合等に発表するもの。

噴火警報・予報の種類（噴火警戒レベルが運用されていない火山）

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域及びそれより火口側の範囲における嚴重な警戒 居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

（３）降灰予報の内容と発表

気象庁及び仙台管区気象台は、必要に応じ降灰予報を発表する。

① 降灰予報（定時）

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間毎）に発表

イ １８時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

② 降灰予報（速報）

ア 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表

イ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる

- 「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表
- ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表
- エ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（５～１０分程度で）発表
- オ 噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

③ 降灰予報（詳細）

- ア 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表
- イ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表
- ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表
- エ 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表
- オ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後２０～３０分程度で発表
- カ 噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1mm 未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ				
		路面	視界	人	道路	
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦ 厚さ≦1 mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護喘息患者や呼吸器疾患を持つ	徐行運転する 短時間で強く降る場合	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ				
		路面	視界	人	道路	
				人は症状悪化のおそれがある	は視界不良のおそれがある道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始	道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰や衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

(4) 火山現象に関する情報等の内容と発表

噴火警報・噴火予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表する。

① 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に発表する。

臨時に発表する際は、火山活動によるリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

② 噴火速報

町民や観光客等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生事実を迅速に発表する。

③ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。

④ 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎月上旬に発表する。

⑤ 噴火に関する火山観測報

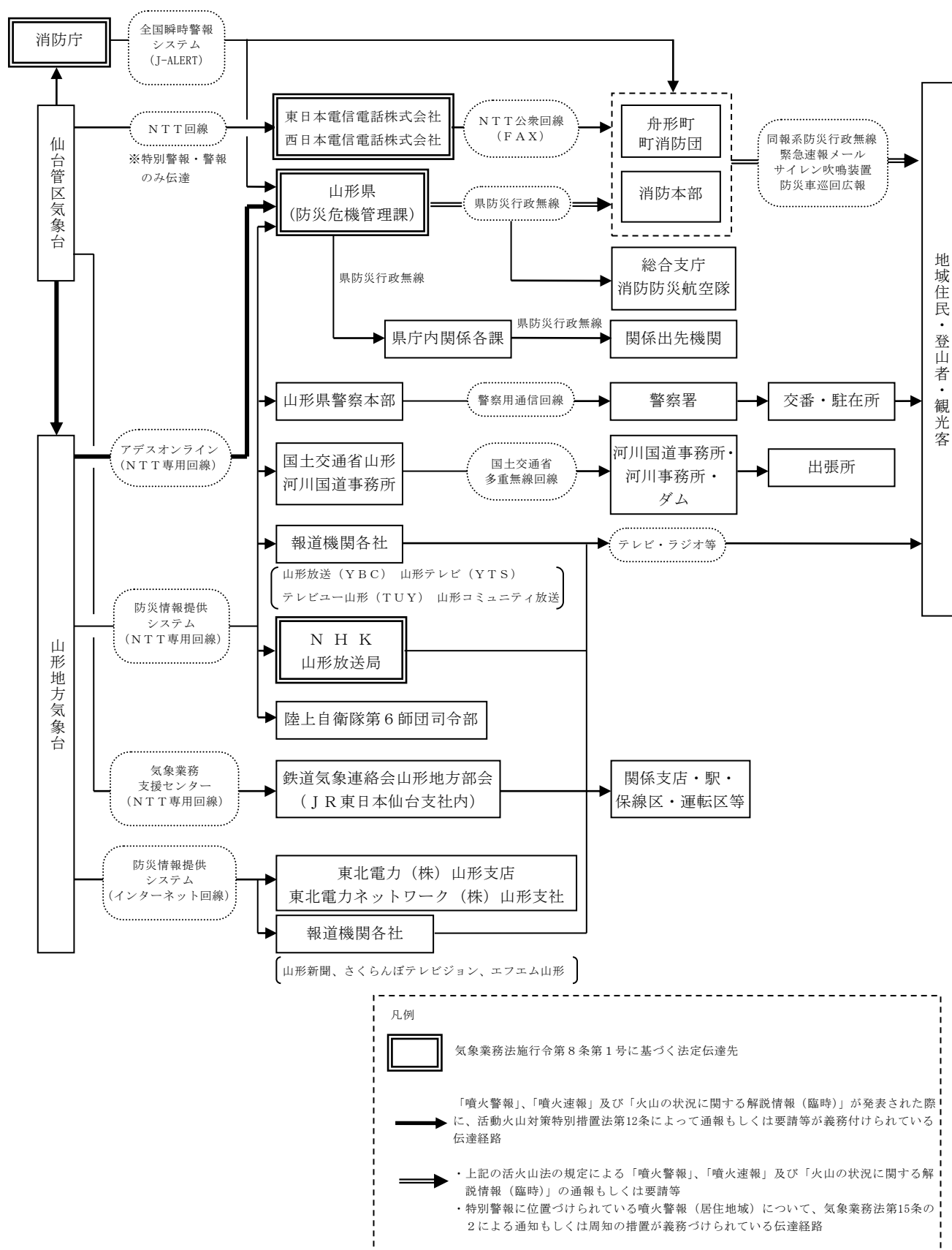
噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を発表する。

(5) 噴火警報・予報等の伝達

噴火警報・予報等は、仙台管区気象台から発表され、山形地方気象台を經由して、県、関係機関、町に伝達され、町は住民、観光客等へと伝達する。その

経路は次のとおりである。

噴火警報・予報等伝達経路図



3 降灰対策の実施

(1) 降灰情報の周知

町は、降灰により町域に影響が予想される場合は、防災行政無線、広報車等により、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する。

(2) 降灰対策

町は、火山噴火に伴う降灰により火山周辺地域の住民の生活や農林水産業等に支障を生じた場合は、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業や各種資金の融通等の施策を実施し、その軽減に努める。

第4節 雪害対策計画

第1款 ライフライン等確保計画

降雪期における交通、電力及び通信を確保するために、町、県、国及び関係機関が実施する雪害対策について定める。

1 交通の確保

豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、町は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、町は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

（1）道路施設の交通確保

町は、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

① 町管理道路（町道）

ア 除雪体制

町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

また、一般国道、県道の各管理者と相互に連携し、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械等の増強を推進する。

イ 除雪路線

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

また、町道と県道の除雪路線を交換することにより、除雪機械の回送距離を減らし、より効率的な除雪ルートを設定して除雪作業を実施する。

ウ 除雪目標

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

② 消融雪施設等の整備

町、県、国及び防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路及び家屋、家屋周辺における除排雪を可能とするため、次により消融雪施設等の整備を行う。

ア 消雪パイプの整備

(ア) 市街地、交通量の多い交差点及び急坂路等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路に、消雪パイプの整備を行う。

また、消雪パイプの地下水揚水に伴う地盤沈下の防止を図るため、無散水消雪施設等の拡充にも努める。

(イ) 消雪パイプは、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

イ 流雪溝の整備

市街地において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、機械除雪、消雪パイプ及び無散水消雪施設の整備と組み合わせて、流雪溝の面的整備の促進に努める。

③ 地吹雪対策の推進

町、県、国及び防災関係機関は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握して次により施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

ア 地吹雪施設の整備

道路管理者は、地吹雪発生箇所に防雪柵を設置して地吹雪による災害の防止を図るとともに、気象観測装置及び監視カメラ等を整備し、降雪期の道路状況の把握に努める。

イ 利用者への啓発

町、県、国、消防機関及び県警察等は、地吹雪対策連絡会において地吹雪の対策について検討するとともに、過去の事故・災害等を踏まえた地吹雪マップやチラシを作成し、相互に協力して利用者への啓発に努める。

④ 雪上交通手段等の確保

積雪期の災害対策初期活動では、道路交通の手段確保が困難となるため、町は雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

⑤ 災害未然防止活動

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握するよう努める。

(2) 住民等への広報

各施設の管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、住民に対して積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について、適時適切な広報に努める。

第2款 雪崩防止計画

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を確保するため、町、国、県、警察、消防機関及び施設管理者等が実施する雪崩防止対策について定める。

1 雪崩危険箇所の調査、周知

(1) 雪崩危険箇所の調査・点検

雪崩対策事業の効率的実施のためには、道路及び集落等に被害を及ぼすおそれのある雪崩危険箇所の的確な把握が必要である。したがって、既存資料の収集・整理のほか、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組合せ、雪崩危険箇所を指定する。

(2) 雪崩危険箇所の周知

町は、県から提供された雪崩危険箇所を周知するため、雪崩危険箇所を防災計画に登載するとともに、特に学校等（保育園、小中学校）、福祉等の施設や多数の住民が集まる施設等について留意し、地域住民への周知徹底を図る。

2 雪崩防止施設等の整備

町、国及び県は、雪崩施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩予防施設の設置に努める。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及びその附属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

また、降雪時においては積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

3 危険箇所の警戒

(1) 町等による監視

町は、消防本部と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、雪崩監視装置を設置する等警戒体制の整備を図る。

また、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の際及び雪崩を発見したときの通報、警戒にあたらせる。

(2) 住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の際等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び町役場に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

4 事前回避措置の実施

(1) 住民への雪崩情報の周知

- ① 町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。
- ② 町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- ③ 町は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の勧告又は指示を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

5 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

- ① 町は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩の発生を感知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。
- ② 町は、住民等が被災した場合、直ちに消防機関及び県警察と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。
- ③ 町は、住居を失った住民を公共施設等に受入れ、十分な救援措置を講じる。

(2) 鉄道・道路等施設の被災時の対策

町は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、列車や通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受入等を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

町は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

6 道路交通確保対策

町は、除排雪体制を整備し、雪害予防に努める。計画の策定にあたっては、町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整えるものとする。

7 豪雪地帯の教育条件の整備対策

(1) 雪崩箇所の標識

通学（通園）路において雪崩発生のおそれのある箇所については、事前に防止策を講ずるとともに、園児・児童生徒等にはっきりわかるよう標識を立て、う回路を通るような指導をする。

(2) 校舎等の雪崩防止

校舎及び体育館等の屋根の雪崩止めが不完全な学校等（保育園、小中学校）は、降雪期前に充分整備し、屋根より落下する雪の災害防止に万全を期する。

(3) 学校等（保育園、小中学校）給食物資等の確保

学校等（保育園、小中学校）給食物資等の確保と保管等について降雪前に準備し、豪雪時においても正常な学校等（保育園、小中学校）給食ができるよう努める。

(4) 雪害に対する予備知識

学校等（保育園、小中学校）においては、園児・児童生徒等に対して雪害に対する予備知識を与えるとともに、避難訓練を行う。

第3款 住民生活の安全確保計画

積雪期における住民生活の安全を確保するために、町及び県等が実施する雪害予防計画について定める。

1 一般建築物の雪害予防

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

町は、所有者に対して建築物等の新築、改良工事等に際し、市街地の状況や敷地の状況等周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導する。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を行うことができない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、町及び県は、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。

(3) 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

町は、高齢者世帯等の要援護世帯に対し民生委員・児童委員、福祉関係者等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組が実施されるよう啓発するなど、地域への支援を行う雪害ボランティアの組織化を図る。また、必要によっては、除雪業者の斡旋を行う。

この場合、関係団体と連携し、除排雪窓口の一本化等により、効率的かつ迅速に対応できる体制づくりを進める。

(4) 屋根雪等に係る事故防止の啓発

県は、きめ細かで精度の高い降雪量予測情報を提供することで雪害の未然防止を図るとともに、屋根雪下ろしなど除雪作業の集中する時期に合わせて「雪害事故防止週間」を設定し、命綱の使用など安全な雪下ろし・除雪作業についての効果的な広報活動を実施する。

また、県は、屋根雪が滑りやすい状態となったときは、「屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を発信し、雪下ろしや落雪による事故の防止を図る。

命綱の使用など安全な雪下ろし、除雪作業についての効果的な広報活動を実施する。

《期間、対象地域》

期 間：12月から翌年3月までの降雪期間

対象地域：最上・北村山地域

《発信基準》

以下の基準①～③をすべて満たした場合に発信

地 域	基準①積雪深	基準②降雪量 (過去10日)	基準③最高気温
最上・北村山 (新庄アメダス)	75 c m以上	15 c m以上	－ 2℃以上

また、町は県の発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、次のことについて、住民に対する啓発に努める。

- ① こまめな雪下ろしの励行
- ② 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ③ 雪下ろし中の転落による事故防止
- ④ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
- ⑤ 非常時における出入り口の確保
- ⑥ 換気口の確保
- ⑦ ガス供給配管の点検

2 雪崩事故の防止と応急対策

(1) 事前回避措置の実施

- ① 町は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。
- ② 雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の勧告又は指示を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受入れるとともに十分な救援措置を講ずる。
- ③ 道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

(2) 雪崩発生時の応急措置

- ① 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助
 - ア 町は、自らの巡視又は他の関係機関、住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。
 - イ 住民等が被災した場合は、直ちに消防本部、消防団、新庄警察署と連携し、救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。
 - ウ 住居を失った住民を公共施設等に受入れ、十分な救援措置を講ずる。
- ② 道路等施設等の被災時の対策
 - ア 道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合は、直ちに当該区間の車両の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、遭難者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関、警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業にあたる。

イ 町は、雪崩による通行止めが長時間に渡り、通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受入等を行う。

ウ 警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、放送を通じてドライバーへ情報提供を行う。

③ 孤立集落住民の救助

雪崩の発生による交通途絶で、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、ヘリコプターによる医師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を県に要請して実施する。

④ 二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

3 応援協力関係

町は、除雪及び救出の実施が困難な場合は、県に対しこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

4 孤立集落対策

町は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の除雪並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努める。

5 消防水利の整備

町は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、多雪地に適した多段式消火栓や立上がり吸水管付防火水槽の整備に努める。

6 総合的雪対策

町は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」に基づき、県及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消を行う。

第5節 航空災害対策計画

第1款 航空災害予防計画

町内において、航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策を円滑に実施できるようにするため、町、県、消防機関、県警察・新庄警察署、医療機関等の防災関係機関が実施する災害予防対策について定める。

1 防災体制の整備

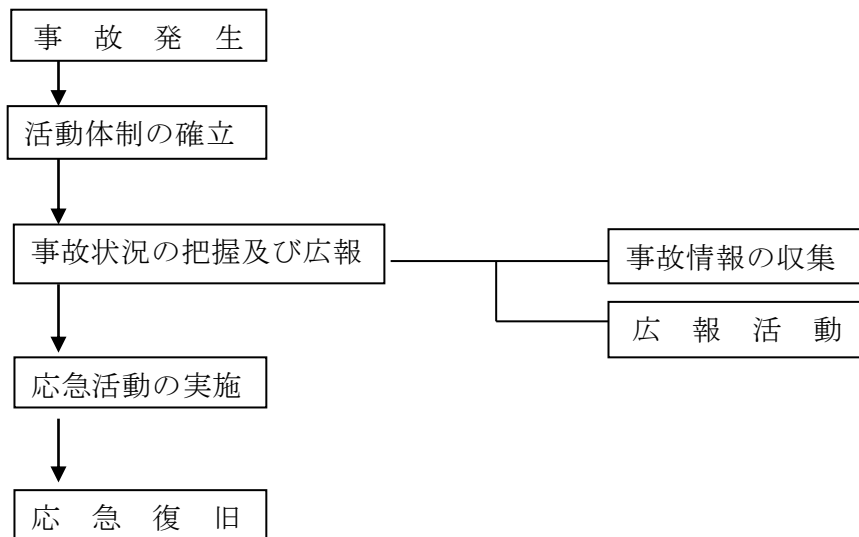
(1) 連絡体制等の整備

町、県及び防災関係機関は、航空機事故の発生時の情報連絡システムを整備するとともに、航空機事故消火救難活動に関する協定等に基づき、応援協力体制についてあらかじめ整備する。

第2款 航空災害応急計画

町域内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、被害の軽減を図るため、町は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

1 航空機災害応急計画フロー



2 活動体制の確立

(1) 応急体制の確立

町内において航空機事故が発生した場合、町、消防機関、県及び県警察・新庄警察署等の関係機関は、事故の規模や被害状況に応じて速やかに応急体制を

確立する。

(2) 広域応援要請

町及び県等は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請の依頼

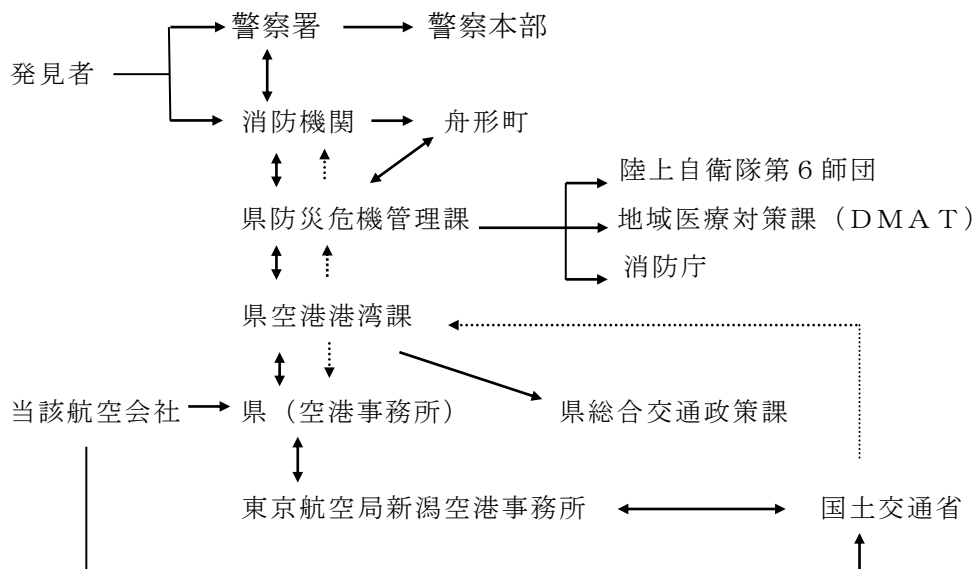
町長は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の依頼を行うものとする。

3 事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集

① 情報の伝達経路

航空機事故が発生した場合、次の伝達経路により、事故情報が伝達される。町に対しては、消防本部を通じて連絡が入る。



注：破線の矢印は、国土交通省から一報があった場合の伝達経路を示す。

② 伝達内容

伝達すべき内容は、次のとおりとする。

- ア 事故発生時刻
- イ 事故発生場所
- ウ 事故の態様（墜落、胴体着陸、オーバーラン、火災発生の有無等）
- エ 搭乗人員数及び負傷者の有無並びにその概数
- オ 機種及び搭載燃料
- カ 搭載している危険物

キ 運航会社名及び便名

(2) 広報活動

① 関係機関の連携

広報活動を行うにあたって町は、県、他市町村、県警察、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策及び避難勧告等の情報を的確、迅速に伝えるように努める。

② 乗客の家族等への情報提供

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

③ 周辺住民、乗客等への広報

町は、県及び航空会社等と連携し、航空災害の状況、安否情報、交通情報等、ニーズに応じた情報の広報を行う。

(3) 避難勧告等

町及び新庄警察署は、事故発生時に広報車等で避難勧告等の指示を行うとともに、県に対し、報道機関に避難勧告等の報道を依頼する。

(4) 交通規制の実施状況等

県警察本部は、必要に応じ交通規制の実施状況等を報道機関に依頼するとともに、広報車等により広報活動を実施する。

(5) 安否情報の提供

航空会社、町、県及び新庄警察署は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、必要により報道機関の協力を得て、広報する。

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

4 応急活動体制の確立

町は、関係機関と連携し、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて現地合同対策拠点を設置する等、協力して災害応急対策を行う。

5 応急活動の実施

町内において航空機事故が発生した場合は、町、消防本部、県、県警察・新庄警察署及び医療機関等は、事故の状況等に応じ対策本部等を設置し、必要により現地に合同の対策拠点を設置する等、連携を図り迅速かつ的確な応急活動を行う。国の現地災害対策本部が設置された場合は、相互に連携して応急活動にあたる。

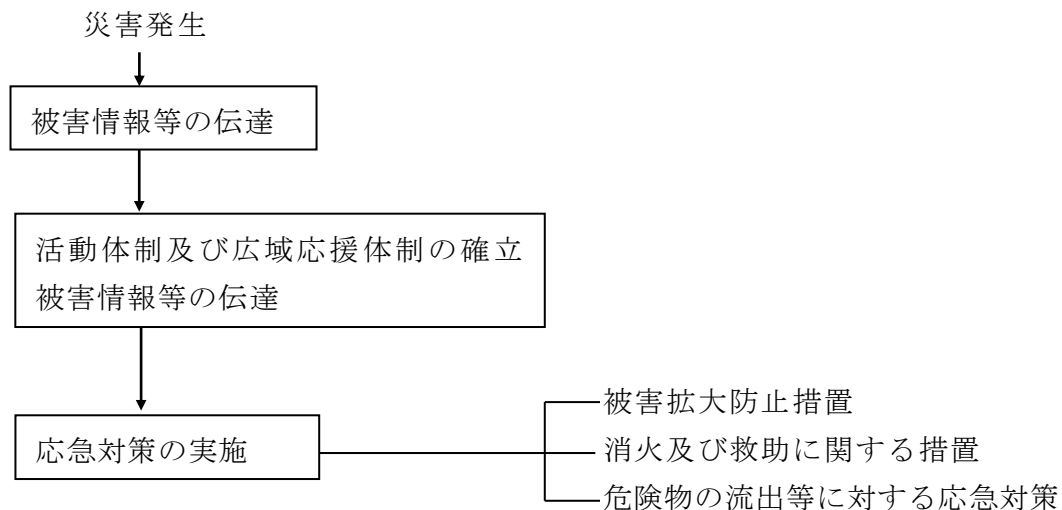
6 応急復旧

町は、事故被害状況を把握して、県、消防機関、県警察・新庄警察署等の防災関係機関及び当該航空会社と協力して応急復旧に努める。

第6節 道路災害対策計画

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救助・救急活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、県警察・新庄警察署、消防機関等が実施する災害応急活動について定める。

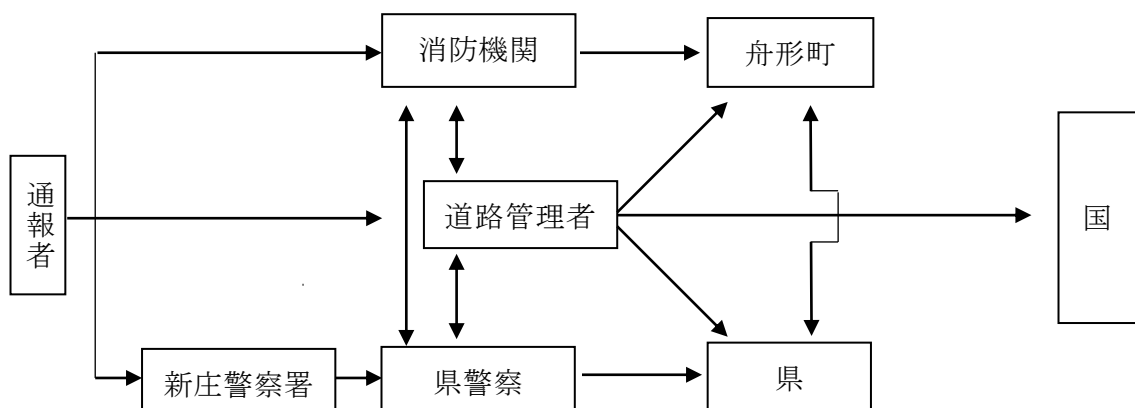
1 道路災害対策計画フロー



2 被害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生した場合、消防本部から町に対して事故発生のお知らせが入る。町は、この通報を受けて被害状況の調査を行い、県防災危機管理課に報告する。

情報通信連絡経路図



- (1) 道路管理者、県警察・新庄警察署及び消防機関のうち通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。
- (2) 災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに県（防災危機管理課）及び町に連絡する。
- (3) 町は被害の状況を調査し、県に報告する。
- (4) 県（防災危機管理課）は、災害発生の連絡を受けたときは、県警察・新庄警察署及び町と連絡をとり、災害の状況等を確認し、総務省消防庁に報告する。
- (5) 県（防災危機管理課）は、町、最上総合支庁を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を、国土交通省に報告する。

3 活動体制及び広域応援体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

町、道路管理者、県並びに関係機関等は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。

(2) 広域応援要請

町は、事故・災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、県、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請の依頼

町長は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の依頼を行うものとする。

4 応急対策の実施

(1) 被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため次の措置を講ずる。

① 通行禁止又は制限

道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

② 道路利用者及び一般住民等への広報

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに県警

察・新庄警察署、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用、道路情報提供システム等により広報を行う。

(2) 消火及び救助に関する措置

- ① 町、消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- ② 道路管理者は、町等の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

(3) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときには、消防、県警察・新庄警察署及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたるものとし、町は防除活動に協力する。

① 二次災害の防止

- ア 消防機関等は流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。
- イ 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。
- ウ 有害物質が河川等、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。

② 住民の安全確保

町及び県警察・新庄警察署等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。

第7節 林野火災対策計画

第1款 林野火災予防計画

自然環境と森林資源及び県民の生命財産を林野火災による被害から守るために、町、県、国及び林野関係機関が実施する災害予防対策について定める。

1 火災予防体制の整備

(1) 体制等の整備

町、県、国、最上広域森林組合及び林野所有者等は、次により林野火災予防に必要な体制等の整備に努める。

① 監視体制の整備

林野の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所等の設置や、林野内の住民等に林野の監視、事故通報等を委嘱する等、監視体制の整備に努める。

② 防火樹帯・防火線の整備

林野所有者等は、尾根、森林区画等を利用し、耐火樹、防火樹からなる防火樹帯を整備するとともに、地形、水利状況等を考慮して防火線を設けるよう努める。

防火線は、定期的な刈り払い等により適切な維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

③ 林道（防火道）の整備

町等は、消防用車両の通行に支障が無いよう、林道（防火道）の適切な維持管理に努める。

④ 消防水利の整備

町は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。また、防災関係機関は、河川、及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

⑤ 消防施設等の整備

町は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

(2) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

① 森林等への火入れ許可

町長は、森林法第21条に基づき森林等への火入れを許可する場合には、消防本部と十分協議し、火災予防に関する指導を徹底する。

また、火入れ場所が他の市町村に近接する場合には、当該市町村に通知する。

② 火気使用施設への指導

消防機関は、森林内及びその周辺に所在する民家、山小屋、キャンプ場等の管理者に対して、火気の使用について適宜、査察や指導を行う。

(3) 危険気象等に対する警戒

① 通常の警戒

林野の所有者、管理者及び消防機関等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合には、林野の巡視、監視等を強化する。

また、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努める。

② 火災警報発令と警戒

町長は、気象台から火災気象通報が発表されたとき又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときは、火災に関する警報を発令して住民、入林者等に対し周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

2 防火思想の普及

(1) 一般住民に対する啓発

町は、県その他林野関係機関と連携して、広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

(2) 地域住民、林野関係者等に対する指導

① 山火事防止対策連絡会議等の開催

町は、県その他の林野関係機関と連携し、山火事防止のための連絡会議等を適宜開催し、予防対策や火災発生時の対処等基本的事項等について確認し、その徹底を図る。

② 地域での指導の徹底

町は、関係機関の協力のもと、林野内に立ち入る機会の多い地域住民に対して、林野火災防止に関する講習会を開催する等により、防火思想の徹底を図る。

③ 職場での指導・啓発

町は、消防機関の協力を得る等により、林野火災防止に関する講習会を開催し、林野関係事業者等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について指導する。

3 消防体制等の整備

(1) 消防体制の整備

① 消防出動計画の策定

最上広域消防本部は、町の地域の地勢、植生及び気象等を勘案し、林野火災を想定した出動計画を消防計画に定める。

② 林野火災防ぎょ図の整備

消防機関は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図を整備する。

なお、必要に応じ、町の区域以外の林野地域についても、消防機関と協議のうえ、所要の事項を表示する。

③ 自衛消防体制の整備

町は、林野火災が消防車両の進入が困難な場所で発生する場合は多いことを考慮し、自衛消防隊を組織する等により、初期消火体制の整備を図る。

④ 広域応援体制等の整備

町は、県及び県内外の消防機関との広域的な応援体制や、県警察、自衛隊その他の機関との協力体制を整備し、火災発生時に効果的な消防活動が展開できるよう、平時から情報交換等に努める。

(2) 消防資機材の整備

町は、県及び林野関係機関と連携し、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

(3) 消防水利の確保

町、消防機関は、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成する等、消防水利の一層の整備を図る。

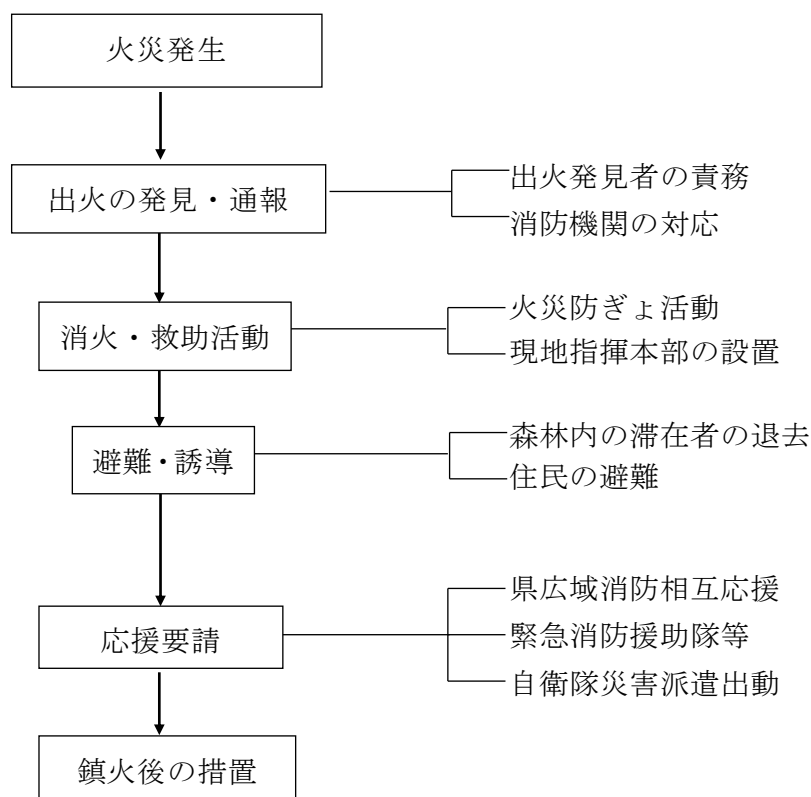
(4) 林野火災防ぎょ訓練の実施

県、町、その他の林野関係機関は、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

第2款 林野火災応急計画

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限に食い止めるために、町、地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して実施する消火・救助活動について定める。

1 林野火災応急計画フロー



2 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の責務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火力が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

(2) 消防機関の対応

通報を受けた消防機関は、直ちに関係隊を出動させるとともに、関係機関に所要の措置を講ずるよう要請する。

3 消火・救助活動

町及び消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

(1) 火災防ぎょ活動

① 地上での消火活動

町、消防本部、森林管理署及びその他の林野関係機関等は、相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画に定めるところにより、一致協力して消火活動を行う。

② 空中消火活動

町及び消防本部は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

③ 要救助者の救助

消防本部等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

(2) 現地指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、町のほか、関係市町村、県、県警察、陸上自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、消防本部の消防長は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じ現場近くに現地指揮本部を設置する。

4 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町は、警察及び消防機関等と連携して、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等より火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難勧告を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

特に要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成のうえ避難支援者をあらかじめ決めておくとともに、避難準備・高齢者等避難開始を発令するなど、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

5 応援要請

町又は県は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関に応援要請を行う。

(1) 県広域消防相互応援協定

町は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村等に対して応

援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊等

県は、消防庁に対して、大規模特殊災害時における広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。

(3) 自衛隊災害派遣出動

町長は、知事に対し自衛隊の災害活動派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対して派遣要請を行うとともに空中消火資機材の手配を行う。

6 鎮火後の措置

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

第 8 節 原子力事故災害対策計画

第 1 款 総則

1 計画の目的

山形県内には、原子力施設がなく、また、山形県は、女川原子力発電所及び福島第一原子力発電所から県境まで最短で約 77km、福島第二原子力発電所からは約 84km、柏崎刈羽原子力発電所からは約 105km 離れており、隣接県に立地する各原子力施設に関する「緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）」にも含まれていないものの、隣接県の原子力発電所において大規模な事故等が発生した場合には、山形県にも少なからぬ影響があると考えられる。

これら原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合には、住民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が県民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、住民の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

このことから、本節では、原子力事故災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

山形県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が存在している。

（1）宮城県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型（※）	認可出力	備考
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	1 号	BWR	52.4 万 kW	平成 30 年 12 月 21 日廃止（1 号機のみ）
			2 号	BWR	82.5 万 kW	
			3 号	BWR	82.5 万 kW	

※BWR＝沸騰水型軽水炉

（2）福島県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡 大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年 4月19日 廃止
			2号	BWR	78.4万kW	
			3号	BWR	78.4万kW	
			4号	BWR	78.4万kW	
			5号	BWR	78.4万kW	平成26年 1月31日 廃止
			6号	BWR	110.0万kW	
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡 楡葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW	令和元年 9月30日 廃止
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	

※BWR＝沸騰水型軽水炉

(3) 新潟県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東京電力ホールディングス株式会社	柏崎刈羽原子力発電所	新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW	
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	
			5号	BWR	110.0万kW	
			6号	ABWR	135.6万kW	
			7号	ABWR	135.6万kW	

※BWR＝沸騰水型軽水炉、ABWR＝改良型沸騰水型軽水炉

第2款 原子力災害予防計画

原子力災害による被害並びに住民、県民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、町等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

1 活動体制等

町は、本節に掲げる項目について、実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定するなど、各々の役割に応じて体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。

2 モニタリングの実施

(1) 平常時におけるモニタリング

町は、県内における放射線及び放射性物質の状況を把握するため、平常時より県が実施している、空間放射線並びに環境試料、水道水及び食品中の放射性物質のモニタリング（以下「モニタリング」という。）について協力し、随時モニタリング情報の提供を受ける。

① モニタリング体制等の整備

県は、平常時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「モニタリング機器」という。）を整備し、維持管理を行う。

なお、モニタリング機器の不足や故障を想定し、モニタリングの外部委託先やモニタリング機器の調達先をあらかじめ把握しておくものとする。

また、町においても、空間放射線に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

② モニタリングの対象とその手順

県は、平常時から空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査を行う。

モニタリング体制や実施手順等については、別に策定するマニュアルに記載するところによる。

③ モニタリング結果の公表

県は、平常時におけるモニタリングの結果を定期的に公表する。なお、測定結果に異常が確認された場合は、速やかに公表する。

3 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

県は、特に原子力事業者、隣接県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備する。

町は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2) 避難等の体制の整備

町及び県は、国が示す緊急事態の初期対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。

- ① 町及び県は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 10 条第 1 項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた住民への注意喚起体制を整備するものとする。
- ② 町及び県は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第 15 条第 1 項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定するものとする。

(3) 防災訓練等の実施

町及び県は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的の実施する。

4 防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

町は、県及び国と協力して必要な助言を受け、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ③ その他必要と認める事項に関すること。

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

① 防災広報

町は、国、原子力発電所所在道府県、県及び関係機関と協力して必要な助言を受け、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発を行う。

- ア 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。
- イ 原子力災害とその特性に関すること。
- ウ 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- エ 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。
- オ 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等に関すること。
- カ その他必要と認める事項に関すること。

② 防災教育

町及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努め

る。

③ 住民相談体制の整備

県は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

第3款 原子力災害応急計画

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県等の原子力施設で大規模な事故が発生した場合に、町等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

1 活動体制

県は、原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、あらかじめその組織及び体制について定めるものとする。

また、夜間、休日等における災害の発生にあたっては、職員を確保できるよう配慮する。

なお、活動体制の詳細については、別に定めるマニュアル等に記載する。

町は、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

2 モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L (※)に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

また、モニタリングは、別に定めるモニタリングマニュアルに従って行う。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係市町村、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

※＜O I L＞

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

① 緊急時におけるモニタリング

ア 空間放射線モニタリング

町及び県は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

イ 放射性物質の検査

県は、空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

② モニタリング結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページ

にポータルサイトを立ち上げるとともに、報道機関にプレスリリースを行うことにより迅速に公表する。

町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し防災行政無線、広報紙等により公表・周知を図る。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

- ① 県が行う県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、町は県と協力して、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。
- ② 県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び住民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。
- ③ 町は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

県が行う水道水の放射性物質検査の結果、O I Lや管理目標値を超えた場合は、水道事業者等に対し、超過原因の究明、再検査の実施、水道利用者への周知等を要請するものとし、町はこれに協力する。また、超過が継続すると見込まれる場合は、他の水源への振替、摂取制限等を水道事業者等に要請し、町はこれに協力するとともに、住民に対し防災行政無線、広報紙等により公表・周知を図る。

3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町は、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施するものとする。

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の住民への注意喚起

町は県と協力して、原子力災害の山形県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

(2) 全面緊急事態の際の県民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町及び県は、山形県への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、山形県に対して原災法第 15 条第 3 項の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して屋内退避等の指示を行う。

なお、原子力緊急事態（※）が発生した場合には、原災法第 15 条第 3 項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策

を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

※＜原子力緊急事態＞

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

- ① 県は、内閣総理大臣からの指示があった場合には、関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示（緊急）を以下の情報伝達の方法により行うものとし、屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

ア 報道機関に対する緊急放送等の要請

イ 防災行政無線による広報

ウ 広報車などによる広報

エ 学校等（保育園、小中学校）、医療機関、社会福祉施設等、特に屋内退避にあたり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示

オ バス事業者の協力による広報

- ② 県は、市町村の区域を越えた広域避難を要する市町村が生じた場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。なお、県外への広域避難が必要な場合は、県が避難先都道府県と協議し調整を行う。

調整に際しては、特に入院患者等避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮するものとし、移動が困難な者については、屋内退避も検討するものとする。

- ③ 町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示（緊急）を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。
- ④ 県は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

4 緊急医療活動の実施

町は、必要に応じて、県が行う避難者の健康相談、避難退域時検査及び簡易除染等に協力する。

5 住民への情報伝達等

- （１）住民に対する広報及び指示伝達

- ① 県が行う広報及び指示伝達

県は、県民に対して、テレビ、ラジオ等による緊急報道や県のホームページ

ージなど様々な広報媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、関係市町村に対し、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

また、情報提供にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。

ア 事故の概要

イ 災害の現況

ウ 放射線の状況に関する今後の予測

エ 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況

オ 屋内退避、避難など県民のとるべき行動及び注意事項

カ その他必要と認める事項

② 町が行う広報及び指示伝達

町は、住民に対して、防災行政無線や広報車、緊急速報メール（エリアメール）など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア 事故の概要

イ 災害の現況

ウ 放射線の状況に関する今後の予測

エ 町、県及び防災関係機関の対策状況

オ 屋内退避、避難など住民のとるべき措置及び注意事項

カ その他必要と認める事項

（２）住民相談の実施

県は、状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努め、町はこれに協力する。

6 風評被害の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、町産農林水産物や町内事業所が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

7 自治体の区域を越えた避難者の受入活動

自治体の区域を越えた避難者の受入等活動については、震災時の広域避難計画に準ずる。

また、避難指示（緊急）に基づかない自主避難者については、町及び県が連携して受入活動にあたる。

第4款 災害復旧計画

住民の生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

1 制限措置等の解除

(1) 各種指示の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、関係市町村に対し避難等の指示を解除するよう指示する。町は、住民に対しその旨を伝達する。

(2) 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、汚染県産農林水産物等の採取、出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に対し指示する。また、県は町と協力し、解除実施状況を確認するものとする。

2 モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表するものとする。町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し防災行政無線、広報紙等により公表・周知を図る。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

県は、モニタリングにより基準又はO I Lを超える空間放射線量率が確認され、県民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業を促進するものとし、町はこれに協力する。

(3) 健康に関する相談への対応

町及び県は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

3 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

町及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。

第9節 大規模停電対策計画

第1款 予防・事前対策

1 避難所、公共施設等への非常用電源の整備

町及び公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、避難所、公共施設等への非常用発電機の設置等を検討する。

なお、整備にあたっては、次の点に留意する。

- ・非常用電源の用途及び容量
- ・非常用電源を供給する機器の選定
- ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

(1) 避難所

町は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。

(2) 防災拠点

町は、対策本部を始めとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図る。

(3) 福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。

2 非常用発電機の燃料確保

町及び公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

3 大規模停電を想定した訓練の実施

町及び公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第2款 応急対策

1 実施事項

(1) 町

町は、当該地域において停電事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、速やかにその状況を取りまとめて、県知事に報告する。

(2) 東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター

停電事故が発生した場合は、町及び防災関係機関等に停電状況等を連絡する。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図る。

(1) 実施事項

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について地域住民への広報を実施する。

- ① 事故の発生日時及び場所
- ② 被害状況
- ③ 応急対策実施状況
- ④ 住民及び被災者に対する協力及び注意事項
- ⑤ その他必要と認められる事項

3 応急活動体制

町及び防災関係機関は、事前に停電事故に関する情報提供を受けた場合、停電事故に備えた配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、次により応急対策に努めるものとする。

(1) 町

町は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような避難対策を行う。

- ① 電源、暖房、毛布、食料等を整えた避難所の開設及び食料や燃料の補充体制の確保
- ② 広報車、ホームページ等による住民への避難施設情報等の周知
- ③ 町内会、自主防災組織等の協力を得ながら、高齢者等の避難行動要支援者を含む在宅者に対する声かけ
- ④ 避難者の健康管理に配慮した保健師等による巡回
- ⑤ 県に対し、必要に応じて備蓄資器材の貸与、民間資器材の調達、広域応援の調整、自衛隊の災害派遣等の応援要請依頼

(2) 消防機関

- ① 消防車等を活用した警戒パトロール

- ② 停電地区での通電火災の注意喚起
- ③ エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

(3) 警察

- ① 信号機停止時の交通整理、必要に応じ、通行の禁止や規制措置の実施
- ② 防犯対策のための警戒活動

(4) 道路管理者

- ① 信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保の実施
- ② 各道路管理者間で道路情報の共有を行い、道路通行の確保に努める。

(5) 東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター

東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センターは、町と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車等による緊急的な電力供給を行う。

4 応急給水活動

町は、飲料水、生活用水等の供給に関しては、関係機関と密接な連携を保ちながら、円滑な給水体制の確保を図る。また、公共施設の水道利用、給水タンク等による応急給水を実施する。

5 医療機関の機能確保

大規模停電発生時における医療機関の状況を早急に把握し、公的医療機関については、その機能確保及び患者の安全対策に万全を期するとともに、医療救護体制の確保を図る。

また、民間医療機関については、県、医師会等の協力を得て機能確保に努め、必要に応じて資機材の供与等の支援を行う。

6 火災予防対策

大規模停電発生時において、ガスコンロ、ろうそく等、火気使用の増加や電力復旧に伴う二次災害の発生を防止するため、自主防災組織及び消防団等による火気取扱等に関する注意喚起等、必要な対応を実施する。

7 災害広報

町、県及び消防機関は、停電事故の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、他都道府県及び国へ応援を要請するものとする。

